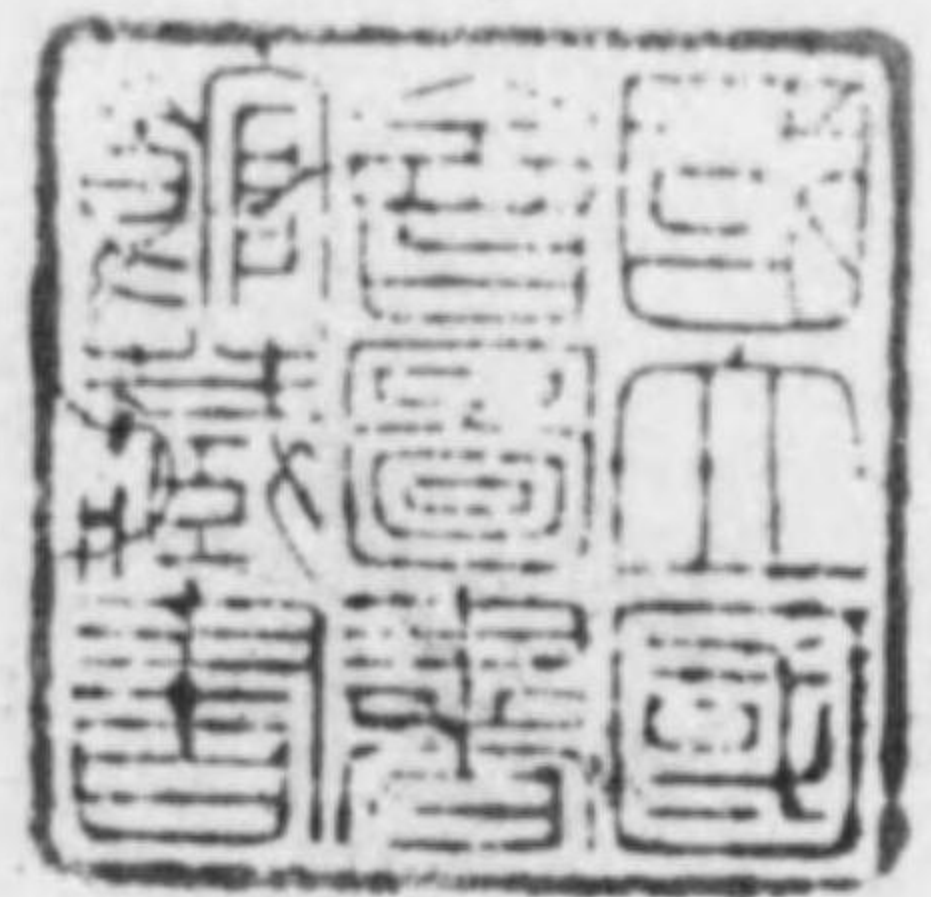


工H13



箕作麟祥君傳

289.1 M516 Om



240368



影攝月四年四廿治明



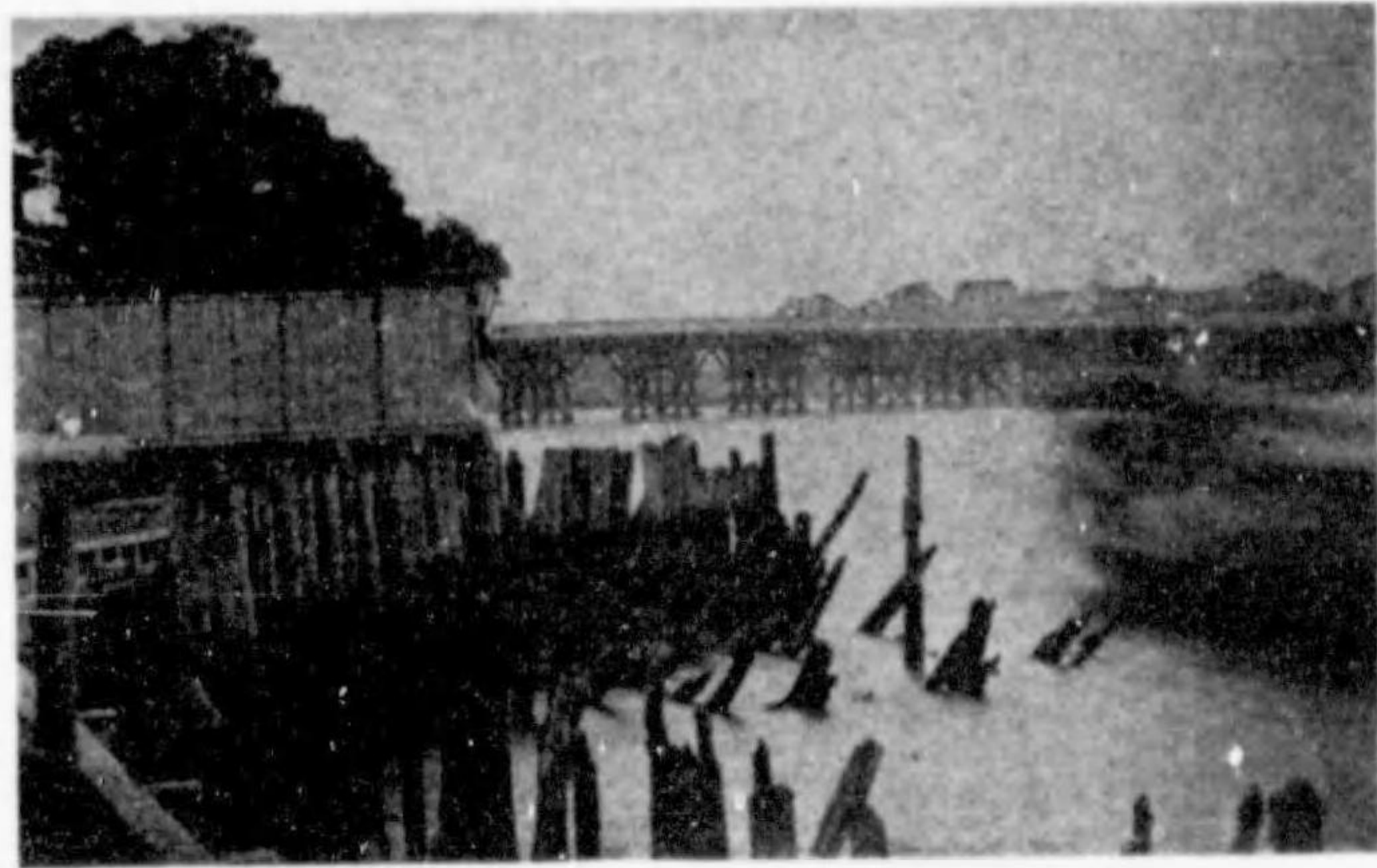
影撮月一十年一廿治明



人 夫 繼



人 夫 前



本所藤代町川添之景



佛國滯留中撮影

四

第四百百に起る前記ハ各ト異ナリ思
量如シハノ決ヲ記セシコト正トスノ決ヲ記シ又
存案ノ如ク之ニ反シタル証ト相抵触スルコト
加人可シノ決ヲ記セシハ存案ノ決ハ反
對ノ證據ヲ以テ對抗スルコト得可キ法律上ノ思
量ナリト其效力稍微弱ナリト雖モ前記ニ記ス
ル所ノ反對ノ證據ヲ以テ對抗スルコト得ザル法律
上ノ思量ニシテ其效力ノ更ニ大ナリトス
第四百百五十五ノ條ヲ看人可シ

第四百百八十四之三 連帯ノ義務者中一人ニ姓名ヲ付

署シタル私ノ證書ノ正本又ハ公正證書ノ大字ノ
副本ヲ得シタル時ハ其合同義務者ノ為メニ共同
ノ效ヲ生ズルコト(百一三。八。一。二八二以下。一。二八五)
第四百百五十五ノ條ノ副本ヲ得シタルノ權利者ノ
隨意ニシテ得シタル人ヲ云フ

合同義務者。他ノ連帯ノ義務者各異ラ指
シテ

共同ノ效ヲ生ズルコトノ私ノ證書ノ正本又ハ
シタル時ハ反對ノ證據ヲ以テ得セシメス
コトノ義務ヲ免除シタリト思量ノ可ク又公正證書
ノ大字ノ副本ヲ得シタル時ハ反對ノ證據ヲ以テ

緒言

明治三十年十一月、箕作麟祥君歿せられ、三十二年十一月、其三回忌辰に丁りて、外山正一君、菊池大麓君に意見を述べて、麟祥君の傳を作るべきなりと云ふ、吳文聰君、其事を擔任せむとて、外山氏を訪ひて、其方法を議し、舊門人、朋友、同僚の諸氏に就きて、麟祥君の言行につきての談話批評を聞き集めて、材料とすべき事となり、因て、速記の術に熟練なる林茂淳君に囑し、林氏、奔走して、諸氏の許に就きて、諸氏の談を集むる

（以下は手書きの筆記体で書かれた内容が、非常に淡く透けて見えます。内容は上記の印刷体とほぼ一致すると思われる。）

こと數年にして、材料積みて四卷となれり、而して、これを湊合して、傳を作成すべき事を余に託せられぬ、是に於て、諸氏の談を通讀し、冗を削り、要を探りて、前後錯綜し、これに、箕作氏の系譜、并に麟祥君の履歴を加へて、文を成せり、先づ、本文を掲げて、後に、諸氏の談を附す、本文、其要を盡せども、諸氏の談も、亦讀みて趣味多ければなり、余は、麟祥君の教を受たることなし、然れども、我が大槻氏は、箕作氏と、三世の通家なれば、編輯の任を辭せざりしなり、抑も、箕作氏の祖阮甫君、嗣子省吾君の碑文は、共に、余が先人磐溪が筆に成れ

り、阮甫君の嗣秋坪君の碑文は、中村正直君の手に成りしかど、其草案は、余が家兄如電が作りしものなり、秋坪君の男奎吾君の碑文は、余が撰せし所にして、而して、今又、省吾君の男麟祥君の傳の、余が編に成れること、是れ何等の因縁なるぞ、

明治四十年一月

大槻文彦

箕作麟祥君傳正誤

世系

頁數	行數	誤	正
一	四	植	禎
三	二	待	侍
四	一	調書	調所
六	六	則二郎	矩次郎
一三	六	這入つた來た	這入つて來
一五	六	緣故	緣故
一五	一三	ある人が	あの方が
一六	三	就れが是なる	孰れが是なる
一七	三	おとなし・人	おとなしい
一七	一五	を逐	を取て逐
一九	九	貞國	貞固
一九	一〇	待	侍
二〇	四	愛之暇	愛之暇
系圖			
一	二	紫川又ハ竹雨ト號ス	
一	一八	宜信院	宜信院殿
三	一七	治	信
四	六	操日須	操日順
四	一三	三日	八日
五	二	年譜	
九	一七	租	租
本傳		二月辨	二日辨
一	三	一卷を續み	一卷を讀み
一	五	下され物ノ下ニ(金魚ノ)	(坤輿圖識)
一	三	(坤輿圖識)	(坤輿圖識)
一	四	讀むの・見て	讀むのを見

頁數	行數	誤	正
一五	一	出來だ	出來た
一八	四	のが	のか
二二	六	辰	達
二三	一	船根に來り	根船に乗り
二六	四	辰	達
二七	四	辰	達
二九	七	辰	達
二九	一五	足を	足は
三二	一三	居	宮
三八	一	廿日廿四日ハ	割ル
四一	二	ルウド	ルウ、ド
四二	四	杯	杯
四三	九	皇・宮亮	皇后宮亮
四五	一四	久米	桑
五一	一三	なれり	成れり
五四	一〇	藩地	蕃地
五五	三	にても	にては
五六	八	大書記	大書記官
五八	一三	オフ、ビ	オフ、セ、ビ
六九	一〇	相當の學問	相當の學問
七二	一五	本も	本は
七五	三	ぬふ	ぬと
七五	四	ならぬふ云ふ	ならぬと云
七九	五	ナルコトナ國	ナルコトナ
八〇	七	報告ノ念	報國ノ念
八四	七	起・テ	起シテ
八七	一〇	委員なり	委員となり

頁數	行數	誤	正
九〇	三	フスケ	ブスケ
一〇五	一四	タツタキ	タツマキ
一〇六	一〇	まぬ	ませぬ
一〇七	六	宜し・が	宜しいが
一〇九	一四	ことを	ことには
一二〇	八	にも	には
一二四	一三	たるもの	たもの
一三六	一一	寛治ハ	寛信
一四一	一〇	氣	氣
一四九	五	には	にて
一五五	二	らぬだと	らぬと
一五六	二	伶俐	伶俐
一五八	一五	朱檀	紫檀
一五九	一	座	坐
一六五	四	耶の	耶氏の
一六八	七	癡	癡
一七三	一四	候	侯
一七四	三	百本抗	百本抗
一七四	一四	こと・少なか	ことは少な
一七六	一五	つた	かつた
一七六	一五	たど	たかど
一八三	九	藩	蕃
一八四	一三	書を率先	書の率先
一八五	一四	班	班
一八六	一五	古川宜譽	古川宜譽
〇		年譜ノ三歳ノ條并ニ傳ノ初ニ麟祥君ノ脚	
		ヲ病マレシハ寒風ノ爲ナル由ニ記シタル	
		ド或ハ僕ニ背ヨリ落サレ人ニ踏マレタル	
		ニ因リシトモ云フ	

世系圖傳
目次

一、緒言 1

二、世系圖傳 1

三、世系圖傳 1

四、世系圖傳 1

五、世系圖傳 1

六、世系圖傳 1

七、世系圖傳 1

八、世系圖傳 1

九、世系圖傳 1

十、世系圖傳 1

十一、世系圖傳 1

十二、世系圖傳 1

十三、世系圖傳 1

十四、世系圖傳 1

十五、世系圖傳 1

十六、世系圖傳 1

十七、世系圖傳 1

十八、世系圖傳 1

十九、世系圖傳 1

二十、世系圖傳 1

二十一、世系圖傳 1

二十二、世系圖傳 1

二十三、世系圖傳 1

二十四、世系圖傳 1

二十五、世系圖傳 1

二十六、世系圖傳 1

二十七、世系圖傳 1

二十八、世系圖傳 1

二十九、世系圖傳 1

三十、世系圖傳 1

三十一、世系圖傳 1

三十二、世系圖傳 1

三十三、世系圖傳 1

三十四、世系圖傳 1

三十五、世系圖傳 1

三十六、世系圖傳 1

三十七、世系圖傳 1

三十八、世系圖傳 1

三十九、世系圖傳 1

四十、世系圖傳 1

四十一、世系圖傳 1

四十二、世系圖傳 1

四十三、世系圖傳 1

四十四、世系圖傳 1

四十五、世系圖傳 1

四十六、世系圖傳 1

四十七、世系圖傳 1

四十八、世系圖傳 1

四十九、世系圖傳 1

五十、世系圖傳 1

五十一、世系圖傳 1

五十二、世系圖傳 1

五十三、世系圖傳 1

五十四、世系圖傳 1

五十五、世系圖傳 1

五十六、世系圖傳 1

五十七、世系圖傳 1

五十八、世系圖傳 1

五十九、世系圖傳 1

六十、世系圖傳 1

六十一、世系圖傳 1

六十二、世系圖傳 1

六十三、世系圖傳 1

六十四、世系圖傳 1

六十五、世系圖傳 1

六十六、世系圖傳 1

六十七、世系圖傳 1

六十八、世系圖傳 1

六十九、世系圖傳 1

七十、世系圖傳 1

七十一、世系圖傳 1

七十二、世系圖傳 1

七十三、世系圖傳 1

七十四、世系圖傳 1

七十五、世系圖傳 1

七十六、世系圖傳 1

七十七、世系圖傳 1

七十八、世系圖傳 1

七十九、世系圖傳 1

八十、世系圖傳 1

八十一、世系圖傳 1

八十二、世系圖傳 1

八十三、世系圖傳 1

八十四、世系圖傳 1

八十五、世系圖傳 1

八十六、世系圖傳 1

八十七、世系圖傳 1

八十八、世系圖傳 1

八十九、世系圖傳 1

九十、世系圖傳 1

九十一、世系圖傳 1

九十二、世系圖傳 1

九十三、世系圖傳 1

九十四、世系圖傳 1

九十五、世系圖傳 1

九十六、世系圖傳 1

九十七、世系圖傳 1

九十八、世系圖傳 1

九十九、世系圖傳 1

一百、世系圖傳 1

箕作氏の世系

箕作氏の世系

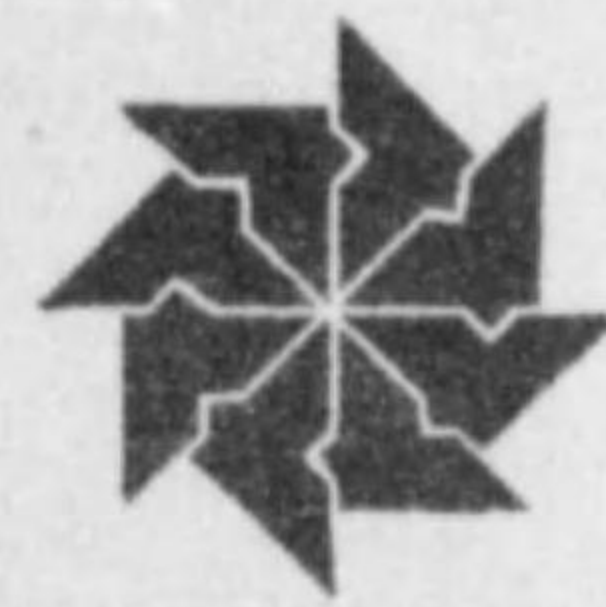
箕作氏は近江源氏佐々木氏より出づ家の紋は菊桐兩筋筈四目結なり近江の浦生郡觀音寺の城主佐々木右京大夫義賢入道承楨の子

其父定頼初め蒲生郡箕作城觀音寺城址の南中山道を挾みて其城址ありに居て箕作彈正忠と稱す箕作氏を稱するは其縁故なるべし慶長十九年大阪の冬の役に泰秀大阪軍に屬し軍破れて讃岐の小豆島に隠れ十太夫泰連備前衛義林を生む泰連兄弟美作の勝田驛に至て外戚三木長理に遇ふ長理留まりて住せむことを勸むこれに従ひて新田を檜原村大谷に開きて住し後に又泰秀を小豆島より迎へて共に居る是れより世々美作の人となれり泰秀寛永十四年十一月三日歿す年六十

八なりき義林、森大内記長繼に仕へて元祿六年三月十三日歿す。年七十二。義林の子十兵衛貞辨、醫を業とし改めて玄甫。又丈庵と稱し寶曆二年九月八日歿す。年八十四。貞辨の子九右衛門政辨出でて、松岡氏を繼ぐ。因て備前和氣郡鹽田村の郷士萬波嘉右衛門の第四子藤太郎貞隆を養ひて貞辨の女に配し玄甫。又宗俊と改稱し後又丈庵と改む。安永七年五月九日歿す。年五十九。貞隆の子貞固も亦丈庵と稱し醫術大に售れ天明二年十月始めて津山藩主松平越後守康哉公に仕ふ。享和二年十月六日歿す。貞固の子を阮甫とす。

箕作阮甫

阮甫諱は虔儒一の諱は貞一、字は庠西、阮甫は通稱なり。紫川と號す。母は祖父貞隆の生家萬波俊陳の女なり。阮甫性穎敏にし



て好みて書を讀み長ずるに及びて京都に遊び醫業を研究す。文政五年擢でられて待醫となり。後侯の駕に従ひて江戸に赴く。天保二年家を携へて江戸に至り鍛冶橋内なる津山藩の上邸に住す。此時に當りて同藩宇田川榛齋盛に西洋醫學を講ず。阮甫榛齋に従ひて蘭學を攻め業大に進む。天保十年六月幕府命じて天文臺の譯員に補す。嘉永六年魯西亞國の使節長崎に來る。幕府筒井川路二氏を遣はして之に接せしむ。阮甫命を奉じて隨行す。明年魯國の使節再び伊豆の下田に來て條約を定む。阮甫亦其議に與かる。安政二年四月家を義子秋坪に譲りて隱居し湯島天神下に住し天文臺譯員を辭す。此年九月蘭學に通明なるを以て將軍家定召して謁を賜ふ。三年幕府蕃書調所を建つ。四月阮甫擧げられて出役教授職となる。文久二年蕃書調書を洋書調所と改む。十二月二十八日阮甫擢でられて幕臣

に列し三十人扶持手當金二十兩を賜ひ洋書調書教授に任ぜられ儒者次席を命ぜらる三年春病に罹り六月十七日天神下の家に歿す年六十五、小石川白山の浄土寺に葬る譯書十數部一百六十餘卷あり阮甫嗣子なし初め門人佐々木省吾を養ひて女に配せしに子麟祥を生みて省吾歿せしかば菊池秋坪を以てこれに繼ぐ阮甫の幕臣に列するに及びて麟祥嫡孫を以て祖父の後を承く阮甫の室は同藩の士大村誠意の女にして三女を生む長女は藝州の吳黄石に適き次女は秋坪に配し季女は省吾に配す秋坪の配歿せし後季女復た秋坪に配す

箕作省吾

省吾は名は寛字は玉海、幼名を高之助と云ひ後に省吾を通稱とす仙臺藩の一門奥州膽澤郡水澤の邑主伊達將監の臣佐々

木左衛次秀規の次男にして母は後藤氏なり

○水澤の伊達氏は留守氏にて源頼朝奥州を征服して後伊澤左近將監家景を奥州留守職として宮城郡岩切城に置けり子孫留守氏を稱して伊達氏に屬し仙臺中納言政景の叔父上野介政景養はれて其第十六世となり伊達氏の稱を受けて一門と稱せし後裔水澤一萬六千石を領せり明治維新後留守氏に復す

省吾十六七歳にして江戸に遊び又京都に之きて諸家に從ひて學び遂に西南諸州を遊歴して山川の勝探訪せざるはなし國に在りて蘭醫坂野長安を師として其講義を聽き江戸なる箕作阮甫の學名を知りて遂に江戸に出で阮甫が鍛冶橋藩邸の居を叩きて門下に入り蘭學を受けて業大に進めり阮甫其精敏なるを愛して養ひて子とせむとし生家に照會せしに諾せしかば天保十四年十二月乃ち箕作氏の嗣となりて阮甫の

季女に配せり益學業を修め多く西洋地志の書を購ひ參互し譯定して遂に新製萬國全圖及び坤輿圖識三卷補四卷を著はして刊行し大に行はれ、世界地志世に明らかになりぬ省吾弘化三年七月男麟祥を生みて其年十二月十三日病みて歿す年二十六、浄土寺に葬れり

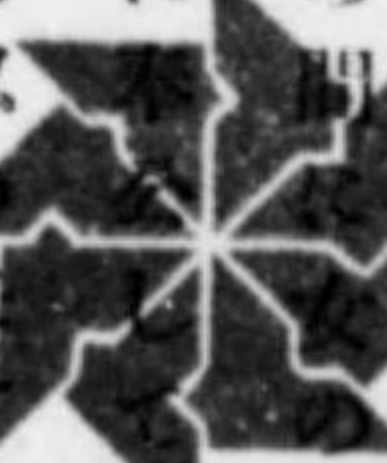
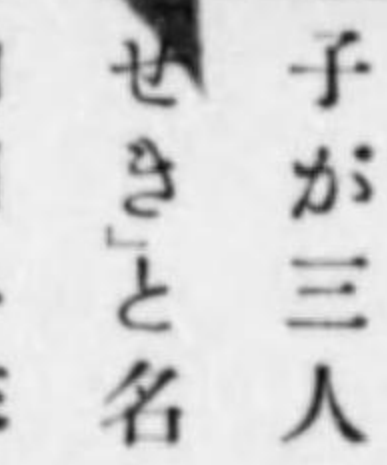
○秋坪(初名文藏又則二郎)は備中國英賀郡皆部きいの人津山藩預所學校附の儒者浪士菊池士郎の第二子なり省吾歿して後阮甫の嗣となり阮甫の第二女に配し安政二年阮甫隱居の後を承く亦蘭學を以て名あり文久元年幕府の命を奉じて歐州に趣き元治元年十月擢てられて幕臣の籍に入る明治元年致仕し十九年十二月三日歿す年六十二、長子奎吾父の後を承く大麓、秋坪の生家菊池氏を嗣ぎ三子佳吉津山藩箕作氏を嗣ぎ四子元八兄奎吾の歿後を承く以上は前配阮甫が第二女の生める所にて尙季女なほあり後配阮甫の第三女の生める所なり


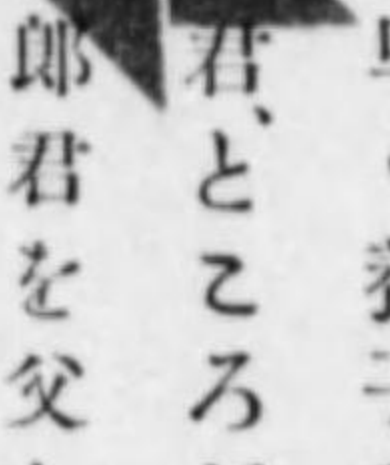
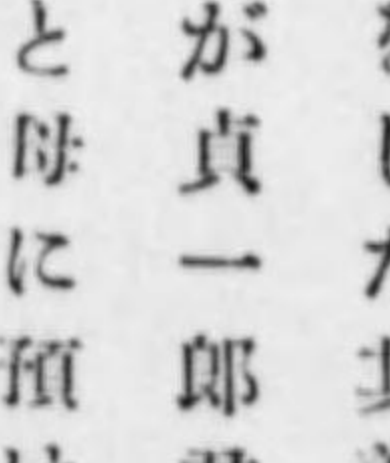
「吳文聰氏の談」 三十五年十月三十一日

麟祥君の祖父に當る箕作阮甫と云ふ人は作州の人て其妻即ち麟祥君の祖母に當る人は「とよ」と云ふ名て大村と云ふ津山藩の立派な家の生れて其父と云ふ人は儒者であつた阮甫は其儒者の世話になつて其娘即ち「とよ」を貰つて家内にしてさうして江戸に出て來た阮甫は漢學も一通りは能く出來たし蘭學では當時の名家の一入であつた此人はどうして怪我をしたのか右の手がわるかつたそれは「親から手前は手がわるくて不具の身であるから學問を十分にして醫者にでもならなければいけぬ」と言はれて専ら學に志したと云ふことである右の手がわるいので物を食ふに箸を持たずに匙を持つてたべた併しそのたべ方は一種無類で手を鉤に曲げて前の方から匙を持つて行つたさうして私どもの知つた所では阮甫と云ふ人は非常な愛せた人て喘息もちであつた

阮甫が夫婦で江戸に出て來て津山の藩邸へ遣入つた其時私の母は九歳であつた其頃箕作家は非常に困窮であつて兒玉の今の琢磨の御祖父さんか親類みたやうに世話を焼いてくれたさうして歳月を送つて居た阮甫の妻は非常に嚴重な人であつた


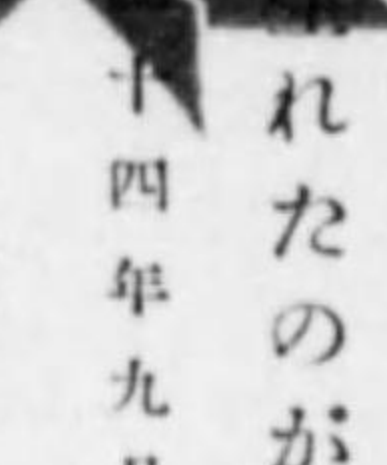
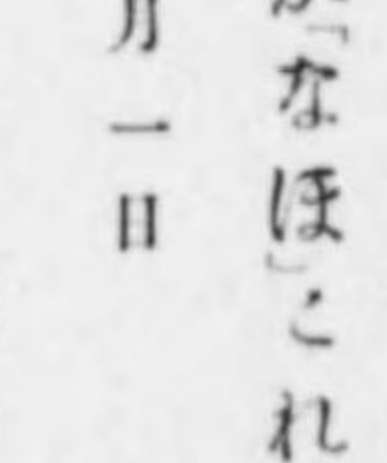
阮甫は蘭學をやつた其頃丁度高野長英がつかまる頃であつたか又はそれより古い頃であつたらうと思ひます蘭學をする者はつかまつて殺されると云ふ評判の高い時分て「御父さん聲を出してお読みでないよ」と言つて私の母が止めたことがあつたさうです

阮甫夫婦の間  子が三人あつて一番上が「さき」それが石川様と云ふ一萬石の大名に  「せき」と名を變へたそれが私の父の山田黄石と云ふ人に嫁した即ち私の母で山田へ來ても「せき」と云ふ名であつた私の父の山田黄石は私の生れた年即ち嘉永四年に自分が吳と云ふ所から出たと云ふので苗字を吳と改め吳黄石と稱した

阮甫の三番目の娘即ち末子が「まんと」言つたこれに  一番早く養子をした其養子は省吾と云ふ人で其間に生れたのが貞一郎  君、ところが貞一郎君が生れて間もなく省吾がなくなつたそれで「まんと」  郎君を父と母に預けて加州の御殿へ一生奉公に出た其時に名を「ちま」と變へた


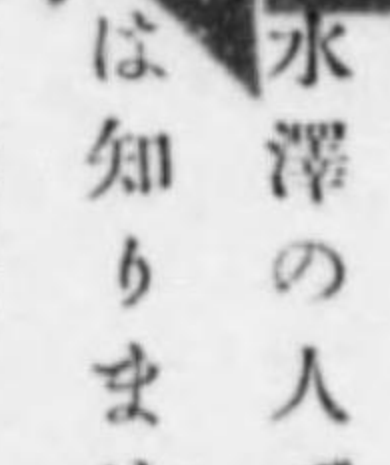
それから阮甫さんは二番目の娘の「つね」に養子をしたそれが秋坪でその間に男子が四人出來たそれが奎吾、大麓、佳吉、元八で「奎吾」は明治四年ごろ水泳で死

にましたさうして「つね」と云ふ人がなくなつた

加州の御殿に奉公をして居た末の娘「ちま」即ち貞一郎君の母が御殿から下つて來た丁度御維新前で一生奉公などと言つても暇の出る頃であつたから下つて家に歸つて來たそれから姉さん「つね」の跡になほつて秋坪の後妻になつたさうして  「つね」  君が今の子がなほ「つね」  君が今の坪井正五郎さんの家内です

「兒玉琢磨氏」  十四年九月一日

麟祥さんのおないさん阮甫さんは作州津山の藩で田町と云ふ所に屋敷がありました津山を引越して江戸へ來て鍛冶橋の津山の上屋敷へ來た時は私の家に着きました其時娘が二人來た「せき」さんにおつねさん、江戸へ來てから生れたのがおちまさん、それから南の御長屋に引越した

其時省吾さんと云ふ人が江戸へ出て來たこれ  水澤の人で佐々木省吾と云つた人、國で師匠の講義を聴くと其師匠が  君は知りませぬが、これは箕作阮甫先生の説だ」と云つては阮甫先生の説を引いて講義をしたそれから箕作阮甫先生と云ふ人はどういふ人かと云つて段々聞くと江戸に居て現に存命だと云ふことそれから阮甫先生に會ひたいと云つて下駄ばきて江戸

へやつて来て鍛冶橋内の松平三河守の屋敷に來たところが門で通さなかつたさうです昔は門がやかましかつたからねそれで省吾さんは段々譯を言つて箕作の家へ通つたさうです、
それから阮甫先生が省吾さんに會つたところが誠に面白い人で話が能く合つたと見えてその後四五度來たさうです或る時阮甫さんが私の祖父に自分の家は娘ばかりだから養子が一人欲しいと云ふ話佐々木省吾と云ふ人は他へ養子に行つてもよい身分だといふので私の祖父に省吾を家の養子にしようと思ふがどうだらうと云ふ話があつたそれから祖父が省吾に面會したところが人物もよいから至極好からうと云ふので私の祖父から省吾に阮甫さんの所へ養子に行つてくれと云つて話し又佐々木の家の方へ照會した佐々木の家の方でも承諾したので私の祖父が仲人になつて養子にさせました省吾さんには姉嬢を妻はせる積りだつたところが一番木のおちまさんと云ふのが不別品なので其おちまさんの聲になつた面の美しい方ほどこへても嫁にやれるからと云つて自分は末の一番の不別品のおちまさんを妻にした
省吾さんは二十五六までに日本國中すつかり歩いた人で大層地理に明るか

つたさうです坤輿圖識と云ふ書物を作つて出版したなか／＼えらい人でした

〔後藤新平氏の談〕 三十七年一月十五日

私の母は「りま」と云つて今年八十だが母の實家は坂野長安と云つて醫者で代々長安と云つて水澤の名家で藏書もあり蘭法醫者の元祖といふべき人だ此の人は私の母の祖父で私の母が十五の時に六十二で死んだ高野長英なども長安の門に入つて居たことがある長安の養子が端齋といふ人で是れが高野長英の兄だ

箕作者吾は初め佐々木高之助と云つて私の母の七つ位の時分に十四五で長安の所へ通ひ弟子に來て居たさうださうして漢學と醫學をやつて居て十四五から十七八まで來て居たさうだ併し年ははつきり覚えて居ないと云つて居る

水澤と云ふ所は仙臺家の一門で伊達將監と云ふ人の領して居た所で一萬六千石であるが高之助の父は佐々木佐衛次と云つて其所の御藏方か何かを勤めて居た人でなか／＼才子だつたさうだ此人は夫婦養子で實家は里見とい

ふ苗字だつたさうだ私の母は時々佐衛次の家へ馳走に呼ばれて行つたことがあるさうだ

高之助の母は後藤清人といふ人の娘で清人は私の一家だ清人は小姓取か何かをして居たさうだ高之助は長男であつて後に箕作の養子となつたから佐々木の家がさうだが後に跡が立つて其跡は今北海道かに行つて居るさうだ

母の話に高之助は氣だてのよい人で其仲間が八九人ばかり居たが其中で高之助は學問も能く出来たさうで他の人はからかつたり何かしたが高之助ばかりは極まじめだつたさうださうして私の母に本を教へた論語などは高さんが教へて呉れたと母が云つて居た高之助は子供の時に水車で右の人差指を怪我をして其指が短かつたさうだ私の母なつた時高之助の机の傍へ行つていたづらをするといたづらをしてはいけないうつたさうだ

高之助に「さい」と云ふ姉さんがあつて私の叔母が今年七十一になるが高之助の姉さんと話をしたことがあるが姉さんも誠に好い人だつたさうだ

高之助の事について逸話がある私の方では國から江戸などへ出てそれから國へ歸ることを中下りと云ふが高之助が中下りの時にかう云ふ話をしたさうだ高之助が江戸で金が無くなつて行き所を失つて仕方がないからサンビシ奉公に這入つたとして或る旗本の所へ目見えに行つたところが氣に入らぬと云つてそれから供待に行つて思案に暮れて居ると門から駕籠が這入つた來た駕籠が玄關へ着いて駕籠から下りて上へあがつて行く人がある見ると總髮一本差した人でつまらぬ形をして居たそれから何と云ふ人かと駕籠舁に聞いたところが高野長英と云ふ人だと云つた其時に高之助は同じ水澤から出た者でおれは目見えに來て氣に入らぬと云つて還される身分あの人はあんなつまらぬ形をして居ながら關まで駕籠を乗りつけ威張つてあがつて行くおれも長英と同じ坂野の門人だつたさうだ

の醫者の所へ這入つたさうだ其後箕作家へ行つて就學する端緒を得て箕作の學生で居て遂に養子となつたのださうだ高之助が省吾と云ふ名になつたのはいつの頃か分らぬが江戸へ上つてからの事に違ひはあるまい
 省吾さんの死んだ時までは私の國に通知があつて何か省吾さんのかたみが來たと云ふ事を聞いて居る省吾が病氣で血を吐いた時分に吉田と云ふ人が省吾の門に這入つて居たそれが居ると幾らか省吾の事が分るだらうがそれもとうに死んで仕舞つたし私の國には省吾の事を知つて居る者はもう無いだらう幾らか知つて居るのは今年八十になる私の母ぐらゐなものだらう
 私の家に省吾が拵へた坤輿圖識と云ふ本があつたそれは磐溪が序文を書いて居たやうに覺へて居るそれは省吾の所から私の家へ送つて來たのでそれが私の家に確にあつたがどうしたか近頃尋ねて見ても見當らぬ二十年ばかり前の事だつたが省吾の書いた物が何かあるかと思つて國の方をさがして見たがどこにもなかつた手紙か何かでもよいから見付たいと思つてさがして見たが見當らなかつた長英のは其當時やかましかつたからわざと無くして仕舞つたのださうだがそれでも幾らか残つて居た省吾のは何も無かつた

國では高野長英の像が出來て居る省吾の名も學校などで話すことがあるから像を拵へて置かうとしたがどうもどんな容貌だつたか分らぬ
 私は明治四年に十五で東京へ出て來て其時麟祥の所へ行つた宅は下谷であつたと思ふ麟祥は名高い人だから尋ねて行つて學生として置いて呉れまいかと頼んだが今は出來ぬと云つて斷られた其後行つたことは無い其時自分は水澤の者でと云つただけで縁故の事は何も言はなかつた麟祥もさういへば私の親父も水澤だがと言つただけで外に何も言はなかつた私の方でも何も話さなかつた話したら置いて呉れたかも知れぬが私は縁故を以て頼みに行つたのでは無く當時有名な人であつたから行つたのだ
 後に獨立してから麟祥の所へ其話をしに行きたいものだと思つて居たがとう／＼其機を得ないで麟祥はなくなつてしまつた麟祥が元老院に居つた時分私が内務省に居て元老院に行つたことがあつたが別に何も話したことはない議會でもある人が箕作麟祥だなどと思つて居たことはあるが話したことはない又話したところが麟祥の方でも記憶に存しては居らなかつたらう尋ねて行つた時冷淡な話で別れてしまつたのだから

○右後藤新平氏の母氏の談に省吾を佐々木佐衛次の長男としたれど後に擧ぐる文久三年三月箕作阮甫より省吾の子の貞一郎の嫡孫承祖を幕府へ願ひ出でたる書には佐々木佐衛次次男省吾としてあり就れか是なるを詳にせず明治三十九年十一月水澤留守家の舊家老あまご目泰太郎に省吾の家系に付きて問合はせたり。佐々木佐衛次は天保六年八月十三日歿す、法名哲善敬義庵主、同人妻は同九月十七日歿す、法名積善貞義大姉、年齢分明ならず佐々木の家は水澤伊達氏の臣小島萩左衛門の弟健之進を養子として立ち其子を徳藏と云ひて現に北海道札幌に住すと云ひ來れり又省吾に姉あり名を「さい」と云ひ水澤の家臣水戸氏に嫁し其子を周内と云ひ周内の女に同じ家臣中より養子したるを佐七と云ひ其子與七郎も今札幌に住すと云ふ

「後藤新平氏の母りえ子の談」三十九年二月

佐々木高之助さんは私ども故郷の水澤の家來で、おれは御小姓頭を勤めお父さんの佐衛次さんは御料理人から勘定方となりました私は今年八十二になります。私が私の幼少の頃死なれました高之助のお母さんは後藤清人と云ふ人の娘です高之助さんは私の祖父の坂野長安と云ふ醫者に就いて十五

六まで四五五年の間學問をしまして一年の内半分位は坂野の家に居ました私のちいさい時に高之助さんに負はれたことがございました高之助さんは人に物を教へるなどに心切ておとなし人でありました十六七の時に國を出ました

○箕作者吾 醒宛の俗牘を大槻文彦藏す其末文に、去月二十二三日夜小傳馬町百乗虚高野長英出奔近日嚴に處々尋候由尤大槻俊齋杯へは同心共参り同人事尋候由に御座候何方へ奔候哉定て、リュス杯と察候御考如何などとあり元順は仙臺の醫松井氏ならむ江戸より差立てたる俗牘なるべし牢の焼失は弘化元年六月廿二日なり大槻俊齋は仙臺の醫にて下谷練屏町に住し長英と長崎にての同學の友なり、リュス杯の事なり長英の事件の時阮甫も嫌疑を受くべしとて隱匿の策を計りし由「ちま」の話あり

○省吾が坤輿圖識を譯するに當りて Republic (蘭語) の譯語に窮して大槻磐溪に意見を問へり磐溪支那三代の周の厲王の時君主なく宰相國を治めて居たりしを共和十六年と稱したりしを遂に共和政治と譯せしめたり省吾が作れ

る新製萬國全圖の序は磐溪の文集寧靜閣一集にあり後藤新平氏の云へる坤輿圖識の序といふもの見えず

蕃書調所出役

紋所四ツ目

松平三河守家來

御手當

秋坪父隱居

一三十人扶持

箕作阮甫

辰年五十八歳

宿所湯島天神下評定書留役

小俣稻太郎屋敷借地

慎徳院様御代天保十亥年六月八日天文方山路彌右衛門手附蘭書和解御用被仰付、右御用取扱候に付御褒美銀頂戴仕、安政二卯年九月閣學宜仕候旨和解御用勤中出精相勤候に付爲御褒美銀七枚頂戴、同辰年四月五日蕃書調所出役教授職被仰付、文久二壬戌十二月廿八日新規被爲召出洋書調所教授被仰付、三十人扶持被下、御手當金は迄之通被下候、儒者次席被仰付候

紫川箕作先生碑

大槻 磐 溪

紫川箕作先生、易寶之前日、自題肖像曰、學術東西究古今、歷朝治亂儘鈞深、弱冠勵志無成業、孤負十餘歲心、遂遺命兒孫、無爲碑銘、嗚呼先生臨沒之言、足以槩其立品成業矣、雖平、勸諸貞石、亦孝子之情不能己者、况余辱先生之交、三十餘年、則碑銘之辭、而辭之、先生諱虔、儒字庠、西通稱阮甫、其先出於近江佐々木氏、遠祖某、居湖東箕作邑、因氏焉、五世祖泰秀、慶長中、避亂隱讚岐小豆島、其二子泰連、義林、航海來山陽、依外家三木氏、墾闢新田於大谷村、迎父共居、從此世爲美作人、義林四世孫貞國、始以醫仕津山侯、稱丈庵、乃先生父也、先生幼喪怙、養於母萬波氏、性穎敏、日務讀書、及長遊京都、研究醫書、文政壬午、擢後從公、駕役於江戶、當此時、榛齋宇田川翁、盛講西洋醫學、先生往聽其說、遂改轍專攻洋學、不數年業大進、天保己亥、幕府命補司天臺譯員、安政癸丑、使節來長崎、幕府遣簡井川路二公、往接之、先生奉命從行、其明年、再來下田、以定條約、先生皆與其議、官賜銀賞之、安政乙卯、溫恭大君召而賜謁、世榮之、其明年、官建洋書調所、舉先生爲教授、職、文久壬戌、擢列幕籍、班在儒者次、先是、先生無嗣、養門人佐々木省吾爲子、早沒、以

菊池氏子秋坪繼之及先生入幕籍省吾遺孤貞一郎以嫡孫承其後云癸亥六月十七日病終於湯島之宅距生寬政己未九月六日得年六十五葬白山淨土寺娶大村氏生三女長適安藝吳黃石次配秋坪季配省吾先生為人剛直持身極嚴其逢浮華輕薄之人而折無所諱然至老幼婦女溫然款接故人畏而愛之暇輒逍遙風月吟咏自樂常戒子弟學鏡原者勿要速成唯念々不離學則所得自多矣著有外科必讀泰西名醫彙鏡原影泰西大事策西史外傳八紘通誌八紘勝覽三才緒正知生鏡原鷺毛筆乘等是爲銘銘曰

洋學之起 志醫者多 其志史學 世有幾何

能讀雜讀 條理明暢 遠西治亂 視之掌上

職方有闕 陞爲幕臣 誰繼其響 嚆矢斯人

慶應紀元乙丑五月 大槻清崇撰

箕作玉海墓表



大槻磐溪

著人間未曾有之書壽諸木以傳不朽資後學則身雖不祿無愧於天地而况遺一孫以承其祖則無後之罪亦在所免也是可以表箕作君玉海之墓矣君諱寬稱省吾玉

海其字仙臺水澤邑人本姓佐々木氏考諱秀規稱左衛次本藩給主而世屬邑主伊達氏妣後藤氏君少小游江戸遂之京師從摩島仁科諸家學既而歷游西南諸州凡峻嶽巨川無勝不討踰險凌危必窮其巔委而止君異日地學之精蓋胚胎於此萍跡數年再來江戸從州藩箕作紫川先生受和蘭之學無幾業大進先生愛其精敏養以爲義子以君亦感激思自奮益銳意鉛槧多購西洋地誌之書參互譯定遂著新製萬國坤輿圖識三卷補四卷繡梓以行於是輿地之書始顯於世一時流傳之盛殆遍於都鄙矣先是源白石先生著采覽異言世人始知瀛海之外有大洲山村昌永爲之增訂補譯然後其書大備焉然其所載大都皆係百餘年前事及此書出則近今域中沿革盛衰瞭然如指諸掌也蓋那波烈翁擾亂西洲而大小諸國興廢不一莫臥兒帝滅於印度而滿刺甸際苦私諸豪他新和蘭之別自爲一大洲米利幹之爲三十州共和國是皆後來變局之在屬國蟠聯六洲以漸迫東南諸島則防禦之策守備之於此英機黎之強大所有裨益於世不特資後學廣異聞也嗟夫武人死於武文士斃於文玉海君之耗精力於此終以咯血致疾與李長吉同死於千載者是其所自分較之四十五而無聞不成一事以死者其爲得失何如也君生於文政四年辛巳卒於弘化三年丙午十二月

箕作氏の世系

十三日、得年僅二十六、葬於城北淨土寺、有一男兒、隆鼻魁梧、亦可以期成立云、銘曰、
白山寶域、藩祖所開、託骨斯土、魂亦安哉、

輓箕作玉海

大槻磐溪

不是苦吟求、略血誤天年、莫將長吉來倫擬、補得蘭臺輿地編、
雙親白髮未、人間廿六秋、俛仰而今亦知免、留斯塊肉繼箕裘、



系圖及年譜

圖 系 氏 作 箕

箕作氏系圖

○ 阮甫

諱ハ慶儒字ハ摩西紫川ト號ス通稱初メ惠迪又玄甫



貞固ノ第二子ナリ寛政十一年九月七日生ル兄豐順ノ後ヲ承ケ文政五年侍醫トナリ天保二年九月和蘭ノ學ヲ修メ十年六月幕府ノ天文臺譯員トナリ安政二年四月家ヲ義子秋坪ニ讓リ住シ將軍ノ賜ヲ受ケ九月將軍ノ調ヲ賜ハリ三年四月幕府ノ蕃所調所出役教授職ヲ命セラレ文久二年十二月學ヲラレ洋書調所教授ニ任セラレ三年六月十七日歿ス年六十五小石川白山ノ淨土寺ニ葬ル竹雨居士

妻大村氏

津山藩ノ儒大村誠意ノ女諱ハとよ三女ヲ生ム
明治二年十月十九日歿ス年六十二淨川院涼岸妙達大姉

省吾

諱ハ寛字ハ玉海幼名高之助夢霞山人ト號ス

仙臺藩一門伊達將監ノ臣佐々木佐衛次秀規ノ次子ナリ文政四年生レ阮甫ノ嗣トナリ阮甫ノ第三女ニ配ス亦蘭學ニ通ズ弘化三年十二月十三日歿ス年二十六淨土寺ニ葬ル此後阮甫夢霞玉海居士

妻箕作氏

阮甫ノ第三女

秋坪



備中菅部ノ浪士菊池十郎ノ次子ナリ者吾歿シテ後阮甫ノ嗣トナリ阮甫ノ第二女ニ配ス安政二年四月家ヲ承ケ亦蘭學ニ通明ナリ文久元年幕府ノ命ヲ以テ歐洲ニ赴キ元治元年十月幕府ノ臣籍ニ入り明治元年致仕シ三又塾ヲ開キテ生徒ヲ教授シ十九年十二月三日歿ス年六十二東京谷中ノ墓地ニ葬ル宜信院坦道秋坪大居士

妻箕作氏

阮甫ノ第二女

繼妻箕作氏

阮甫ノ第三女

奎吾

諱ハ寧

母ハ阮甫ノ第二女嘉永五年正月二十六日生ル英學ヲ修メ慶應二年幕府ノ開成所教授補ヲ命セラレ此冬學資ヲ賜ヒテ英國ニ留學シ明治元年六月歸朝シ三年正月大學大助教ニ任セラレ八月大學少博士ニ進メラレ四年春職ヲ辭シ學塾ノ生徒ヲ教授シ此年六月十四日歿ス年二十淨土寺ニ葬ル寧靜院淡齋居士

大麓

母同
東京府士族東京帝國大學理學博士父ノ生家菊池氏ヲ嗣グ
東京府士族東京帝國大學理學博士父ノ生家菊池氏ヲ嗣グ
東京府士族東京帝國大學理學博士父ノ生家菊池氏ヲ嗣グ

從三位勳二等 理學博士男爵

佳吉

母同上安政四年十二月朔日生ル明治四年九月津山藩箕作氏ヲ嗣グ
東京帝國大學理學博士父ノ生家菊池氏ヲ嗣グ
東京府士族東京帝國大學理學博士父ノ生家菊池氏ヲ嗣グ

元八

母同上文久二年五月二十九日生ル兄奎吾ノ後ヲ嗣キテ靜岡藩籍
高等師範學校教授第一高等學校教授東京帝國大學文科大學教授

女子

直子

母阮甫ノ第三女明治五年五月十五日生ル
東京府士族東京帝國大學理學博士父ノ生家菊池氏ヲ嗣グ

女子

諱ハせき初メさき

母ハ大村氏文政六年五月二十日生ル安藝ノ人吳黃石ノ後妻トナリ次男文聰四男秀三四女やす(大槻魯庵妻)五女くみ(明治女學校長)六女りき(日高秩父妻)ヲ生ム明治十九年十一月四日歿ス年六十四心意至善大姉

女子

諱ハつね

母同上文政十一年生ル秋坪ニ配シ奎吾大麓佳吉元八ヲ生ム慶應二年二月十八日歿ス年三十九順承院慈惠常貞大姉

女子

諱ハちま初メ志ん

母同上天保三年八月二十日生ル初メ省吾ニ配シテ麟祥ヲ生ミ後秋坪ニ配シテ女直子ヲ生ム明治二十七年三月十一日歿ス年六十三明智院滿譽貞鑑大姉

麟祥

次テ貞一郎

母ハ麟祥ノ第三女弘化三年七月二十九日生ル祖父阮甫幕府ノ臣籍ニ列シテ文久三年歿セシカバ嫡孫ヲ以テ祖父ノ後ヲ承ケ開成所教授見習トナリ慶應三年正月徳川民部大輔ニ隨ヒテ佛國ニ趣キ明治元年二月歸朝シ爾後明治政府ニ仕ヘテ一等譯官ヨリ累進シテ文部省司法省太政官ノ諸官ニ遷任シテ元老院議官司法次官行政裁判所長ニ任セウレ賞族院議員トナリ法學博士ノ學位ヲ授ケラレ從二位勳一等叙シ瑞寶章ヲ賜ヒ男爵ヲ授ケラレ明治三十年十二月一日薨ズ年五十二開成院殿法譽性徳麟祥大居士

妻三澤氏

諱ハもと

長野縣士族三澤精確ノ第三女嘉永六年二月二十八日生ル慶應二年十四ニシテ來リ嫁シ三男三女ヲ生ミ明治二十年三月十一日歿ス年三十五茂松院貞譽登岸大姉

繼妻大前氏

名ハとを

靜岡縣士族大前寛治ノ第三女安政二年三月生ル明治二十年八月十一日歿ス年三十三ニシテ來リ嫁シ男俊夫ヲ生ム

女子

貞子

母三澤氏明治二年七月十二日生ル東京府士族東京帝國大學農科大學教授理學博士石川千代松妻

女子

茂子

箕作氏系圖

泰一 女子 正次 祥三 俊夫

母同上明治四年八月二十五日生レ十五年四月五日歿ス年十二

母同上明治五年十一月二十二日生レ明年十月一日天ス

女子

母同上明治八年八月十四日生ル長崎縣士族東京帝國大學理科大學教授理學博士長岡半太郎妻三十五年

母同上明治九年十一月四日生レ明年十月一日天ス

正次

母同上明治九年十月二十七日生ル三十年十二月十一日家督シ三十一年一月二十日從五位ニ叙セラレ三十二年十月二十九日卒ス年二十四厚徳院殿誠譽禰祥大居士

俊夫

母大前氏明治二十二年三月二十三日生ル男爵ヲ繼ケ



箕作麟祥君年譜

箕作麟祥君年譜

通稱貞一郎、明治四年實名麟祥ヲ稱ス 祖父箕作阮甫津山藩侍、久二年幕府ノ臣籍ニ入ル 父省吾、阮甫ノ養子、仙臺門伊達將監ノ臣佐々木佐衛次ノ次子 母、阮甫ノ第三女

弘化三年 一歲

七月廿九日江戸鍛冶橋内津山藩上屋敷内ニ生ル○十二月十三日父省吾歿ス

嘉永四年 二歲

幼ナル時僕ニ負ハレテ江戸足ヲ寒風ニ曝サレテ疾ヲ得 名ノ總登城ヲ見ル時ニ嚴寒ニテ能ハズナル

三年 三歲
四年 四歲
五年 五歲
六年 六歲
七年 七歲

母加州侯邸ノ奥ニ仕テ麟祥五六歳ヨリ侯邸ニ出入シ侯ノ前ニ出テ、讀書ス侯賞シテ物ヲ賜フ



箕作麟祥君年譜

五年	廿七歲
六年	廿八歲
七年	廿九歲
八年	三十歲
九年	三十一歲
十年	三十二歲
十一年	三十三歲
十二年	三十四歲
十三年	三十五歲
十四年	三十六歲
十五年	三十七歲
十六年	三十八歲

正月二十日訴訟法十一冊至急翻譯成業勳ニ付金百圓ヲ賜ハル○同月廿二日司法中判事ヲ兼任セシメラル○四月吳服橋司法省構内ニ移リ住ス○八月十四日大外史ニ任セラレ司法省御用兼勳ヲ命セララル○十月廿九日本所藤代町ニ轉居ス○十一月廿二日長男泰一出生ル
五月三日權大内史ニ任セラレ四月翻譯局長命セララル○十月一日長男泰一天ス
七月廿四日臺灣蕃地事務局ヨリ英佛原文數十回至急ノ際勳翻譯セシニ付金二百五十圓ヲ賜ハル○八月十四日三女操子生ル
九月十四日司法省四等出仕ニ補セラレ十八日第六局長兼第四局副長命セララル○十一月四日次子正次郎生ル
一月十七日司法大丞ニ任セララル○十月一日次子正次郎天ス○同月廿七日三子祥三生ル
一月十一日大少丞以下廢セラレ同日司法大書記官ニ任セラレ○十二日翻譯課民法編纂課兩課長命セララル○五月廿一日民法編纂委員兼務命セララル
三月六日修補委員命セララル
三月五日太政官大書記官ニ任セララル○同月十五日東京學士會院會員ニ選舉セララル○六月八日從四位ニ叙セララル○十一月八日自今年俸三千五百圓ヲ賜ハル



箕作麟祥君年譜

十七年	三十九歲
十八年	四十歲
十九年	四十一歲
二十年	四十二歲
二十一年	四十三歲
二十二年	四十四歲
二十三年	四十五歲
二十四年	四十六歲
二十五年	四十七歲
二十六年	四十八歲

五月廿四日會社條例編纂委員ヲ命セララル
三月二日議官官等ヲ定メ一等相當年俸四千圓ヲ賜ハル○同月四日破産法編纂委員ヲ命セララル○十月一日正四位ニ叙セララル
三月廿三日商法編纂委員ヲ命セララル○同月三十日議官官等年俸ヲ改メラル○勅任一等年俸三千五百圓トナル○同月三十一日民法編纂局廢セララル○十月二十日從三位ニ叙セララル○十二月廿三日商法編纂事務勳ニ付金二百圓ヲ賜ハル
三月十一日室三澤氏歿ス年三十五○四月十二日法律取調委員命セララル○同月十八日商法編纂委員免セララル○同月廿五日勳二等ニ叙セラレ旭日重光章ヲ授ケラル
五月七日法學博士ノ學位ヲ授ケラル○同月廿八日法律取調委員拜命以來一日ノ缺勤ナク勳ニ付金千圓ヲ賜ハル○十一月九日司法次官ニ任セ勳任官一等ニ叙シ下級俸ヲ賜ハル
三月廿八日四子俊夫生ル○十一月廿五日帝國憲法發布紀念章ヲ授ケラル
一月十四日御用有之大阪へ出張ヲ命セララル○九月廿九日貴族院議員ニ任セララル○十二月二月辯護士法案政府委員命セララル○同月四日明治廿四年度豫算案政府委員命セララル○同日司法省御用兼勳ヲ命セララル○二月六日司法省所管事務勳ニ付金千圓ヲ賜ハル○三月三十日勳一等ニ叙セララル○瑞寶章ヲ賜ハル○同月同日勳ニ付金千圓ヲ賜ハル○五月五日法律取調委員ヲ免セララル○同日勳ニ付金千圓ヲ賜ハル○五月二日文官普通試驗委員所評定官ニ任セラレ勳任官一等ニ叙セララル○十一月十一日高等官官等俸給令發布アリ○同月二十日陸セテ高等官一等ニ叙セララル
四月十三日法典調査會主査委員命セララル○七月十日手當金三百五十圓ヲ賜ハル(十二月十五日同上)

箕作麟祥君傳

箕作麟祥君傳

麟祥君は、弘化三年七月二十九日、江戸鍛冶橋内なる津山藩の上屋敷内に生る幼名を貞太郎と云ひ後に貞一郎と改む、祖父箕作阮甫は津山藩の侍醫なり、父を省吾と云ひ、阮甫の義子にて、母は阮甫の第三女なり、父省吾、麟祥君の生れたる年の十二月十三日、病みて歿せり、

麟祥君、三歳ばかりの時、家僕に負はれ、江戸城大手前にて、諸大名の總登城するを見る時に、嚴寒なるに足^をあらはし、居たれば、甚しく冷えて、家に歸りて、足痛みしが^疾に疾みて右脚を屈すること能はずなりぬ、幼きより穎敏にして、祖父阮甫に教へられて、書を讀み、四五歳の頃、三體詩を誦したり、母は、省吾の歿せし後、加州侯の邸に入り、夫人溶姫の奥に、一生奉公として仕へ

ぬ、麟祥君、此縁に因りて、五六歳の頃より、屢、加州邸に出で、侯の前にて讀書し、誦讀節を誤らず、侯より賞賜ありき、十歳の頃、藩主の前にて、陳龍川文集の無點本を讀む、流暢にして、滯ることなし、神童の稱あり、祖父、これを鍾愛す、安政元年、麟祥君十歳の時、四月、阮甫家を義子秋坪に譲りて、隱居し、移りて湯島天神中坂下に住す、麟祥君も亦移る、此年十月、地震の後、又湯島天神下に移り住す、

麟祥君、稍長ずるに及びて、漢學を藤森天山、安積良齋に學び、書法を石井潭香に受く、潭香、嘗て麟祥君に、我が子が師なり、若し、子が父と我と、同時に遭難して、死せむと、問ひしに、麟祥君、先づ父を助けて、後、先生を救はむ、と答へぬ、潭香、其言に感服して、懇に書法を教へたりと云ふ、

阮甫、蘭學に長ぜしかど、麟祥君が成章に至るまでは、學ばしめず、曰ふ、理解力十分ならざれば、原書を讀むとも、効なけむとて、専ら漢學に従事せしむ、然るに、麟祥君、天稟、且遺傳の才を以て、祖父に秘して、竊に塾生の原書を讀むを見て、相當に原書を讀むべくなれり、此後、阮甫に就きて、蘭學を攻めたり、安政中、阮甫が幕府の蕃書調所の教授となりし後、麟祥君も亦同所に入りて、蘭學を學べり、當時、蘭書を讀むは、漢書を返り點して、讀むが如くなりき、直讀して、義に通ずるは、杉田成卿、福地源一郎のみなりしに、麟祥君も亦その如く讀みて、他生の一巻を續み了ふる間に、二三卷を讀めり、文典、物理書等の輪讀、滯る所なく、能く翻譯をもしたり、時に年十三四歳なり、才名、遠邇に馳す、又數學を塚本明毅に受く、代數、幾何の成績、儕輩に超ゆ、明毅云ふ、此の子、後には偉人とならむと、蕃書調所にて、教授、神田孝平に就

きて、數學を學ぶ、孝平、難解の宿題を與へて、明日解きて持ち來れと云ふに、即日、答を作りて出す、一日、孝平、容易く解き難き題を與へて試みしに、直ちに解きて、孝平も其敏捷なるに驚きたりと云ふ、時、英吉利の學起る、麟祥君、中濱萬次郎に就きて、英學を攻め、大に進めり、殊に、洋辭書の檢索に巧にして、他人の索め艱む語をも、忽ちに索め出せりと云ふ、

「兒玉琢磨氏の談」

箕作先生の足が、あゝなられたのは、或る寒い朝のことと、與茂吉といふ下男が、先生を負つて、大手へ、大名の總登城の槍を見に行つた時、うと、足が出る、其足へ、寒い風が當つたので、それから、とう／＼風疾になつたので、先生の小さい時、津山の舊知事の上覽と云ふものがあつて、まだ十いくつの時、陳龍川の文集の無點本を、舊知事の御前で、すらく／＼お讀なすつたことがあります

貞一郎さんの御父さんは、省吾さん、御母さんは、おちまさんと云ふ方で、おちま

さんは省吾さんが亡くなられた後に、貞一郎さんを家に置いて、加賀中納言様の御殿に、御奉公に御上りなさいました、其縁で、貞一郎さんが、六七歳から、九歳まで、中納言様、一百萬石の方だ、其御側に出て、書物を讀んださうです、其事は、加賀様に御奉公をして居た者、一浴姫様の御殿に御奉公をした六十ばかりの婆さんから聞かされた、が、拜領物や何かあつたさうです、

貞一郎さん、この時には、儒者の關口永益と云ふ人に就いて、漢學を學ばれた、これは、本間恕亮と云ふのが、附添で行きました、それから、藤森天山、一恭助と云つた人の門人におなりなさいました、書は、石井潭香の門人になつて、能く清書を持つて行かれました、石井は、大川端の松前の屋敷に居ました、

「兒玉琢磨氏報告」

箕作先生の母、加州公の奥に奉仕す、先生、幼にして、成績、復かに郷黨に冠たり、母の縁に因り、屢、前田家に詣り、時々、漢籍を讀み、其に講ず、公、深く其幼にして、誦讀節を誤らざるを嘉みし、寵愛、常人に踰ゆ、年十歳の頃にして、學既に中級に進み、藩主の考試に應じ、陳龍川文集を講ず、意義、明晰、眞に神童の稱あり、稍長ずるに及んで、藤森天山の門に入り、漢學を修め、石井潭香に就き、書法を研究

し、蘭學を其家庭に受け、後、安積良齋先生の門に遊ぶ。此間、尙、英吉利の學を修む。須川賢久氏の話 三十七年四月四日

麟祥さんの御父さんの省吾さんは、早くなくなられ、御母さんは、加州侯へ御奉公に出て仕舞つて、麟祥さんの教育は、全くおぢいさんの阮甫さんがしたのであるが、餘程の苦勞を仕込まれたものと思ふ。時間が来たから、本をおさらひ、「時間が来たから、おぢいさんの話をしなさい」と仕込まれた、かういふ事は、今では何でも無いくことだが、時間といふものを空しくして居つた世の中に、かういふ事は、其時代に日本國中に無かつたことではないかと思ふ。阮甫さんが、和蘭書を讀まれて、さう云ふことを知られて、麟祥さんに應用されたのではあるまいか。麟祥さんの學問の上達されたのは、他にも原因があるかも知れないが、かう云ふ事も、一つのもとになつて居りはしないかと思ふ。當時の漢學の盛んな方では、いきなり、論語を讀ませるとか、孟子小學をよませるとか、いふことが出来なかつた。かゝる所からやつて行くがよい、といふのが、阮甫さんの主義だつたやうで、先づ、男の子には、英雄百人一首を讀ませるとか、それが濟むと、三體詩を讀ませるとか、云ふやうなことで、近い所から、段々と遠い所に行くやうに、意を用ゐられたや

うである。大麓さん、佳吉さんなどといふ人物の出来たのも、其元は、阮甫さんから出て居りはせぬかと思ふ。阮甫さんのやり方は、手習をさせるのに、其頃の支那流義では、手本を書くのに、いきなり、唐詩選を書いて與へたが、それはよくない。先づ庭訓往來とか、消息往來とか、又、江戸であれば、江戸方角とかいふやうなもの習はせ、それから、いふやうな主義であつたさうです。



麟祥さんも、幼少の頃から記憶力がわるかつたらしい。三體詩などは、ちよつと覚えられない。それで、金殿當頭紫閣重といふ事を教へるのに、金の御殿を畫いて見せたり、又、當頭を、とら／＼だといつて、刀を畫いて見せたりして、いろ／＼工夫して、教へられたさうです。阮甫さんは、子供を教へるに、ひやみにやつてはいけません。それ／＼導き方があるものだ、と云ふ事を言はれたことがあるさうです。

麟祥さんは、幼い時から、餘ほど才物だつたと見えて、石井潭香の所へ、手習の稽古に行く時に、或る日、潭香が、私は、お前の先生であるが、例へば、お前の親と私と、同時に災難に遭つて、死ぬといふ時には、お前は、どつちを助けるか、と聞いた。麟祥さんが、先づ親を助けて、それから先生を助けませう、と云つたさうです。潭香も感服して、神童だと云つて、心切に書を教へてくれたさうです。是れは、多分


十二三歳ぐらゐの時の事であつたらう此の時代には書を習ふに眞黒な手習
双紙に書くものであつたが、阮甫さんは、錢を惜まず、麟祥さんに白い紙に習は
せた、

「久貝かゝる子の談」


三十七年、四月六日、公立女子職業學校の寄宿舎にて、

私は、貞太郎様のおちまさんと、加賀様の御守殿で、御一緒に、御奉公を
致して居り、は、當年六十七で、成年（天保九年）の生れてございませう、加賀
様の御守殿に、極枝さんと云ふ表仕が、ありまして、それが、おちまさんの世話親
でございませう、間違つて居るかも知れませぬが、おちまさんは、十四か十五の
時に、貞太郎様をおもうけになつて、其後、御つれあひがなくなられて、再び夫を
持つは、迷惑だと云ふので、十七か十八の時に、御旗下の松下伊久馬とか云ふ御
方の養女になつて、加州様の御守殿へ、御一生奉公に御上りになりましたのだ
そうでございませう、それで、夫を持つたことや、子が、云ふやうなことは、初
めの中は、秘してありましたが、男子でも、七つまでは、姫君様（浴姫）の所までは、出
てもよいことだつたさうでございませう、貞太郎さんは、小さい中、御父様になく
なられ、又御母様は、御奉公に出たことであるから、おぢいさん、一阮甫さんとお

つしやいでしたが、其御方も、會はせたがつてお出でになり、又極枝さんと云ふ
人も、思ひやりの深い人でございませう、だから、貞太郎さんを、御守殿へ呼んで、お
ちまさんに會はせて、御上げになり、御自分でも、貞坊々々と云つて、かはいがつ
て居られました

おちまさんは、

「まん」と云ふ御名でございませう、ちま」と云ふのは、姫君様

から賜はり、御名でございませう、私の「かゝ」と申す名も、姫君様から賜はり
ました名でございませう、女の名と申すものは、大抵さまつたもので、御男子の方
と違つて、數の少ないものでございませう、當り前の名でございませう、どう
かいたすと、御主人様の方の御名と、かちあふのが、出來ませう、それで、かちあひま
せぬやうに、わざと、類のない、珍しい名を賜はりますのでございませう、

幕府時分の御奥で、表仕と申すのは、男子方と引合つて、役所を持つて居りまし
て、御殿とは、離れて居りました、極枝さんは、表仕と云ふ御役で、格は、中年寄御許
してございませう、或る時、貞太郎さんが上つて參つた時、姫君様の御側に出て
居りました岩倉様と申して、藤浪大納言様の御おは様、此の御方は、滅多に御意
や何か遊ばさぬ御方でございませう、そちらは、おちまを、おのゝ様の御側に

居る身に致したいか、又は、横枝のやうに、男子の應對をする役に致したいか、と言はれると、貞太郎さんは、其時五つか、六つてございましたらうが、「おのの様、おちま様は、我儘者でございますから、御役に好みはございませぬが、どうぞ、御紋服を御許し遊ばして、……」と言はれました、五つか、六つて、立派にさういふことを申されたので、皆様が感心なさいましたさうて、ございませぬ、おのの様とは、姫君様のことでございます、

貞太郎さんは、度々、御守殿へ御上りなさいました、年の割合にしては、御本が能く御出来になるので、横枝さんが、度々呼んでは御讀ませになりました、或る時、「貞太郎は、感心に能く御本を讀みます、」と云ふことを横枝さんから、姫君様に申上げたさうて、ございませぬ、

姫君様の御腹から御生れになつた筑前様と云ふ時、貞太郎を御拜借を願ひたい、とおつしやつて、手を引いて、中奥へ御召しなされた、御守殿の方では讀めても、中奥ではどうだらうかと、思召しになつて、中奥に御連れになつて、大廣間に御通しになつて、御家來を御呼びになり、筑前様は、上段に御出てになり、下に毛氈が敷いてあつて、上下着が伺ひに出て、貞太郎さんには、御見臺

が出たさうて、其所で、貞太郎さんは、差支なく、御本を御讀みになつたさうて、ございませぬ、筑前様は、阮甫は、學者であるから、貞太郎を仕込んでも居ようが、家では、すらく、讀めても、かういふ廣い所では、幾らか氣におくれが出て、すらく、は讀めまいと思召したところが、どこでも同じことであつて、何でも、差支なく、御請が出来ましたと申す事で、御褒めがあつて、下され物を御持たせになつて、貞太郎さんと御守殿におかへし遊ばしました、貞太郎さんは、おちいさい中から、なか／＼御立派な御出来て、ございませぬ、

筑前様は、此間、おなくなりになつた利嗣様の御父様で、後に、宰相中將になられました、御年は、其頃、二十いくつぐらゐであつたかと心得ます、御母様溶姫様は、文恭院様の三十五人目の御子様だつたさうて、齋藤様の奥様で、ございませぬ、其時分、貞太郎さんは、もう御足がわるくつて、外の御方のやうに、ちやんとおすわりなされませぬでした、筑前様は、おちまさんの事を、おちまとおつしやらずに、いつでも、學者のおつかさん／＼と、御意遊ばしたさうて、ございませぬ、大抵な御人は、誰しも、御子の自慢をなさるもので、ございませぬ、おちまさんに限つて、貞太郎さんの事を自慢をなされたことは、一度も、ございませぬ、

おちまささんの御家は、随分御くらしむきが御むづかしかつたさうでござい
 す。御つれあひが、大層學問の能く御出来になつた御方だつたさうで、何とか云
 ふ御本(坤輿圖識)を御拵らへになつて、それから御くらしむきが、幾らか御らく
 になつたとか申す御話を、或る時、おちまささんから、ちよいと承はりましたこと
 がございました。
 おちまささん、御手の御出来になりませぬ御方でございましたが、槇枝さ
 んが、今に、貞さんが立派な御人におなりなされた時、それではいけませぬから、
 能く御習ひなさい、と云つて、やかましく申されたので、御習なされたので、しま
 ひには、立派に御書きになるやうになりました。おちまささんは、十六七年ほど、御
 奉公で、加賀國で御暇を御戴きになつたのでございませぬ、私の二十八ぐらゐの
 時と心得ます。其時、おちまささんは、もう三十四五の御方になりましたらうか、極く
 正直な御方でございました。偽りと云ふもの、無い御方で、癩癩は御強
 いやうでございましたが、誠に瑾の無い御方でございました。
 溶姫様は、五十六で、御なくなり遊ばしました。繪が御上手で、誠に御美しい御方
 でございました。溶姫様の御法事を、先年、目黒の祐天寺で致した時、おちまささん

が、お直さんを御連れて、御出てになつて、其時、始めてお直さんに御目にかゝり
 ました。能く御分りになつて居る立派な御嬢さんで、御器量も、御母様とは違つ
 て、御美しうございます。失禮なことを申すやうでございませぬが、おちまささんは、
 御器量は、御美しいいらつしやいませぬでした。實は、御殿へ御奉公に上ります
 者は、器量の、少なうございました。大抵、私どものやうに、御嫁にまゐる
 ことの出来、者が多うござりました。おちまささんのやうに、一度、かたづい
 たことのある者は、まあ無いくらゐでございました。
 私は、茨城の者で、久貝稻葉守の家で生れました者でございませぬ、妹が、此の共立
 女子職業學校の取締をして居ました。其跡を引受けて居ります。妹は、元老院議
 官佐久間一介の妻になりました。佐久間がなくなり、又國重正文の妻に
 なりました。

「黒田綱彦氏の談」

箕作先生は、おぢいさんの阮甫先生に就いて、稽古をされたが、漢學専門的の稽
 古をされなかつたやうです。阮甫先生と云ふ方は、なか／＼嚴重な御方で、貞一
 郎先生の十四の時までは、原書は、少しも讀ませなかつたさうです。それは、理解

力と云ふものが十分になれば、原書を読んでも効がないから、と云ふので、漢學一方を仕込まれたのださうです、ところが、貞一郎先生は、謂はゆる天稟且遺傳の才で、おぢいさんに隠れて、他の塾生が原書を読むの見て、相當に原書を読む力が出来たさうです、

「名村泰藏氏の談」三十四年十一月二十七日

私が始めて箕作さんを知つたのは、箕作さんが、まだ十三ぐらゐの時、開成所におぢいさんの跡を繼いで、教授をして居られました頃です、

箕作さんの事に付いて、曾て聞いて居る事は、あの人は、八つか九つまで、重もに漢學をやつた、それが餘ほど能く出来たさうだ、大人も及ばぬほど出来たさうだ、それから、蘭書をやり始めたので、漢學の方が發達しなくなつたさうです、私の友達に、馬田源十郎と云ふ人があつた、それは、前長崎の和蘭通事で、後に開成所詰になつたが、私が其馬田の家に遊びに行つたところ、小さい小僧さんが居た、私が「あれは何と云ふ人だ」と聞いた、それは、箕作貞一郎と云ふ者だが、なか／＼能く讀む、翻譯も出来る、と云ふ事を言つて居ました、其時、始めて見たのです、其時は、丈の低い小さな小僧さんでした、馬田は、蘭書の翻譯もし、教授

もして居た人だが、其人が、びつくりするくらゐ能く出来た、

「塚本桓輔明毅の妹熊澤善庵の妻やさ子の談」

箕作貞一郎さんは、兄の所へ、數學を習ひに來られました、弟子も、おほぜいありましたか、貞一郎さんは、一番すぐれて、幾何、代數、皆よく出来ました、貞一郎さんが歸られた時、兄が申しましたに、箕作の子は、あれは、えらいものになる、と申したことがございます、

「坪井信良氏の談」三十四年九月一日

麟祥さんは、幼少の時、から、西洋の字引を引くことは、餘程上手でございました、他の人が、字引を引いて、どうしても見付からないと云ふと、麟祥さんは、直ぐに見付け出して、くれました、

麟祥さんは、年のいかない中から、數學が上手でございました、開成所に稽古に行く時、神田孝平に教はりました、神田が題を工夫して、明日來る時に、此答を拵へて持つてお出でなさい、と云つて、ちよつくり出来さうもない題を渡すと、直ぐに、其答を拵へて行く、宿題にくれたのを、其日の中に持つて行くと云ふやうな譯で、神田も感心いたしたさうで、或る時、可なりむづかしい題を拵へ、これこ

そ、ちよいとは出来まいと思つて、宿題として渡ししましたら、それも直ぐに解いて持つて行きましたさうで、神田も驚きましたさうです、實に、穎敏伶俐と云ふ方でございます。

「津田真道氏の談」三十四年七月二十四日

私は、麟祥君の御父さんは知らない、麟祥先生が私の所へ來たのは、嘉永の初めだつた、鍛冶橋の藩邸に居た時だ、其時、麟祥先生は、四つか五つだつた、まだ極小さかつた、併し、阮甫老先生が讀んで聞かせた三體詩などを、能く覚えて居た、其時には、老先生ばかりで、秋坪先生は、緒方に行つて居つた、其時、おちまさんは、加州の御殿に行つて居て、おつねさんは、まだ家に居られた、

それから、私は、秋坪先生の世話で、伊東玄朴の塾に入つた、が、老先生は、天神下に行つて、秋坪さんは、藩邸に残つた、其後、私は、長崎へ海軍の傳習に行つた、それで、麟祥先生の極小さい時の事は、知つて居たが、中年になつてからの事は、知らぬ、併し、頗る英敏で、藤森に漢學の稽古に行つたり、何かしたと云ふことだけは、聞いて居た、


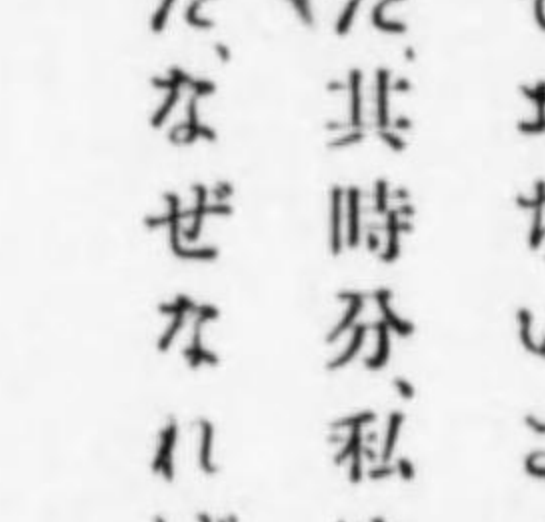
それから、長崎から歸つて來て、大久保一翁の所に、居候をして居たが、用もなく


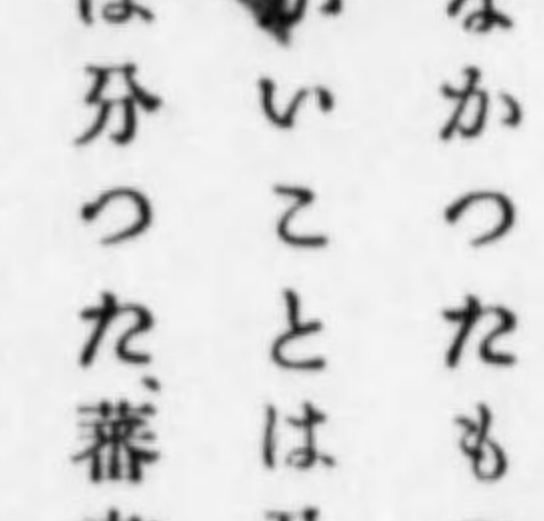
なつたので、箕作老先生が、天神下に居た時、あそこに置いて貰つた、其時、麟祥先生は、十四五でもあつたかしらん、晝間は、漢學の稽古に、藤森の所へかよつて居た、さうして、夜分は、蘭學を家で幾分かやつて居た、それから、私が居た時分、蘭學も大分出來て居て、窮理書の何とか云ふのを、私が讀んでやつたことがあつた、が、其時、麟祥先生は、十代だつた、


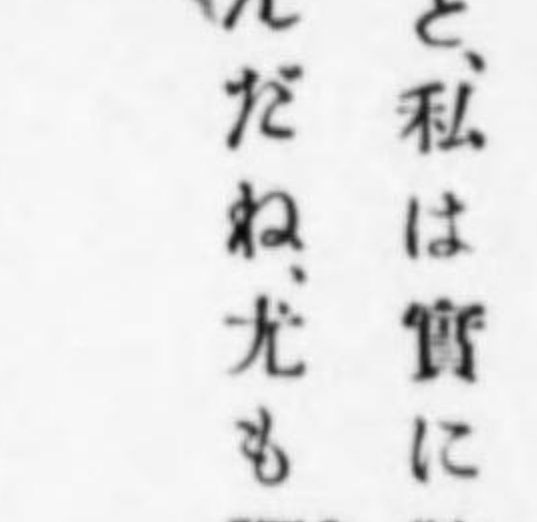
さうして居る内、私は、蕃書調所の手傳並と云ふものになつた、西周助も、手傳並になつた、中濱萬次郎が、江川太郎左衛門の屋敷に居て、西は、中濱に就いて、英語を稽古し、麟祥先生も、中濱へ行つて、英語を學んだ、榎本なども、中濱へ行つた、が、それは、一二年後れて居る、

「福地源一郎氏の談」三十四年八月一日

麟祥さんは、丙午だと、さうすると、私は、丑だから、五つ下だ、私の親父は、福地苟庵と云つて、長崎で醫者をして居た、それが、江戸へ遊學した時分、麟祥さんのおぢいさん、阮甫先生と、お心やすくした、私が、江戸へ來たのは、十七の暮で、阮甫先生の所に行つたことがある、其時分、麟祥さんは、十二か、まだ極の子供だつた、が、ね、其時分から、大變に才名があつたよ、御父さんは、省吾さんと云ひましたが、こ

れは、早く死なれた、麟祥さんは、大變に阮甫先生の秘藏つ子でしたね、それから、私が十九の春、蕃書調所で會つたよ、其時、麟祥さんが、十四かな、其時分、蕃書調所は、九段の下の牛ヶ淵と云ふ所にあつた、私は、長崎で蘭書を読んで来た人、麟祥さんは、江戸で、おぢいさんに教はつたのが、文典だの、物理書だの、輪講を、すら、た、其時分、私は、驚いたね、私は、蘭書をさう能くは讀めなかつたが、随分、た、なぜなれば、長崎で蘭學をやつたと云ふので、相應に感張れたのさ、

其時分の蘭書は、支那の本を讀む如く、反つて讀んだものだ、阮甫先生でも、誰でも、さうだつた、其時分、獨り杉田成卿先生だけは、ずうつと讀んで、譯を附けずに分つたものだ、他の人は、反つて讀まなければ、意味が分らなかつたものだ、私は、天狗を言ふのでもないが、ずん／＼讀んで分つた、細かいは分らなかつたが、これは、かう／＼云ふことなのだらう、と云ふ、大體は分つた、蕃書調所の教授方先生も、相應にあつたが、皆私の讀み方と違つた、私は、蘭書を讀むに、そんなに、唐の本を讀むやうに、一字づゝ譯を附けて、反つて讀むものではない、などと言つたことがある、生意氣を言つたよ、随分天狗だつたからね、其時分、麟祥さ




んは、僅か十四だが、やつたね、私の流義をやつたね、其時分は、貞一郎と云つた、尤も分つたとは云ふもの、細かいは分らぬよ、ただ、これは、かういふ事柄だらう、と云ふ大意が分つただけらしかつたが、どうして、江戸で、あれまでに仕込んだか、えらいものだ、と、私は、實に驚いたね、そこで、外の書生が、一冊も讀む中に、麟祥さんは、三冊も讀んだね、尤も譯をせぬで、ずうつと讀むのだから、早いわけさ、


文久元年、麟祥君、幕府より、蕃書調所英學教授手傳並出役を命ぜらる、時に年十六なりき、此年八月、阿州にて、清人徐繼畚が著はせる瀛環志略を重刊す、其漢字の外國地名の左に、横字を當て、草書に附したるは、麟祥君が考査して、自筆にて記入せらる、同二年、蕃書調所を洋書調所と改稱せしめられ、同年十二月廿八日、祖父阮甫、幕府の臣籍に擧げられ、洋書調所教授職を命ぜらる、同三年、洋書調所を、又開成所と改稱せしめらる、三月、阮甫より麟祥を以て、嫡孫承祖とせむとを願ひ出でて、十八日

に許可となる。此年六月十七日、阮甫病みて歿す。幕府へは、十一月七日死と届け出づ。麟祥の英學教授手傳並出役、是までの通り勤むべく、勤仕中、手當十人扶持、并に一ヶ年銀五枚を給すべき旨命ぜられた。十二月廿六日、家督相續せしめられ、同日開成所教授職見習となさる。文久中、洋書調所にて、教授堀達之助、英和辭書を編し、麟祥君及び千村五郎、竹原雄四郎、渡邊忻三等、これを補助して、文久二年刊行せり。是れ我が邦、英和對譯辭書の嚆矢なり。尋で、堀越龜之助、愛國これを校正増補して、慶應二年再刊す。後の英和辭書、率ねこれに據れり。午後三四時に、湯麟祥君、毎朝開成所に出勤して、英學を教へ、島天神下なる家に歸りて、又塾生及び通學の門人に、英學の素讀、會讀、輪講などして教ふ。其教へを請ふ所の書は、物理書あり、經濟書あり、地理書、兵書、史書等、種々にして、各區々なり、而して

多くは、麟祥君が初見の書なるに、之を読み教ふること、熟讀せる書の如くにて、絶えて辭書など用ゐることなし。當時の教授の方法は、師と弟子との間に机を置き、一人づゝ教ふ。其教ふる書を、弟子の方向けて、師は倒しに見て、讀み行くなり。各種の初見の書、倒しに讀みて、嘗て滞りしことなしと云ふこと、其諸學科に精通なりしこと知るべし。斯くして、黄昏に至るまで倦まず、其勤勉なること、人の歎服する所なりき。而して、師弟の間に間隔なく、閑暇あれば、弟子と雜談し、碁を圍みなどしたり。記憶力強かりしかど、見る所の書中の地名、其他難解の語などは、毎に手帳に記しつけ置くなど、用者密なりき。作文にも達したりしが、講義なども能辨なりき。又一洋書を汎讀して、大體、云々の趣意を記したる書なりと解することの速なりしには、人々驚かざるはなかりき。こは、麟祥君が弱冠前後の事な

り、然るに、當時、容貌、既に三十歳許の人の如く見えたりと云ふ、
 時に、幕府の外國方英語通辨の頭に、森山多吉郎といふありて、
 麟祥君の家に來りて、ホイートン氏の萬國公法を會讀せり、吉
 田賢輔といふ者、漢譯の萬國公法を控へて、傍聽せしに、麟祥君
 の云ふ所漢譯は善く合へりと云へり、
 當時の開成所の教官は、箕作阮甫、杉田成卿、川本幸民、堀辰之助、
 津田眞道、杉亨二、神田孝平等にして、助教官は、堀越愛國、箕作奎
 吾、渡部一郎、(溫)黒澤孫四郎、(河津祐之)外山捨八(正一)等なり、又、當
 時の麟祥君の門人は、渡部一郎、乙骨太郎、堀越愛國、鈴木唯一、
 福田松二郎、(高橋)四郎兵衛、(蘭鑑)三郎、(黒澤)孫四郎、外山捨八、箕作
 奎吾、菊池大麓、箕作佳吉、大島益三郎、(貞益)山岡次郎、藤倉見達、出
 浦力雄、小柳津要人等なりき、
 元治元年、十月六日、麟祥君、外國奉行支配翻譯御用頭取を命ぜ

られ、手當、一ヶ年、金拾五兩を給せらる、是より、福澤諭吉、福地源
 一郎等と、英文翻譯に従事したり、當時、英學に通ずる者、僅に數
 人なりき、而して、麟祥君、外交文書の翻譯を勤めぬ、此間、外交文
 書を整頓す、事ありて、外國方の田邊太一、箕作秋坪、福澤諭
 吉、等と共に、 に行き、各國公使館領事館に就きて、文書を寫
 し取りし事も、度々ありき、當時、田邊太一、外國條約、居留地規則
 等、諸種の外交文書を、外國奉行より命ぜられて調査する事あり、
 田邊、洋文を讀み得ず、因て、麟祥君に囑す、其機密の文書の、諸
 藩の耳目に漏れむの恐れありて、官衙、 却て危しとて、奉
 行より、親しく田邊に文書を交付して、 麟祥君と共に、屋
 船根に來りて、墨田川の中流にて、且讀み且記し、又、答案、及び、譯
 文など草することありき、
 福地源一郎、慶應元年、幕府の命を以て、佛蘭西に行き、同二年の

春、歸朝せしが、當時、麟祥君が英學に熟達せるを見て驚きたり、福地、歐洲、到る所に、佛語の行はるゝを見て、其語を學びて歸りしかば、麟祥君にも、亦佛語を學ばむことを勧めしに、麟祥君、我も亦欲する所なれど、英學、未だ十分ならず、更に英學を究めて、後に佛學に學ぶと答へたりと云ふ、
慶應二年、幕府中村敬助、(正直)箕作奎吾、菊池大麓、林董、市川盛三郎、外山捨八、伊東昌之助等十四人を英國に留學せしむ、過半は、麟祥君の門人なり、此年、麟祥君、其室三澤氏を娶る、時に年十四、此頃、麟祥君の生母の、加州邸に仕へし、の暇となりて、麟祥君の家に歸れり、尋で、秋坪の妻となる、

嫡孫承祖奉願候覺



洋書調所教授職

高三十人扶持

外御手當金二十兩

箕作 阮甫

亥歲六十五

右貞一郎儀、三河守家來之節、天保十四卯年十二月中、松平陸奥守家來、佐々木左衛門、吾賀養子仕候處、貞一郎出生後、省吾病死仕、貞一郎幼年ニ付、松平三河守御預所學校付儒者菊池士郎、秋坪儀養子ニ仕、隱居罷在候處、私儀去戌十二月、新規御召出洋書調所教授職被仰付候處、實子無御座候ニ付、右貞一郎儀、嫡孫承祖仕度、此段奉願候以上

松平三河守家來

秋坪養方甥

箕作 貞一郎

亥歲十八

文久亥三月

覺


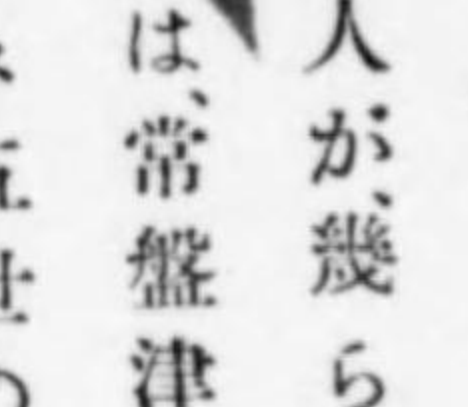
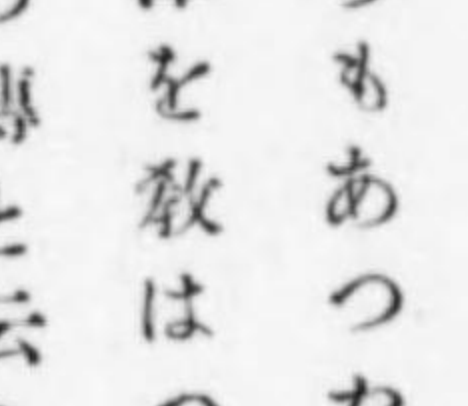
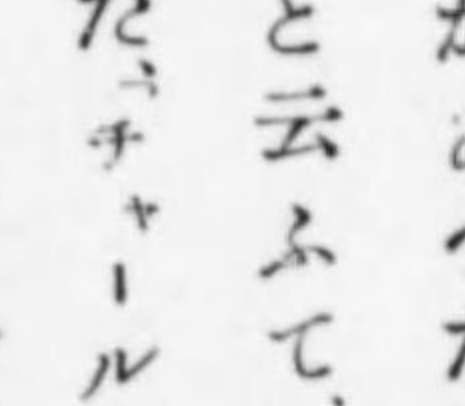
願之通、貞一郎儀、嫡孫承祖被致候事


右亥三月十八日、因幡守殿金阿彌ヲ以御下ゲ

幕府の洋學所は、江戸九段坂下、元竹本某の屋敷にありて、洋學所と稱し、筒井肥前守、川路左衛門尉、大久保左近將監等、之を掌る、安政二年、古賀謹一郎、頭取と



箕作 阮甫印

ました。何でも、十五六人ばかり、開成所の稽古を仕舞つてから、ぞろ／＼行つて、文法書をやる者もあり、歩兵操練書を讀む人もあり、歴史を讀む人もあり、いやもう、誠に不規則なものだつた。麟祥さんだつて、先生だとは云ふが、子供みたやうなものだから、途中、弟子と一緒に、常盤津などをうなつて行つたことがありますが、弟子に、の人の人が、幾らもあつた。根津に、鈴木といふ人があつて、其人のかみさんに、は、常盤津を教はつた。又、踊にも凝つて居た。外國方の本で、「チャールス」五世の傳と云ふものがあつた。それを、私が讀んで見ようと思ふが、君が讀むなら、讀んで上げようか」と云ふて、麟祥さんが讀んでくれたことがありますが、先生は、字引を引かなかつた。「チャールス」五世の傳などは、今日では、中學の小僧さんでも讀むが、其時分は、今日と時分が違ふ。ぶつつけに、字引を引かずに讀んだのは、感心なものでした。

其時分、麟祥さんの所に、外國方の森山多吉郎と、これは、福地源一郎などの先生だが、其人が來て、「ホイートン」とか云ふ人の萬國公法早く渡つた本だが、それを箕作と森山と會讀したことがありました。それを、吉田賢輔——これは、福澤が西洋事情を書く時、手傳した人——が、漢譯の萬國公法を控へて、傍聽

して居たが、箕作の云ふことが、漢譯のに、能く當つて居ると言つて居ました。神田孝平は、開成所の教授方になつて居ましたが、麟祥さんのことを「若い人だが、えらい人だ」と云つて、褒めて居ました。

其時、天神下の月謝など云ふものは、實に僅なものでした。それでも、麟祥さん、能く心切に、れました。それで、禮が、盆暮に二朱さ、中には、一朱ほか持つて行かなかつた。あつたさうです。一朱だと、月謝が、一錢ばかりに當る割さ、以前、大福帳みたやうな日本紙木版摺の英和字書を、堀辰之助が拵へた時、それを助けたのが、箕作さんだの、千村五郎だの、竹原雄四郎だの、渡邊忻三だの、其本は二度目に、堀越愛國が校正して、版にしました。其古い方の本に、序文がありました。それには、從事した人の名が書いてあつた。思ひます。

體は、あの通り小さし、足はあの通りで、威嚴には、つたが、誠に公平な心切な、ちよくな人でした。それに、英書を讀みこなす方が、實にたいしたもの。した。細かいことは、兎も角も、これは、大體、かういふ事なのだ。と云つて、大體を解することの速かなのには、誰も驚いて居ました。

足を、あの通りで、痛んで弱つて居たことがありましたが、身體は、一體に、健康の

方でした、酒も随分飲んだが、至つて健啖家の方で、そんなに飲んでも、食つても、胃がどうの、かうのと云ふことは、少しも聞きませぬでした。

〔鈴木唯一氏の談〕 三十六年七月十一日

先生は、勉強家でありましたが、勉強家と云ふよりも、氣根のよい人と云ふ方でありました。開成所に出て居られる時分、朝出て、三時か四時まで、教授をなすつて、それから御老へ歸つて來られて、直ぐに、二三時間、會讀なり、輪講なりされる。其中に、讀んで貰ひに來る弟子がある、それに教へる、それから、塾に居る人に教へる、それから、獨見所と云ふがあつて、獨見が出来るやうになる人は、獨見所で、獨讀みをする、其獨見所の人には、月六齋に教へる、其人たちは、銘々、勝手な本を、素讀なり、譯讀なりして貰ふ、又同じ物でも、揃つた本もなし、銘々、勝手な本を持つて來たものです。

私は、先生に、英書を読んで貰ひましたが、其時分には、本が、まだ極少なかつたので、其本の中に、先生の讀まない本もあつたが、先生は、それを、逆さまで、——私の方で、當り前に見て居るから、先生の方では、逆さまになります、それを譯讀して下さるのに、始めて讀む本のやうではなく、すら／＼讀んで下さいました、さう

して、字引などを引くやうなことはありません、ぬでした。

先生は、一時は、随分遊んで御歩きなすつたやうですが、それでも、夜十時ごろまで、讀書をなすつて、それから、お出かけなすつたらしい。

先生は、一體に、お居た方で、開成所で、教授をしてお居てなすつたのは、十七八の時でした、その頃、もう三四十ぐらゐの人みちやうでした。

其時分には、英書ばかりで、まだ、佛はお讀めなさらなかつた、後には、英と佛と、どつちが能くお讀めになつたか、知りませぬが、世間の人は、先生を、フランス學者だと思つて居るやうで、英學者と云ふことを知つて居る人は、少ないやうです、先生は、平生、薄葉の手帳を懐中して居られて、外國の地名だとか、何だとか、云ふものを、ちよい／＼、其手帳に付けて置かれました、蘭學をやつて、それから、英學、後に、フランスをやつたか、フランス書など、分らぬ字があると、字引を引く、さうすると、其引いた字を、手帳に付けて、と云ふ風で、至つて記憶のよい人であつたが、そんなことは、随分、細かい方でございました。

書くことも、達者な人であつたが、至つて辨の、好い人で、書物の講釋などは、なかなか達者でした。

「藤倉見達氏の談」 三十四年七月六日

私が先生の塾に居りました頃は、先生は、開成所の教授方を御勤めなされ、日々の御出勤で、御帰宅は、今ていふと、午後の三四時頃でありましたが、お歸りになると、直ぐに、塾生、通學生に、英學の教授をお始めなされ、黄昏に至るまで、御倦怠の氣色、少しも見えず、一人々々、懇切に御教授なさる。其御勉勵には、私少年ながら感服いたし、今も忘れぬところであります。又、生徒の持て来る書物は、皆思ひ／＼で、物理書を持て来るもあれば、經濟書を持て来るもあり、地理書を携て来るもあれば、法律書を提て来るもあり、兵書、史傳、其他、種々の書物を持て来て、先生に御教授を願ふ、其書物は、多くは、先生が、まだ御覽なされたことのない書物であるに、素讀も、講義も、すらく／＼なされ、字書など、御覽なさることは、殆どござりませぬでした。其頃の教授の仕方は、教師と生徒との間に、机を置いて、書物は、生徒の方へ向け、教師は、倒さに讀んで行くので、始めての書物を、倒さに、すらく／＼讀むといふことは、餘程、英學に達し、又、種々の學科に精通して居らねば、出来ぬことと存じます。然るに、其頃、先生の御年齢は、まだ十九か二十であらせられました。毎夜書齋に入つて、御勉強なされました。この頃より、佛蘭西學

の獨修をお始めなされた様に存じます。先生は、温厚な方で、私の在塾中、曾て、御立腹なされた所を見たことはござりませぬ。殊に、學生を愛せられて、御閑暇の折には、生徒等を相手に、雜談をなされたり、圍碁をなされたり、眞に無邪氣であらせられました。

「小柳津要人氏の談」 三十四年十月三日

私が、箕作先生の所へ行つたのは、湯島天神下の時で、片寄と云ふ人と、先生に頼んで、置いて貰つたのです。それは、まだ、明治の前で、先生が、二十一二ぐらゐ、私は、二十三四ぐらゐで、其頃、歴史と地理を教へて戴いて居ました。其頃、先生は、下谷數寄屋町あたりの料理屋で、盛んにお遊びになりました。

麟祥先生の御母さんが、前に後家になつて、加州様の御殿へ、御勤めに上つて居たのが、私どもの居る時、丁度、下つて御出でになりました。私、故郷の岡崎へ歸つて後、先生から度々、手紙などを戴いたが、随分、じょうだんの御手紙もありました。奥様を御貰ひになつた時などは、ワイフを貰つたけれども、エージが、フォーテンで、ユースレスだ、とか云ふ御手紙がありました。

外山さんと云ふ人は、前から能く理窟を言ふ人で、芝居が好きで、麟祥先生と、能

く芝居へお出でになつたことがありました、外山さんは、天神下の時に、乙骨さん、蘭さん、鈴木唯一さんだのと、英國史を讀んで居なさいました、

「菊池大麓氏の談」 三十五年七月四日

麟祥君が天神下の時分に、開成所から歸つて來て、稽古を始める前に、大勢で組を分けて、獨りしたことがあつた、麟祥君は、餘程上手だつた、紙鳶も好きだつた、さう上手だつた、

「田邊太一氏の談」 三十四年春

私が、故麟祥君に、始めて御目にかかつたのは、成島柳北の所であつた、始めてとは云ふ者の、故秋坪君とは、其前から、外國方で、一つ所に勤め、特に、おちかしくした中であつたから、年は大層ちがつてゐたが、どうも知りあひの中のやうに、直にお心やすくなつた、それから直に、麟祥君は、外務省に出役されて、翻譯方を勤められた、私と同役所と云ふばかりでなく、同じに、外交文書の調方であつたから、毎日、毎日、デスクを並べて、役所の引けの晚い時、同じに、缺をした仲間であつた、私は、元治元年、鎖港談判の使節池田筑後守、河津伊豆守に隨行して、西洋各國に赴いたが、中途で歸つて來た、其罪で、筑後守初め、皆、其役を免せられ、私も、小

普請入、百日閉門と云ふ咎めを蒙つた、そうしてゐる内に、また、外國方に呼出されて勤めるやうになつた、開港以來、各國の公使領事等と、御老中や奉行との往復の文書から、對話の筆記などが、長持に二はいもあるが、少しも整理してないので、いざと云つて、前例を調べるとなると、さて一ト騒動だ、て、役所は狭いから、宅調と云ふことにして、宅で整理に取りかゝつた、往復の文書には、皆、横文字の譯、あちらからのは、それ／＼、本國文の本書と蘭文の譯が附いてゐる、こちらからの、蘭文の譯があるのだ調べて見ると、大分足らない、これは、是非とも、公使館領事館に就て、寫し足さなければならぬ、其時は、浪人が攘夷と云ふ一件で、江戸には、亞米利加の外、公使館は、な、皆、横濱にあるから、横濱まで出張て、其寫しをする、多い文書の中から、撰出し撰分ると云ふのは、人がいる、そこで、翻譯方の内から、故秋坪君、福澤諭吉君、杯も、よく出かけた、のが、實は、役所に出て居て、ぐづぐづしてゐるよりは、のんきで、おまけには、取れるから、誰も行きたがる、麟祥君も、行きたがる仲間て、よく御同行をした、横濱には、まだ然るべき宿のない時分だから、いつも、神奈川へ泊つて、通つたもので、三日四日の事もあり、永い時は、十日も居た、此横着な舞臺も、一所に勤めたので、お親しい上にも、又、

お親しくなつた。
 其内に、再度の長州征伐も始まる。條約の附約の、居留地の規則の、と色々外交上には、事が多くなる。機密の文書の往復もある。所が、諸藩の耳目も多い。漏洩の恐れもある。ので、却て、役所ではあぶないからとて、奉行から、私に手渡して調べさせる横文字は、讀み得ないから、麟祥君を、いつでも煩した。實は、道樂根性からでもあるが、そんな時は、屋根船を雇つて、墨水の中流と云ふと、風流だが、その中流に浮んで、讀んだり、書いたり、また、こつちの返答案、それに附ける譯文を綴つたりした。こんな事も度々あつた。

「福地源一郎氏の談」 三十四年八月一日



私は、十九の時、安政六年の五月の末に、幕府の外國方、
 一 其通辨官になつた。其時分、外國方の通辨の頭が、
 は、早くから、江戸に来て居て、ベルリの應接も、其人、
 來た。出來たと云つても、ほんの少しさ、併し、其當時、亞米利加人と、
 出來ると云ふ人は、滿天下に、森山多吉郎か、然らざれば、中濱萬次郎、何と云つても、此の二人だけさね、それから、私は、森山先生と中濱とに就いて、英語を教はつ

た。福澤も、森山と中濱とに英語を學んだ。
 それから、私は、蘭語の通辨と、怪しい英語の通辨をやつて、横濱に、一年ばかり居た。其間、麟祥さんには、會はなかつた。其中に、麟祥さんは、蕃書調所の助教になつて、湯島の天神下に居た。日本橋の方から行つて、左側だつたね。文久元年に、私は、横濱から江戸へ、
 立派な教授、

それから、私は、使節竹内下野守、松平石見守に附いて、出かけて行つた。秋坪さんも福澤も、一緒だつた。歸つたのが、文久三年の春さ。さうすると、其時、麟祥さんは、外國方の御用掛になつて、翻譯の爲めに、出て居ました。それから、秋坪さんも、翻譯を、私と一緒にやつて居た。其時、僕が二十三だから、麟祥さんは十八かね、ところが、麟祥さん、其時分、英文の翻譯をしたが、そんな、
 教はつたのか、森山にも、中濱にも、翻譯は教はり、
 つても、其時分、ろくな師匠はない。森山といへども、中濱といへども、今の中學校の生徒ほどの事は、怪しいものさ。誰に教はつたか知らぬが、私は二十三で歸つたときに、兎も角も、英文の手紙を翻譯をして、——巧くもないやうだつたね。僕

といへども、天狗ではあつたが、怪しいものだ、怪しくてもやつて居た、僕がやる、福澤がやる、麟祥さんがやる、あとは、蘭書しか読めなかつた、其時、福澤は、幾つだつたか、私より七つか上でして、麟祥さんは、五つ下、三人で、兎に角、怪しいながら、英文翻譯をして居た、

それから、麟祥君は、幕府の用で、佛蘭西に行きまして、翌年の春、歸つて來た、其時分、久し振りに、麟祥さんの顔を見た、其時分には、もう、我々が英書を讀むより、遙かに優つて居たね、僕も、自分では、可なり達者に讀む積りて居たが、私が讀んだり、福澤が讀んだりするより、麟祥さんの方が、遙か上だつた、實に驚いたね、私が佛蘭西に行つて居る中に、麟祥さんに、ずうつと追越されて仕舞つた、

私は、佛蘭西に居る中、英吉利の皇宮、和蘭の皇居、つても、佛蘭西語を知らないでは、實に困る、それで、始めて、佛蘭西語を始つた、歸る時分には、幾らか、佛蘭西語を知つて歸つた、其時、日本で、佛蘭西をやつたものは、鹽田三郎に、立宏作、——二人ともに死にましたが、先づ、あの二人であつた、歸つて見ると、麟祥さん、英語は、益達者になつて居たが、まだ、佛蘭西語はや

らなかつた、私は、今度と云ふ今度は、懲りた、君、佛蘭西をやりましたまへ、私も、兜を脱いで、佛蘭西を教はつた、君、是非やりたまへ、と云つて、勧めた、麟祥さんは、佛蘭西も、やりたいは、やりたいが、まだ、英語が十分に出來ないから、もう少し、英語がやられてから、佛蘭西をやります、と、言はれた、それが、慶應二年の春さね、



慶應二年十月、幕府の外國奉行向山隼人正、(黃村)佛蘭西國駐在の公使となり、田邊太一、組頭にて、隨行を命ぜられたり、時に、佛國に博覽會ありて、徳川民部太輔昭武、將軍の名代として、赴くことゝなれり、麟祥君、かねて、洋行せむの望みあり、隨行せむことを、田邊に謀る、役所に、麟祥君を除きて、他に人もなし、因て、田邊、向山に、説きしに、聽かれたり、是に、麟祥君、俄に佛蘭西學に志し、蘭佛英の對譯辭書に、因て、其學を研究すること、二三箇月なりき、十二月、麟祥君、遂に、幕府より、佛蘭西博覽會御用にて、徳川民部太輔に、隨行を命ぜられ、翌年正月十二日、飛脚船

アルペー號にて、横濱を發せり、同行は、民部太輔、向山隼人正、田邊太一、杉浦愛三、(讓)北村元四郎、(名村泰藏)澁澤榮一、商人にて、清水卯三郎等、數十人なりき、上海、香港、新嘉坡等を歴て、五十日ばかりにて、佛國の「マルセーユ」に着したり、

民部太輔の各國を廻るに、麟祥君、隨行せり、在留中、専ら、翻譯の任に當れり、博覽會陳列品の中に、「オートグラフ、テレグラフ」といふものあり、瑞西國の「ニウシャテール」住の某の發明せるものにて、こゝにて認めたるもの、かしこに、そのまゝ、現はるといふ装置の機械なり、田邊太一、其傳習を命ぜられ、麟祥君に、其通譯を託し、同行して、瑞西に行き、三週間ばかりにて、傳習して、巴里に歸れり、此間に、麟祥君、ますく、佛書を研鑽して、新聞紙など、差支へなく讀み得るやうになれり、佛國にありし間に、清水卯三郎、彼の國の商人と、約定することありて、麟祥君に託し

て、佛文の約定書を作らしめしことありしに、佛人、其の文章を賞せりと云ふ、麟祥君、明治元年正月廿日、佛國を發して、二月廿四日に歸朝せり、同行中の最年少者なりき、

「津田真道氏の談」三十四年七月二十四日

藩書調所が、あつた時分、私は洋行して、三年ばかりたつて、慶應三年十月、二月歸つた、其頃、國家がやかましい時で、麟祥先生は、其前に、おぢいさんが死んで、一時、教授職になつて居たが、外國方の方に採られて、翻譯方になつて居た、其時は、幕臣になつて居た、年は二十すこしだつたらうが、立派な人になつて居た、それから、徳川昭武さん、——民部太輔と云つた人だ、あの人が、洋行する時、麟祥先生、附いて行つた、まあ、たゞ歩いて來たのだな、ことは知らぬが、

「田邊太一氏の談」三十四年春

慶應二年の十月頃、向山隼人正、(黃村)が、佛國駐在の公使を命ぜられて、私は、組頭の本役に直つて、隨行する事になつた、麟祥君も、兼て洋行の望みがあつたので、よい折だからといふので、私に御相談があつた、勿論、役所の内で、麟祥君を除ては、

外に其人もないから、力めて賛成して向山にも説て翻譯方として、隨行する事になつて、同三年正月十二日、横濱を解纜した。此時は、巴里に博覽會があつた。此方からは、徳川民部大輔(昭武)大君の名代として赴かれる。隨分と隨行の人も多くあつて、賑やかなことであつたが、ルウド、ベル、ゴレイヌに、公使館を構へてからは、麟祥君（麟祥君）の家で、あつたから、夜深けまでも、ストーブにあたつて話した事は、毎晩（麟祥君）あつた。

ところが、薩州から博覽會へ出品した、其看版の書直しの事で、私がやりそこなつて、呼戻される運びになつた。向山は、成るだけ、私の歸朝を延引させて、其内に政府の方を取繕つてやりたい、との心切から、一つの用をこしらへて、私にあげがつてくれた。その用といふのは、此博覽會に陳列した、（麟祥君）の内、オートグラフ、テレグラフといふものがある。瑞西ニウシヤテール（麟祥君）の發明で、名目の通り、こゝで認めたものが、其儘、かしこにあらはれ、いふ仕懸で、極新奇なものだ。大君(前將軍慶喜公)は、西洋機械の事など好まれる、といふ事を、向山は知つてゐるところで、私に、其使用法を傳習させて、それを土産に歸朝させて、御前で試みさせたら、罪を軽くする事もあらう、差向き、その傳習にやつてゐるから、


歸朝が出来ないと、一期を延す考へてあつたと思はれる。そこで、私は、盲で、聾で、とても、一人で、その傳習が出来るものでないから、麟祥君に、通譯の勞を願つて、瑞西へ同行して、三週間計りて、其器械を用ゐる事だけ出来た。其頃、栗本安藝守(鋤雲)が、留學生數人を連れて、巴里へ來たのだが、政府から、内意を受けて來たもので、來て見ると、（麟祥君）のした事も據ない事で、深く罪すべきでないといふ事が分つて、事が明（麟祥君）になり、私は、巴里に歸り、直様、歸朝したが、麟祥君は、尙、巴里の公使館にお残りになつた。私は、其暮十二月二十八日に、横濱に着した。

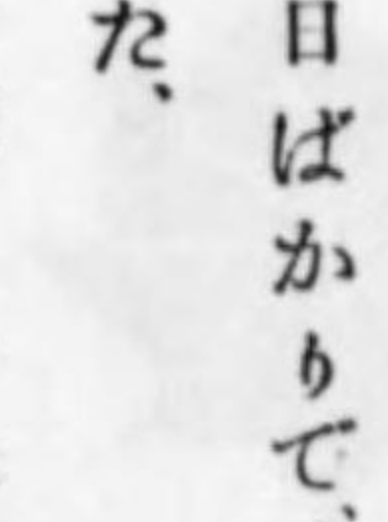
右の次第で、麟祥君とは、巴里で別れてから、いつ御歸朝といふ月日も知らないが、向山と一所であつたには、相違ない。其後、維新後には、度々、御目にかゝり、杯酒間に、舊を話した事も數度あり、別して、元老院では、（麟祥君）の議官として、議事の席には、御同列であつたが、これぞと取出して申す程の


清水卯三郎氏の談 三十四年八月十九日

私が、民部公に附いて、麟祥さんや、何かと、佛蘭西に行つたのは、慶應三年の正月十一日、飛脚船の「アルベ」と云ふのに乗つて、横濱から出發しました。其時、民部公に附いて行つたのは、向山隼人、田邊太一、杉浦愛藏、それから、箕作貞一郎、

—これが麟祥さん、山内六三郎、それから、澁澤榮一、其外の人々でありました、私等は、商人で行つたのです、


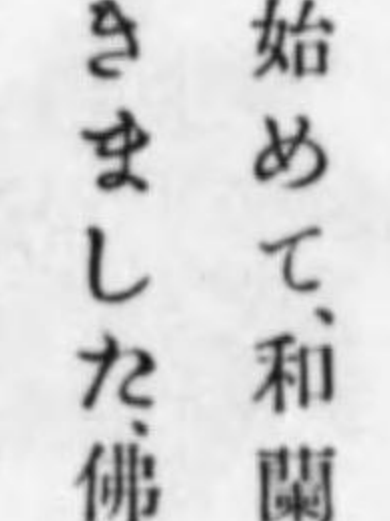
船の中では、毎日、皆で、詩だの、何だの作りました、尤も、麟祥さんは、詩は作らなかつた、向山だの、杉浦だの、それから、澁澤も作り、私も作りました、上海に寄つて、香港に寄つて、寄つて、出發してから、五十日ばかりで、マルセーユに着きました、麟祥さん、頻りに佛蘭西をやつて居ました、

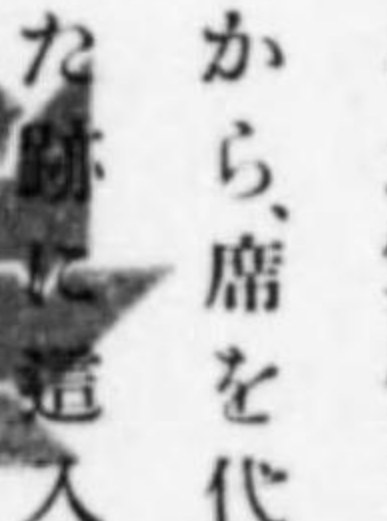
佛蘭西に居る中、能く遊びに行かないかと云つて、「ボア、ド、ブーローニユ」と云つて、藪の中の大きな林へ行きました、田邊に、杉浦、それから、麟祥さんは、能く出て行きました、


私があつちに居た時、私と、シベリオンと云ふ商人の冊に結ぶ條約書を、箕作さんに、佛蘭西文で書いて貰つたことがありました、其冊の文章が好く出来て居ると云つて、佛蘭西人が褒めました、



歸りは、別で、箕作さんは、先きへ歸つて來ました、私は、亞米利加を廻つて、翌年の五月、上野の戦争の最中に歸つて來ました、

「名村泰藏氏の談」 三十四年十一月二十七日



それから私は、博覽會の御用で、佛蘭西へ行つた、箕作さんと、始めて物を言つたのは、慶應二年の十二月でした、マルセルで、御會ひ申した、其頃、私は、北村元四郎と云つて居ました、箕作さんが、佛蘭西語を學ばれたのは、徳川民部大輔さんの供奉を言付けられて、出發する二三箇月前に、始めて、和蘭と、佛蘭西と、英吉利と、對譯の書物、かけたのだと云ふ話を聞きました、佛蘭西に居る中に、新聞なども、どん／＼読めるやうになつて來られました、


箕作さんの足は、前から、良くなくて、佛蘭西に居たときにも、餘つほど弱つて居て、私が一軒の家を借りて、一階目に居つたところが、箕作さんが、其家へ來るに付いて、二階目や三階目では、昇り降りが不便だから、席を代へてくれと云ふので、私が上へ上つて、箕作さんが、一階目の私の居た跡に、遣入りました、

其時分に、翻譯は、なか／＼能く出来た、併し、語は、出来なかつた、私と一緒に相談をする頃に、譯すことは出来たが、其割に、あつちの文章は、出来なかつた、それで、私がつまらない手紙まで書いた、併し、翻譯は、面倒なものでも、速にやりました、民部大輔さんの通辨は、二千石の保科と云ふ人、今の皇宮亮をして居る山内勝明と云ふ人が、して居りました、さうして、箕作さんは、一般の翻譯の方をして居

りました、澁澤榮一さんは、箕作さんと一緒に来たが、これは、全く民部大輔さんの御附きて、留學の方に残りました、
民部大輔さんが、各國を廻られた時、箕作さんは、それに隨行して歩かれた、其用が濟んで仕舞ふと、私どもと同居することゝなつた、それゆゑ、箕作さんは、あちらでは、別に、と云ふ間はなかつた、
あちらを發、が慶應四年の正月二十日ごろで、こちらに、二月の末に歸つて來ました、船が四十何日かかつたと思ひます、民部大輔様は、留學をされ、私は歸つて來ました、箕作さんは、一緒に歸られました、同行中では、箕作さんが、一番年少者でありました、

一月、兵庫に到る、時に、兵庫縣令は、伊藤俊介(博文)なりき、神戸洋學校を立て、麟祥君、教授となる、是に於て、學校にて教授す、生徒、無慮百五六十人ありき、

伊藤侯の談、、明治元年の事、神戸洋學校と云つた、米人、ピローを雇ひ、神田孝平、、麟祥君が、教授であつた、

時に、津山藩、神戸の警備を命ぜられ、小隊長北郷裕、三小隊を率ゐて駐屯せしに、事の行違ひに因て、急に、人數の引上げを命ぜられ、大に藩の面目を損じ、隊長驚いて、麟祥君の門人津山藩士兒玉鍛四郎(武寛)を介して、麟祥君に、兵庫縣令への交渉を囑したり、麟祥君、これを諾して、縣廳に辨疏、に事なきを得たり、

「佐原純一氏の談」三十四年七月二十九日

麟祥先生、維新後に、神田孝平、何禮之などと、京都へ行つた、行つたが、幾ら經つて

も、金を一向くれなかつた。それで、小松帶刀の所へ行つて、金が無くて困ると云つて、話したら、小松が、尤だ、これを持つて行きなさいと云つて、二百圓とか呉れた。それから、それを使つて仕舞つて、又、小松に行つて、金が無くなつたと言つたら、又、三百圓とか呉れた。それも、小松が、自分の金を呉れたのか、政府の金を渡して呉れたのか、分らなかつた。と云ふ話を、後にされたことがございました。

〔兒玉武寛氏の談〕

明治四十年四月

明治元年十月頃、大阪の今橋の上で、偶然に箕作先生と出會つて、それから、今橋三丁目の先生の寓居、今の緒方病院の處に同居することゝなつた。其後、十日ばかり経て、先生始め、緒方維準先生等と共に、京都へ行つて、大阪へ歸つた。此時、大井憲太郎を始め、數十人、先生の門下に聚つた。同年十一月中旬頃、神戸に、外國語學校を建てるに付て、先生其招聘に應じて、門人を伴つて、大阪から船で、神戸に上陸する時に、當時同地の令尹伊藤俊介氏、騎馬で來て、歓迎を表した。其後、海岸の一民家を校舍に當て、教授を始めて、生徒も殖えた。翌年一月中旬、兵庫縣廳畔へ、新に校舍を建築して移つた。此時、門下の數、百五六十人に及んで、尙、各地方から、陸續と笈を負つて來る者が多かつた。

當時、神戸港は、我が津山藩で警固の任に當つて、藩士二三百人屯集して居つた處が、或る日、衛士が、縣吏、縣廳吏員を誤つて、浪士と見て、これを捕へて來て拷責した。それが爲に、縣廳と警固隊との間に、紛議を醸して、終に、縣廳から、同港の警固を謝絶して來たから、警固隊長は、驚いて、倉皇として、先生の宅へ來て、小生に面會を求めて、其失體の事情を述べ、先生を介して、縣廳との交渉を願ひくれとの事であつたから、其旨を、小生から、先生へ依頼した處、先生は快諾して、直ちに縣廳との間に交渉を遂げて、無事に其引揚げを中止することを得た。當時、先生から、引揚中止の交渉の纏まつた事を、兵營へ對し、小生宛て通知せられた書翰は、今でも、小生は保存して居る。

小生が、先生に對して、今度の勞を謝したところ、先生の云はれるには、自分も、津山藩と縁故のあることは、申すまでもないが、君の家と箕作家とは、親族同様の間柄で、箕作家では、君を引受けて、世話することになつて居るから、今度の事も、君の爲めにしたまでで、君が、君の藩に對して、功の立つやうにと思つて、盡力したのだ、と語られた。同年二月中旬、津山藩から、小生に對して、歸國を命じて、前の功を賞して、別家祿高百石、外修業料等を併せ賜はつた。これ、皆、先生の徳に因る

ものだ、

〔兒玉琢磨氏の談〕

箕作先生が、舊藩主松平三河守に盡せし功績は、一にして足らず、明治二年の頃、津山藩、神戸警備を命ぜられ、三小隊長北郷裕、三箇小隊を引率駐屯す、時に、伊藤侯爵、五位を以て、兵庫縣に判事たり、其砌、事の行違ひより、急に人數引上を命ぜられ、大に藩の面目を損ず、隊長北郷、已むを得ず、兵庫まで兵を收め、急報す、參事黒田彦四郎、大に驚き、直に出張し、先生に囑して、善後の策を講ず、先生、深く之を憂ひ、時の判事伊藤五位に交渉して、僅かに事なきを得たり、以て、當時に於ける先生の威信如何をト知するに足る、

〔松本莊一郎氏の談〕 三十四年六月八日

兵庫に洋學館と云ふが立てられることになり、當時の兵庫縣知事は、今の伊藤大勳位で、先生は其校長なり、教授なりになられた、神戸に居た時、各藩のあはれものが、百人足らずも居た、神戸の今の停車場になつて居る近邊で、福原の遊廓の大寶樓と云ふに、忘年會に行つたことがある、あはれものが、非常な亂暴をやつた、大井憲太郎などが、非常にあはれて皿を毀す

こと、三百有餘、襖を毀すこと、何十本と云ふくらゐで、なか／＼非常なことをやつた、それから、先生は、兵庫縣の斷獄局に呼出されて、駕籠に乗つて出て、取調を受けられたことがありましたが、其翌年、——二年の春、東京に召されて出られるときに、先生が、どうです、もう一遍、あのくらゐな亂暴をやつたら、——と云つて笑つて居られました。

明治二年、三月、麟祥君、召されて、家族と共に、海に航して、東京に歸り、四月、翻譯御用掛を命ぜられ、五月、神田南神保町に住す、外交官を好まず、大學に入るの望みあり、八月、遂に大學中博士に任ぜられ、九月、從六位に叙せらる、神保町に住せし頃、家塾を開きて、生徒を教授す、從學する者、

周布金槌(公平)内藤彦助(彦左衛門)井上幸作(正一)岸本辰三郎(辰雄)錦織精之進(朔郎)大島益三郎(貞益)松本莊一郎(兒玉鍛四郎)武寛(久原躬弦)磯野計助(計)須川賢久(宇田川榕之助)準(一)久米井司

馬(隆吉)中村孟、田坂虎之助、吳穎士(文聰)片寄海藏、大井憲太郎、平山藤二郎、森又七郎、永井久一郎、中江篤助、今村和郎、今村新齋(有鄰)根岸免三郎、神津仙三郎、塚原周造、熊谷辰太郎等、百四五十人なりき、
 此年、門人牧山耕平、ヘーリー氏の經濟書の講義を請ふ、麟祥君、其書中の貨幣の部を口譯して、人をして筆記せしめて成れり、後に、文部省編輯寮にて、貨幣説と題して出版せしもの、是れなり、當時、財政の整理、未だ緒に就かず、世間、惡貨幣の流通に困みし時なれば、貨幣の説の考究すべきは、實に重要なるにて、世に裨益したる事大なり、後に、麟祥君、其翻譯の意に滿たざるを以て、能く譯する人あらば託せむと欲すと云ふ、是に於て、川本清一、全部を譯せり、編輯寮出版の經濟原論と題する書、是れなり、

祖母大村氏病む、麟祥君心を盡して奉養せしかど、二年、十月十九日、遂に歿せり、年六十二なりき、
 明治四年、二月、麟祥君、下谷長者町一丁目に移りて住す、是より、塾を閉づ、四月、大學大博士に任ぜられ、正六位に叙せらる、此時の辭令に、箕作麟祥とあれば、是より先き、通稱貞一郎を改めて、實名麟祥を稱せしにて、麟祥とは、祖父阮甫が、經書の語に因て、命ぜし所なり、七月、大學廢せられて、文部省を置かれ、麟祥君、更に文部省出仕を命ぜられ、尋で、文部大教授に任ぜらる、九月、司法少判事に兼任し、既にして、本官を免ぜられ、文部少博士、兼司法少判事となり、編輯寮專務を命ぜられ、十月、司法權中判事兼任となり、十二月、從五位に叙せらる、
 麟祥君の編輯寮にある時、「チャンブル」氏の「インフォルメーション」オフゼ、ビープル」と云ふ書を譯せしめ、百科全書と題して、逐次

に出板せらる、一科毎に、當時の英學者數十人に囑して譯せしめ、其難解の科は、麟祥君の譯せしもの多かりき、時に、小學校、諸處に立ちて、兒童の心得を教ふべき書を要し、舊名古屋藩主宇都宮三郎に囑して、麟祥君に、西書を譯して之を作らしむ、麟祥君乃ち佛蘭西の學士「ボンヌ」の著書を譯して、一書を作り、勸善訓蒙と題して、明治四年九月に出板せられたり、當時、世人は、西洋には、學術技藝は開けて居れど、道德修身の事は、さまで行はれてあらざるかの如く思ひ居りしに、此書、世に出でてより、西洋の道德の教、世に知られて、其書、大に世に行はれたり、後に、勸善訓蒙後篇、續篇もなれり、明治五年、正月、麟祥君、司法中判事に兼任し、四月、吳服橋内司法省構内に移住し、八月、大外史に任ぜられ、司法省兼勤を命ぜらる、時に、神田美土代町に、共學舎建ちて、生徒盛に入學し、麟祥君

も、出で、西洋歴史を教授せり、十月、東兩國なる藤代町に轉居し、六年、五月、權大内史に任ぜられ、翻譯局長を命ぜられぬ、明治七年、臺灣の役起り、藩地事務局を置かれ、參議大隈重信、其總裁となり、參議大久保利通、全權大使として、支那に趣き、應接中に、談判或は破裂して、宣戰の公布あらむかと危まれ、諸外國も、臺灣の役には、初より反對の議あり、因て、政府にて、俄に、萬國公法翻譯の命あり、是より先き、米國の原書を、支那にて譯せしものもあれど、別に「ケント」氏の萬國公法を譯すべしとの事に、翻譯局にて、頗る大冊なる原書を、二十日間、に限りて、英文を讀み得る者、總員に割賦して、夜を日に繼ぎて譯せしめ、麟祥君も、亦之に従事し、譯成りて、大隈參議に出せり、又、大久保參議より、暗號の電報來れば、之を通常の文に譯し、又、英文に譯して、事務局顧問なる米人「リセンドー」に示す、「リセンドー」意見を記せ

ば、麟祥君又之を邦文に譯して、大隈參議に出す、時勢切迫の間に、外交、其他に關する種々の翻譯ありて、且は忙はしく、且は秘密なり、然れども、麟祥君、黽勉之に従事して、勞せる色なし、萬國公法の勤勉翻譯の賞として、政府より金五百圓を麟祥君に賜ひしに、麟祥君物品を購ひ、謝書を附して、衆員に頒ちたり、明治政府の初に、必要を感じたるは、外國の語、及び外交文書の翻譯なり、外交往復の事、外人雇入れの事、契約の事等は、機密に屬して、鄭重にすべきものなれば、尋常の洋學者、通辨者にて、不慥なり、相當の學力ありて、信用すべき人格を要するに、其人甚乏しく、固より、當時、秘書官など云ふ者も、かりき、然るに麟祥君は、學、英佛を兼ねて、人物、又、其任に堪へば、政府に重んぜられ、すべて、是等の事に關して、勤勞し、事毎に功ありき、政府の、始めて鐵道を作らむとするに當りて、容易ならぬ大事

業とし、且、官民、舉りて反對するありさまなりき、大隈重信、麟祥君に囑して、鐵道の事に付きて、種々に調査せしめ、諸書を翻譯せしめなどして、大に助けを得たり、麟祥君、正院にありし頃、法制局立ちて、讒謗律、新聞條例等の出でむとする時、佛國の例など譯したるは、大抵、麟祥君なり、これを、法制局にて、刪修して發表せり、かゝるものは、多く、麟祥君の手に成れるが如し、政府、歳出入の豫算編成法などは、今は大成してあれど、其初は、一定せず、麟祥君、正院にありし時、其編成法を調査して後、之に據る事となれり、此事、明治七八年にあり、麟祥君、明六雜誌に、「リベルテ」の説を掲げし事あり、蓋し、翻譯せしものならむ、君は、論文の如きものを草せず、庸劣なる論を吐くとも、何の用をかなさむ、などいふ見識なりしが如し、麟祥君が公私の翻譯、極めて多かりき、而して、譯する事、亦神速

なりき、譯料、一葉、二三圓、多きは、五圓に至れり、新事實に、新譯語を定むるに苦心せり、今の世に行はるゝ譯語にして、麟祥君の選定に成りしもの多し、血稅、憲法などいふ語も、其一なり、譯語の選定、譯文の潤色に就きては、辻士草、寺内章明、市川清流等の力を借れり、然れども、辻等の加筆に、校正の正の字を許さず、單に校とのみしたり、當時、私人の囑に因りて、萬國史を譯して成れり、

翻譯局の雇外國人に、澳地利人「シーボルト」といふあり、當時、外國人は、頗る威力ありき、然れども、此人麟祥君の前に出づれば、節を折れりと云ふ、君が學力威望の重かりしを知るべし、明治八年、九月、麟祥君、司法省四等出仕に補せられ、第六局長、第四局副長を命ぜらる、九年、一月、司法大丞に任ぜられ、十年、一月、大少丞以下廢せられ、司法大書記に任じ、翻譯課長、民法編纂課



長を命ぜられ、五月、民法編纂委員兼勤となれり、明治八年頃なりけむ、萬國叢話第二號に、麟祥君の草せし國政轉變論と題する一篇出でしに、當時の民權論者、之を八年十二月の評論新聞第四十號に轉載して、批評稱賛せしより、政府部内に論起れり、此文も亦翻譯に出でしならむ、然れども、一時は、麟祥君が一身の進退にも關せむとせしに、大木喬任、麟祥君を信じ、辨解して事なきを得たり、

「吳文聰氏の談」 三十五年十月三十一日

貞一郎君は、神戸から「コスタリカ」と云ふ、アメリカの飛脚船に乗つて、横濱に着き、それから、小蒸氣に乗つて、築地に着き、本願寺の先の松原みたやうな所に、家を持つた、其所に二三ヶ月居て、それから、護持院ヶ原の今の高等商業學校の所の長屋に移つて居て、それから、神田の今の順天求合社の所に、塾を開いて居た、其時には、塾生が百人を超えたことがあつた、其中に、世の中に、名を顯はした人は、中江篤介、大井憲太郎、今村和郎、今村有隣、岸本辰雄、周布公平、松本莊一郎、塚



原周造、永井久一郎、山口宗義、錦織精之進、北尾次郎などで、北尾は、其頃、松村なるとか云ふ名であつた、それから、室田といふ人も居た、これは、名を覚えませぬ、それから、熊谷辰太郎と云ふ人も居た、此人は、今第一銀行の神戸の支店長をして居ます、其他にも、多人数ありますが、今ちよつと氣の付いた所では、そんなものです、

貞一郎君が、其時分から、引續いて、育英事業に關係して居られたなら、慶應義塾や何かと、相對するものになつたらうと思ふ、三又學舎と云ふ箕作秋坪君の塾なども、さうであつたらうと思ふ、

教育の事も、前から言ふと、湯島天神下で、塾を開いた時、即ち、小柳津要人や、片寄環海などの居た時分から考へると、殆んど、十年でありませう、小川町に塾を開いて居たのが、三年間か、そこらでしたらう、其中に、 出られたものだから、官途の方がいそがしかつたので、教育の方は、自然に、 塾を閉ぢて仕舞つた、教育の事業は、そこで絶えて仕舞つたが、英佛の學問の爲めには、世の中に、隨分盡したことは疑ひない、

麟祥君の祖母は、麟祥君が、小川町に塾を開いて居る時に、なくなりました、此人

は母親のやうに、能く麟祥君の面倒を見てくれました、終ひには、中氣で、三四年も煩らつて居たが、麟祥君は、善く孝養を盡し、心切に世話をして居ました、それから、下谷の長者町に移り、又、司法省構内に移り、其後本所の藤代町に引越しました、

私の母は、 夫であつて、關係も厚かつたから、始終、箕作の家に出這入りをして居た、 眞の母のやうに思つて、私の母は、ちと若過ぎる、あなたは、丁度、私の母として、好い年恰好です、などと言つた、それで、色々の事を、私の母に相談などされたことがあつたさうです、

「福地源一郎氏の談」 三十八年八月一日

それから、御維新になる、麟祥さんは、召されて大學南校に出て行つたかね、私も召されましたが、私は、少し考へが違つて、出ませぬ、御維新になつて、朝敵になつて、暫く牢に這入つて居ました、

それから、伊藤さんと一緒に、亞米利加に行つたのが、明治三年で、四年の夏、歸つて来て、麟祥さんに會つた、會ふと、麟祥さん、佛蘭西が、ちやんと讀めるやうになつて居たね、いつやつたのか、僕が、最初、慶應二年に歸つた時分には、まだやらな

かつた、それが明治四年までの中に、ちやんとやつて、佛蘭西の手紙の譯したの
 など見ると、到底、我々の及ぶ所でない、實に驚いたね、尤も、コンヴェルセーションは
 出来なかつたよ、だが、其後になつて、大分、ポアソナードなどとやつて居たから、
 上手になつたらうが、何しろ、其時分、明治四年にさ、佛蘭西の本を讀む力の附い
 たと云ふことに至つては、驚いたね、君、まあ、いつの間に佛蘭西が出来るやうに
 なつたね、いや出来なくつて、分らなくつて、困つてるのだ、と云ふ話でした、そ
 れだけの事は、僕が證據人だ、英書を讀んでも、私より上手になり、御維新後にな
 つて、佛蘭西も能く讀むやうになつた、どういふ天稟の才學があつたのか、

〔牧山耕平氏の談〕

明治二年、麟祥先生、小川町に居られし頃、余、ペーリー氏の「ポリチカル、エコノミ
 ー」を得て、先生に講義を請ふ、先生、其書中の貨幣の部を譯して、世に公にせむこ
 と、今の世に方りて、實に肝要なり、願はくは、余が口頭を筆記する人を得むと言
 はる、余乃ち、木寺安敦氏を介す、是に於て、先生、公務の餘暇に、夜々口演し、木寺氏
 筆記し、數句にして、譯成り、後に、編輯局にて出版せし貨幣説と題する書、是なり、
 當時、財政の整理、未だ其緒に就かず、世間、惡貨幣の流通に困りし時なれば、貨幣

の説の、考究すべきは、實に重要な事にて、世に裨益したる事、大なりき、後、先生、其
 翻譯意に滿たず、能く譯する人あらば、託せむことを欲すと云ふ、是に於て、川本
 清一氏、全部を譯す、編輯局出版の經濟原論と題するもの、是なり、

〔宇都宮三郎氏の談〕 三十四年十一月十六日、

箕作麟祥君が、また、貞一郎と云つた頃であつたと思ふが、段々、小學校と云ふも
 のも出来たに付いては、小學校で、子供の心得になる事柄を教へなければなら
 ぬが、それに付いて、さういふことを書いた書物が入り用だ、と云ふので、尾州侯
 の頼みを以て、私が、貞一郎君に會つて、どうか、子供の心得になるものを、何か翻譯
 をして呉れ、と云つて頼んだ、其原書の擇び方、書き方、又、書物の體裁の如き、總
 て、あなたに一任するから、どうか、適當なものを拵へて下さい、と云つて頼んだ、
 それで、其出来上つたのが、勸善訓蒙と云ふモーラルの書で、それが出来たので、
 始めて、西洋にも、かういふ道德の説が行はれて居るか、と云ふことが、世間に知
 れた、それまでは、西洋と云ふ所は、學術技藝は、東洋より開けて居るが、道德修身
 などのことは、左まで行はれて居ないかのやうに、誰も思つて居たところが、箕
 作君の勸善訓蒙が世に出て、始めて、西洋にも、かういふ教へがあつて、しかも、餘

ほど進歩して居ると云ふことが、世間に分つた、それに、其書物が、大層賣れたところから、それが、大いに世の中に益を爲し、随つて、西洋の學問も、追々、世の中に擴まつて來、大いに益を爲すに至つたことである、其尾州侯から、箕作君に贈つた禮の高は、二百圓であつた、

○泰勸善訓蒙、三卷、明治四年、九月、刻成り、^四泰勸善訓蒙、後篇、八卷、明治六年、八月、出版、^四泰勸善訓蒙、後篇、四卷、同年、九月、出版、^四泰勸善訓蒙、國政論續篇、四卷、明治七年、出版せらる、

「佐原純一氏の談」 三十四年七月二十九日

明法寮に居られた時、名乗の字を、何と讀むか、讀み方を書いて出せ、と云ふことがありましたが、其時、麟祥先生、何と讀むか、リンシヨウと云ふ讀みを知つて居るだけで、名乗讀みを知らない、親が何と云ふ積りて附けたのか、知らない、待つてくれ、鷺津毅堂に相談するからと云ふこととした、^四鷺津毅堂と云ふ學者、——宜光と云つた人、あの人は、麟祥先生と、明法寮に、一緒に居ました、あの人に、麟祥と云ふ字は、何と讀んだら宜からう、と言つて相談をした、さうしたら、鷺津は、アキヨシと讀んで宜い、麟は、磷酸の麟字と通じる、麟は、ボスポルで、明かな意、それで、

アキと讀んで宜い、と云ふので、アキヨシにきめた、と云ふ答をした、と云ふことを聞きました、其時、牟田口元學、あの時分、少外史か、何かしてした、後に文部へ行つて、今は、鐵道馬車會社の社長をして居る人、あの人が、アキヨシだなんて、そんなことを言はずに、^四ラシシメダと讀んで宜いぢやないかと云つた、

「黒田綱彦氏の談」
私が、箕作先生の御宅へ、書生に行つたのは、明治五年、四月九日であつて、其時、先生は、吳服橋内の司法省の構内に、御住居になつて居ました、しかし、先生は、塾を開いて居られぬので、お宅で本を教へて下さるひまがない、そこで、先生の御指圖で、私は、先生の所に居て、神田美土代町の共學舎に通學して居りました、生徒が澤山居りまして、貞一郎先生が、歴史を教へて居り、^四澤山太郎と云ふ人が、物理を教へて居りました、私は、そこで、貞一郎先生の^四ラシシメダの「ジュリ」の大歴史の講義を聽いて居りました、

先生は、道樂と云ふほどのことはありませぬだつた、明治五年頃と云ふものは、御維新後、兵馬倥傯を出て、まだ日の淺い時でありましたから、やれ、卿が吉原へ行つたとか、參議がどこへ行つたとか云ふ噂は、度々、聞くことであつて、高位

顯官は、花柳の巷に、足を踏込んで、謂はゆる醜業婦なる者と交際をしなければ、世間の交際が出来ないと云ふ位な有様でありましたが、箕作先生は、ついで、女郎買ひに行かれたと云ふことも、私は聞かなかつた。

併し、先生の一つの癖であると思えて、屢、幫間を茶屋に呼んで、おしやべりをさせ、それを聴いて、おしやべりと云ふことが、明治五年頃の先生の唯一の道樂であつたらしい。御覽所から人力車で歸つて來られて、袴を脱がれて、又、人力車で出かけられる書生たちが、今日は、先生袴をはかずに行かれた、などと言つて居ると、人力車が、奥さんを御迎へに歸つて來る、さうすると奥さんが、其人力車に乗つて出て行かれ、さうして、御夫婦で、幫間のおしやべりを聴いて、樂しまれ、相乗て歸つて來られると云ふ有様でありました。先生の行かれた所は、淺草の代地、兩國の生稻深川の平清あたりでした。そこへ行かれては、幫間を呼んで、おしやべりを聴かれるのです。

五年の五月に、通稱、實名を併せ用ゐることを得ず、と云ふ達があつて、其時貞一郎先生は、麟祥と御替になりました。麟祥と云ふ名は、前に、阮甫先生の付けられた名で、易か書經にある文字ださうです。先生の御名前を、何と訓むのだらうと、

書生仲間て、相談したが、分らない、それから、恐るゝ、人を以て聞いて貰つた、さうしたら、アキヨシと訓むのだ、と云ふことでありました。私は、前に、黒田掌三と云つて居ましたが、此時、綱彦と改名しましたのです。私は、初めは、賄料を納めて居つたが、學資が盡きさうになつたから、食客に置いて戴きたい、と願つたところが、先生、それは、いと易いことで、初から、さうしてもよかつたのに、と言つて下すつた。

麟祥先生は、司法省の構内から、本所の藤代町に移られた。藤代町の御宅と云ふは、今は、市區改正の爲めに、取毀しになつて仕舞つたが、兩國の百本杭と云ふ所の、一番北の外れの所であつて、小さな土藏が二つあり、家は、二階造りて、ちよつと、別荘みたやうであつた。

先生の家庭の事も、御話をしますが、二月の一日、正月と云つて、御家族、残らず、——其頃には、奥さん方の御親類の方も、來て、餘所から頼まれて置かれたのもありました。さういふ人たちから、子供衆、御小間遣やら、又、濱町の方の子供衆やらを集めて、菓子類や、果物の類を置いて、歌がるたをされた、さうして、麟祥先生が、さあ、よいか、私が讀むぞ、と云つて、讀役になつて、我々も呼出さ

れて、上下、残らず寄合つて、歌がるたをしたことがありました。實に、一家團樂の樂と云ふのは、かういふ事であらうと思ひました。



それから、私が、横濱の「フランス」公使館の通譯官に採用される事になりました。其事を先生に話した所が、それは、お前の爲めに、好都合である。若し、面倒な物があつたら、私の所へ聞きに来るがよい、お前の質問を聞いて上げよう。横濱へ行くと云つて、 持つて居るか、「實は、下等汽車に乗るだけは、持つて居ます、それは、いけぬ、先任者が、手引きをしてくれると云ふなら、其人に、晝辨當の洋食ぐらゐ、振舞はなければなるまいから、これを持つて行くがよい」と云つて、二十圓渡して下すつた。これが、明治六年の二月でした。

新橋と横濱の間の鐵道の開業式のあつた時、箕作先生は、立烏帽子に、直垂で、出席されました。其時、先生は、司法中判事でした。なかに、利いたものでした。私などが、何か届を出すのに、司法中判事從五位箕作先生に、 方に、寄留罷在候、などと威張つて書いたものです。


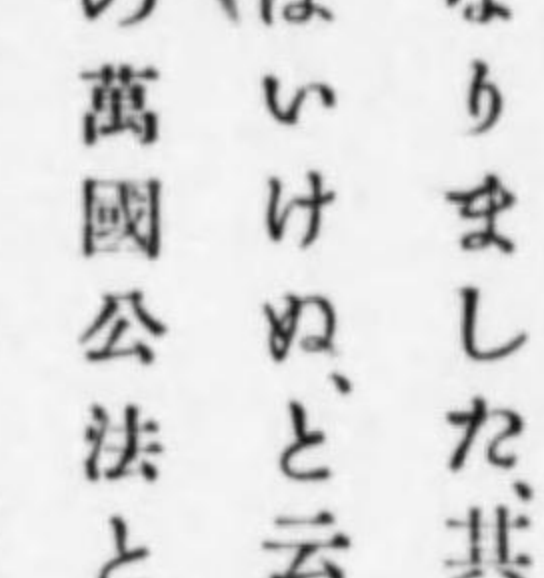

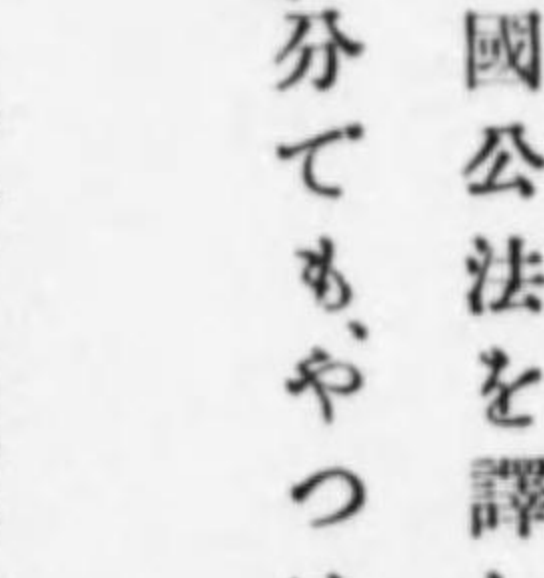
先生は、財産なども、儲蓄する機會はあつた。明治四五年頃は、先生などの翻譯では、十行、二十字で、一枚、五圓ぐらゐ、取れたものでず、

「佐原純一氏の談」三十四年七月二十九日

美土代町の共學會で、箕作先生が發起で、「フルベッキ」に来て貰つて、講釋をして貰つたことがあります。其時、鈴木唯一や、川本清一、それから、玉乃世履、曾我祐準、北島治房など云ふ人たちが、聞きに来ました。其時は、心理學に、「ロジック」に、「パーチー」は、國法汎論——加藤弘之さんの翻譯した、あの著者の「ブルンチー」です。寺内が筆記をして居ました。「パーチー」の事などは、其時分、誰も知らなかつた頃です。皆、大層に珍らしがつて聽きました。

私は、もと、南校に居て、明治四年の七月か、八月に、編輯寮の大屬になりましたが、其時、編輯頭を、箕作先生がやつて居られました。其時分、先生が、頭になつて、「チャンプル」の百科全書、「インフォルメーション、オフ、ザ、ワールド」とか云ふもの、百科ばかりあるので、あれを割譯にしよう、と云つて、 いて、賃譯に出しました。編輯寮に勤めて居る者でも、學校の教員をして、 ても、福澤の人たちでも、誰でも、英書の讀める者には、譯させたものです。私なども、福澤の塾の人には、やらせましたが、むづかしいものになると、誰も引受け手が無い、さう云ふのは、箕作先生が引受けて、譯されました。箕作先生は、勉強である上に、達者でしたから、

他の者よりも餘計引受けて、早く出来上つたくらゐでした。後に、幾らか譯字が變りましたが、箕作先生が新規に拵へた譯字が、随分あります。譯字には、随分骨を折つたものです。それに、辻士革や、寺内、市川も、先生に附いて居て、随分骨を折りました。先生の譯したものは、何でも、辻士革が直して、寺内章明、此の人が、を飾ることの上手な人で、それが修飾して、それから、市川清流、これが又、に似る人で、これは、斯う云ふ字が當るとか、斯う云ふ字畫が正しいとか、云つて直しました。如何なる翻譯でも、其三人の手に掛けました。萬國歴史のやうな譯書でも、此三人の手に掛りました。それから、明治五年の九月かに、大木さんが、文部卿の時、編輯寮が廢せられて、一部分は、正院の中に翻譯局といふのが出来て、箕作先生が、大外史で、翻譯局長になられた。正院の翻譯局になつてから、――七年は、騒動が起つて、その爲めに、蕃地事務局と云ふものが出来ました。其總裁、大隈參議でありました。外國人に關係があるので、翻譯物が忙しくなりました。其時分、蕃地事務局の顧問に、亞米利加人の「リゼンダー」と云ふ人が居て、翻譯の方には、埃地利の「パロン」で、「アレキサンドル、シーボルト」と云ふ人、佛人で、「ガリー」と云ふ人が居て、色々の用

を、手傳つて居ました。其中に、大久保參議が、全權大使で、支那へ應接に出かけて行つた。さうして、談判中に、或は、破裂して、宣戰の公布がありはせぬかと云つて居る最中、賊を見て、繩を縛ふやうな譯で、政府で、俄に、萬國公法と云ふものを翻譯しろ、と云ふことになりました。其前に、亞米利加の原書を、支那で譯した漢文のがあつた。これは、はいけぬ、と云ふので、英吉利だつたか、亞米利加だつたか、覺えませぬ、の萬國公法と云ふのを翻譯せよ、と云ふ命で、翻譯局で、可なりの大冊を、二十日間を限つて、割り譯をすると云ふ事になつて、英文の讀める人は、總が、りて、晝夜、翻譯をした。其時、私どもも、夜詰をして、寝なかつたことがありました。校正掛と一緒に、校正をしたり、讀合をしたりして、出来上るそばから、淨書して、大隈參議の所に出しました。其時、の萬國公法を譯した人で、今居る人は、大島貞益だの、阿部泰藏だの、自分でも、やつはり翻譯をなさいました。

其時の事です。晝夜勉強して、氣の毒だと云うて、大隈參議から、五百圓、箕作先生に渡されたが、それが、政府の金なのか、大隈さんの金なのか、分らない。金で分けても、をかしいからと云ふので、種々の物品を買つて、分たれました。私なども、其

時貰ひました、今から考へれば妙だが明治七年頃は、そんなことがありました、大久保參議の方から、暗號電報が来る、さうすると、それを當り前の字に譯す、それから、其電報を「リセンドル」に見せるには、英文にしなければならぬ、それを英文に譯して、「リセンドル」に見せる、「リセンドル」がそれを見て、自分の考を述べる、それを又、箕作君が翻譯して、大隈さんに見せる、平和が破れるかも知れぬ、と云ふやうに、居る中に、さう云ふやうに、色々の翻譯をする、忙しくはあるし、それに秘密ではあり、随分、箕作先生も、お骨が折れましたらうが、勉強家のことですから、少しも、骨の折れたやうな様子もありませぬでした、大隈さんは、あゝいふ記憶の好い方ですから、其頃の事や、箕作先生の勉強なすつたことを、能く覚えて居られましやう、

大隈重信氏の談 三十五年六月十日

初め、明治政府に於て、一番、必要を感じたのは、外國の文を翻譯することであつた、新に政府を組立て、さうして、總て、外交を引受けると同時に、外政の改革を行ふに付いて、外國人を雇ふとか、外國人と往復するとか、契約をするとか云ふに、たゞ、普通の通辨では、不慥である、相當の學問のある人で、且

人格が慥で、信用の置ける、さうして、多少、一般の政治の上にも、社會の上にも、相當の人格を具へた人でなければ、政府の機密若しくは、政府の將來の方針と云ふやうなことを、打明けて話をするには、出來ない、さう云ふ人が、必要であつて、さうして、さう云ふ人は、甚だ乏しいのである、

然るに、箕作君は、英學と、佛學と、兩方が出來て、さうして、あゝ云ふ人であり、まするから、信用を置いて、何事も打明けて、話をする事が出來、あの人の學力と、あの人の口とを假りて、十分の働きをなさしむる必要があり、又、實際に於て、十分の働きを現はしたことであつた、さう云ふ譯で、箕作君は、政府全體に重んぜられたのである、

殊に、私と箕作君との關係は、——始めての關係は、日本に鐵道を造つた時で、今日では、鐵道のことなどは、何でも無いが、其當時は、實に容易ならぬ所の大事業であつて、且、殆んど、官民、擧つて反對をする、さう云ふ有様であつた、其時に當り、箕作君をお頼みをして、鐵道の事に付いて、色々の調べ物や、色々の翻譯をして貰つて、その爲めに、私は、大に助けを得たのである、

さう云ふ譯からして、私の關係して居る事業に付いては、常に、色々の翻譯なり、

又、外國人との交渉等に付いて、箕作君に、お頼みしたことも、大にあつたのである。

併し、これらは、全く、一つ二つのことであつて、其事が、日本全體の上に、どれほどの關係があつたかと云ふと、左ほどでは無いかも知らぬが、其當時、箕作君が、政府に重んぜられたのは、其一事を以ても、察せられるのである。

林茂淳氏（註）記者より、前條の佐原純一氏の談中の臺灣蕃地事務局の事、萬國公法翻譯の事、五百圓の賞與の事、大久保參議の暗號電報の事等を語りて、大隈氏に問ひたるに、大隈氏の答、

なか／＼能く覺えて居たものだ、なるほど、さういふ事があつたやうだ、悉くは記憶して居らぬが、

「ゼネラル、リセンドル」と云ふ人は、亞米利加人である。西人の歸化した人で、それゆゑ、英文よりも、佛文の方が達者であつた。此人の「ボアソナード」なども、懇意であつた。



其當時、今、想ひ起すと、さう云ふ譯で、箕作君は、法典の編纂とか、又、鐵道を日本に新に拵へるとか云ふことの關係を以て信ずる餘りに、臺灣の時も、其時の事を




頼んだ、其時の事は、實に容易ならぬ面倒であつて、臺灣の事に付いては、支那とのみならず、列國が、——英も、米も、佛も、皆反對したのである、それにも拘らず、日本も、意を決して、兵を起したのである、其争の上に付いては、國際法などを適用しなければならぬ云ふことがあり、又、それに付いて、リセンドルなどの意見なども、尋ねて、とてある、ところが、此の人たちは、意見を口で述べ、或は書いて出した、其間、（註）箕作君が、能く働かれたことは、今の佐原君の話の通りでありました。

それから、褒美の事は、記憶して居りませぬが、臺灣蕃地事務局と云ふものは、無論、公けの組織であつたから、其褒美といふものは、謂はゆる官から賜はつたところの賞與に相違ない、私が臺灣蕃地事務局の總裁である爲めに、私の名前も遣つたか、或は、其時分の事であつたから、御褒美の賞與も附いて居なかつたかも知れぬが、其時の箕作君の勞に對して、官から賞與を下すつた譯であらうと信じます。

「鈴木唯一氏の談」 三十六年七月十一日

臺灣事件の時分には、大變にいそがしくて、翻譯物が多くて、私どもも、手分けし

て翻譯をしましたが、事が済んでから、箕作先生が、御褒美を戴いた、其御褒美は、政府から、先生に下すつたものですから、先生だけ、お受けになつて差支ないのであるのに、先生は、それで、色々な物をお買ひになつて、私どもにも、反物を下さいました、そうして、厚く禮を言つた手紙をおよこしになりました、先生が、正院に在つた時、——後に法制局も立ちましたが、讒謗律だとか、新聞條例だとか、、出来る時分には、大抵、フランスの例などを、箕作先生が御譯しになつて、それを法制局などで、手を入れたので、あゝいふもの、土臺は、大抵、先生の御手になつたもの、のやうです、唯今では、豫算の歳出入の書き方も、ちやんときまりましたが、其時分には、まだ、不きまりでありました、箕作先生が、正院に在つた時、豫算の書き方を御調べになつて、豫算の書き方も、それに據るやうになつた、、年は、能く覚えて居りませぬから、はつきりとは、申上げられませぬが、明治八年頃でも、あつたらうかと思ひます、其時分は、御承知の通り、唯今とは違つて、參議と、各省卿と、兼ねて居つた時で、大隈さんが、參議兼大藏卿でございました、其頃は、唯今みたやうに、秘書官と云ふ

やうなものもなし、外國人から、大隈さんなり、誰なりに、見込書などをよこすと、大隈さんなり、誰なりが、それを正院に持つて來られる、それを、箕作さんなり、私なりが、譯しました、又、その返事を書いてやつたりすることは、大抵、箕作さんなどがなさいました、明治八年頃、、たらうと思ひますが、麟祥先生が、國政轉覆論とか云ふものを御書きなすつたのが、或る雜誌に出たことがありました、それが、政府内で、だいぶやかましくなりました、尤も先生自身の論ではなく、翻譯物でありましたらうが、何にしる、一時は、先生の地位が危い位になりましたところが、大木さんが、箕作先生を信じて居なさいましたから、辨解をなすつて、それで、事済みになりました、其時は、はつきりとは、覺えませぬが、多分、、省の大書記官か何かをして居られた時だらうと思ひます、明六雜誌に、リベルテの説をお出しになつたこと、、りました、が、あれも、全くの先生の論ではなく、やはり、翻譯物の類であつたらうと思ひます、先生は、論文や何かは、御書きなさらなかつたやうです、くだらない論を書いたところ、仕方がないから、と云ふやうな氣で居られたやうです、

評論新聞第四十號 明治八年十一月

○萬國叢話第二號ヲ閱シテ箕作麟祥君ノ譯スル所ノ國政轉變論ヲ得タリ
立意頗ル激切因テ其要ヲ摘シテ茲ニ登錄シ並ヒテ之ヲ評ス、

國ハ固ヨリ政府ト異ナルモノナリ故ニ或ハ政府ノ體裁變易シ或ハ帝王ノ世
朝興廢シ或ハ國權ニ黜陟アルトキト雖モ之ガ爲メニ國ハ敢テ滅亡セス
依然トシテ存スル者ナリ之ニ由テ觀レハ轉變ハ獨リ政府ニ在ルノミニ
テ國ニハアラザル也茲ニ政府ノ轉變ト改革トノ別ヲ云ハンニ蓋シ轉變トハ
國ノ主權ニ至大ノ變易猛然トシテ生ズルヲ云ヒ改革トハ政府ノ一部若クハ
其施政權ノ上ニ若干ノ變易アルヲ云フ

第一條 衆庶ノ自由ノ爲已ムヲ得ザルニ非レハ轉變ヲ爲スベカラザル
ヲ論ズ○抑モ内國人民ノ景狀稍々變易スルトキニ轉變ニ隨ヒ以テ衆庶ノ
嗜好ヲ行ハシムルカ爲メニ政府ヲ改革セザルヲ得テ如斯キトキニ於
テ改革ヲ爲スハ固ヨリ其正シキヲ得タル者也然レトモ若シ人民ノ景狀ニ一
大變ヲ生ジ僅ニ政府ヲ改革スルヲ以テ人民自由ノ需ニ應ズルニ足ラザルト
キハ全ク政府ノ主權ヲ舉ゲ一變セザル能ハザルモノアリ凡ソ現ニ國ノ政府

タルモノ務メテ衆庶ノ自由ヲ保全スベキ主目ニ適應スル能ハザルトキハ其
理更ニ之ニ適應スル政府ヲ立テ以テ代ラシメザルベカラズ然シテ若シ其政
府タルモノ或ハ私利ヲ懷キテ人民自由ノ需ニ抗スルトキハ國民宜ク兵力ヲ
用ヒ以テ之ヲ廢スベシ

第二條 政府ノ權ハ獨リ國ニアルコトヲ國ヲ論ス

凡ソ政ヲ行ハズルノ權ハ固ヨリ獨リ國ニアレバ主權ハ即チ國ニ屬スル
モノナリ故ニ其主權ヲ總ブルノ政府若シ奸邪ノ處置アルトキハ何レノトキ
ニ至リ如何ナル方法ヲ用ヒ以テ政府ノ轉變ヲ圖ルベキヤ之ヲ定ムルノ權ハ
獨リ國ニ在ルベシ意フニ各人又ハ連合通謀スルノ數人一個ノ意見ヲ以テ政
府ノ轉變ヲ圖ルベキノ權ナシ故ニ轉變ヲ圖ルモノハ國民ノ舉ゲテ之ヲ助ク
ルニアラザレバ必ス謀逆ノ醜名ヲ遺スニ至ル
第三條 各人或ハ連合通謀スル數人ノ轉變ヲ圖ルニ起ストキハ其危厄ヲ
自ラ其身ニ擔當セサルベカラザルヲ論ズ○前ニ記スルガ如ク政府ノ轉變ヲ
圖ル權ハ獨リ國ニ在リト雖モ全國ノ人民舉ゲテ皆奮激シ會同シテ正主ヲ立
テ虐政ヲ除クノ策ヲ定メ正々ノ旗堂々ノ師ニ藉リ以テ冤横ヲ論ジ暴君ヲ逐

フガ如キハ古往今來甚ダ難事トス故ニ政府ノ轉變ヲ圖ル者若シ能ク如此キ
 ヲ得バ其正キヲ得ルハ固ヨリ論ヲ俟タズト雖モ之ヲ實際ニ行フハ到底爲ス
 能ハザルニ近シ然レドモ凡ソ政ノ轉變ハ人民中特ニ報國ノ念ヲ懷ク者必ズ
 自ラ他人ニ先チ其暴政ノ革除ヲ欲シ漸ニ他人ニ説テ其志ヲ同フセシメ因テ
 動搖ノ兆ヲ期ス其初メハ國ノ法律ヲ守リ以テ人民ノ冤ヲ訴フルヲ其常
 トナスト雖モ政府ノ之ヲ容レザルヨリ漸ニ激シ漸ニ甚ク終ニ鬪撃ニ至ル者
 タリ故ニ報告ノ念厚ク以テ暴虐擅横ナル政府ノ轉變ヲ圖ル者ハ必ズ先ヅ檄
 文ヲ其國民ニ示シ國ノ主權ニ據テ暴主ヲ逐フベキヲ諭告シ全國ノ人民ヲ奮
 起セシムベシ自ラ其主權ヲ僭竊シ己ノ意ニ任ジテ現在君朝ヲ廢シテ他ノ君
 朝ヲ立ツルヲ謀ルベカラズ且ツ其主謀者ハ自ラ其責ヲ負フ危厄ヲ其身ニ擔當
 シ以テ大難ノ衝ニ當ルベキ者タレバ國人ト共ニ其責ヲ負フ主ヲ逐フヲ謀リ國
 人皆響應奮發シテ其功ヲ成ストキハ人皆稱シテ自由ノ救者トナシ其尊
 戴ヲ得ルニ至ルト雖モ若シ之ニ應ズル者ナキトキハ必ズ政府ノ捕縛ニ逢ヒ
 以テ其身ノ縊架ニ懸ルヲ免レズ而シテ縱令ヒ國民ノ一部其謀者ノ令ニ應ジ
 兵ヲ舉ゲ力ヲ竭シ以テ政府ニ抗敵スト雖モ政府ノ勢力猶強ク其身其兵共ニ

皆屈撓シ其志ヲ果ス能ハザル者間々少ナカラザレバ要スルニ轉變ヲ圖ル者
 ハ其功ヲ奏スレバ國民ノ救者タルベシ若シ其成ラザルトキハ國ノ逆徒タル
 ベシ故ニ其謀ノ成否ハ之ヲ其身ニ擔當セザルベカラズ而シテ其報國ノ志眞
 ニ厚ク以テ其所願ヲ遂ゲシト否トハ之ヲ後世論者ノ公正ナル審判ニ任スベ
 キモノナリ

第四條 轉變ノ最ニ抗スル輩モ亦其危厄ヲ自ラ擔當スベキヲ論ズ○國民其
 現在ノ君朝ヲ轉變セント圖ルトキハ其君主及ヒ其守臣ノ共ニ全ジク其命ヲ
 殞シ其禍ヲ免レザルモノアリ

關新吾曰ク天晴ナリ箕作先生ノ譯スル轉變論ヤ吾輩ハ今ニシテ初メテ日
 本人民ノ果シテ強剛不屈ナルコトヲ知り得タルナリ夫レ學者ナル者ハ萬
 國古今ヲ問ハズ凡ヘテ溫順ナル正理ヲ唱ヘ前ヲ望ミ後ヲ省ミ世ノ過激暴
 動ノ徒ヲ鎮定スルヲ以テ本務トナス比々皆然ラザルナキナリ

然ルニ博學多識ヲ以テ國內ニ雷名アル先生ニシテ此ノ如キ激烈ナル轉變
 論ヲ譯述シ思ヒ掛ケナク今日世上洵々ノ問ニ公然刊行セラルトハ吁是レ
 我國ハ學者ノ激烈氣力モ亦萬國ニ秀越スルノ兆候ナランカ

然リト雖モ先生ノ意ハ今日洵々ノ間ニ之ヲ刊行スルモ敢テ現在ノ激徒ヲ奮起鼓舞スル積リニハアラズシテ別ニ天下後世ニ望ム所アリテ然ルカ此ノ如キハ吾輩ノ知ル能ハザル所也




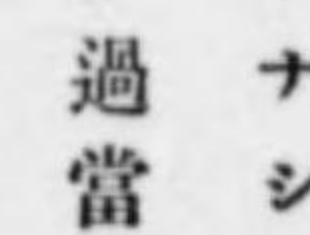
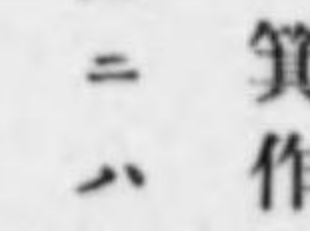
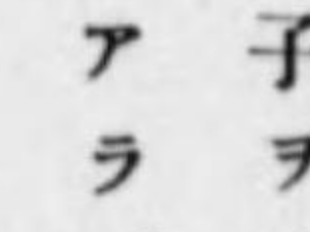
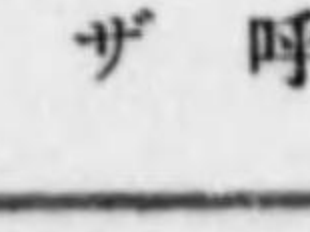


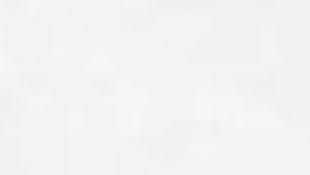
滿木清繁曰ク吾輩ハ去日編輯長ノ著ハス所ノ民權論ヲ讀ミ竊カニ謂フ其文章ノ流麗ニハ議論ノ卓越ナル實ニ近來世上ニ於テ稀ニ見ル所ナリ吾政府ト吾人民ト互ニ此等ノ氣象ヲ有スルニ非レハ決シテ一國ノ安寧ヲ得ル能ハザルナリ今此文ヲ讀ムニ其壯快雄偉ナル夫ノ民權論ノ上ニ出ルモノアリ知ラズ其原文ハ果シテ何國何人ノ手ニ出ルヤ其政府タルモノ或ハ私利ヲ懷キテ人民自由ノ需ニ抗スル云々ノ一段ニ至リテハ民權論ト符節ヲ合ハスガ如シ止ダ其ノ辭ニ於テ緩急疾徐ノ別ヲ示サザルアルノミ何ソ其約セズシテ相似タル斯ノ如キヤ夫レ天下ニ有ニシテ政府ノ得テ私スベキ所ニアラズ天下人民ノ其租稅ヲ納メ其官吏ノ供用ニ充ツルモノハ他ニアラズ之ヲシテ其人民ヲ保護シ一國ノ安寧ヲ保タシメントスルニアラズヤ如シ政府タルモノ其私利ヲ營ムニ汲々トシテ天下ノ安危ヲ顧ミザルガ如キアラバ寧ロ手ヲ東ネテ一國ノ顛覆ヲ傍觀スルノ理アラムヤ

竹槍席旗ヲ以テ其自由ノ權利ヲ恢復スルハ即チ勢ノ已ムベカラザル所ナリ世上若シ夫レ民權論ト箕作氏ノ譯文ヲ信セザルモノアレバ請フ米國十三州獨立ノ檄文ヲ見ヨ

横瀨文彦云ク嗚呼壯ナル哉箕作子嗚呼快ナル哉國政轉變論箕作子此篇ヲ譯シテ記シ姓名ヲ錄セズ蓋シ其立意會々子カ平生ノ學ブ所ニ合スルヲ以テ满腔ノ熱心ヲ注テ一篇ヲ譯出シ萬國叢話第二號ニ掲載シ以テ世人ニ示シタルモノナラン故ニ我輩ハ姑ク此篇ヲ把リ子ノ持論ト看做シテ之ヲ評セン(少シ僕ノ思ヒ過ギニテ是レハ只ノ翻譯ニテ子ハ論ノ旨意ニハ御關係ナキカハ知ラネトモ)



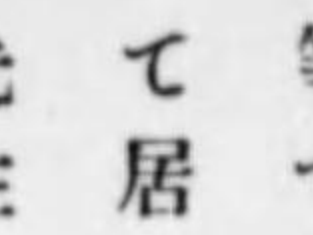
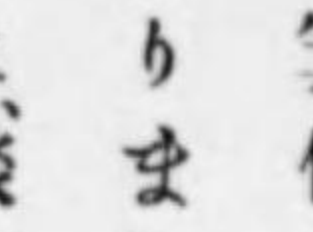
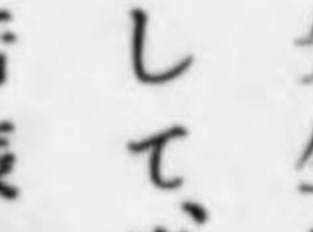
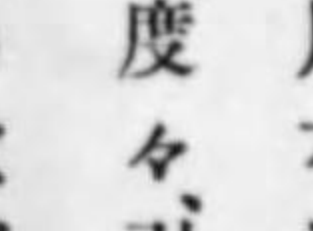
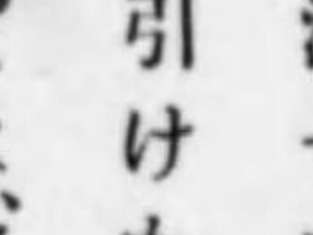
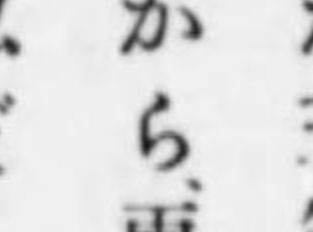
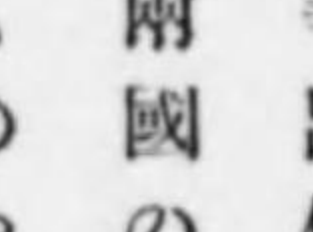
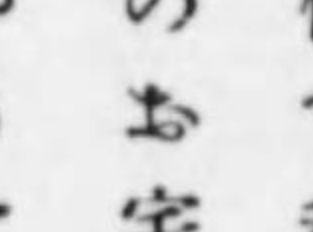
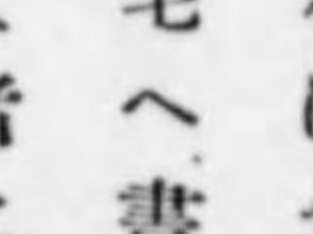
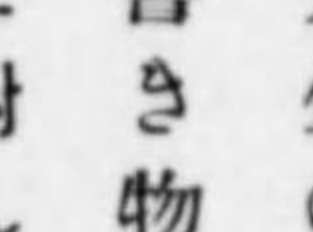
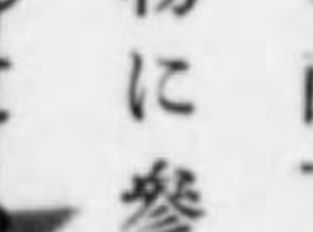
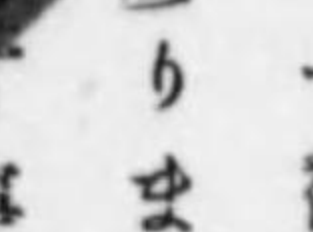
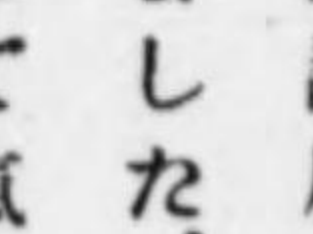



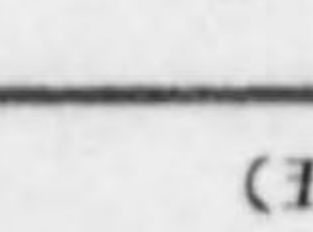
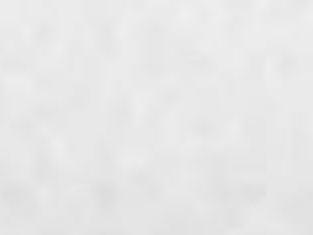
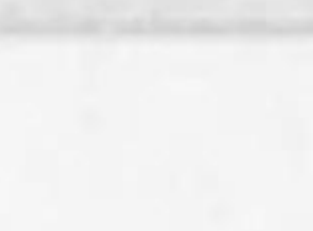

其文中ニ曰ク國ハ政府ト異ナリ政府ハ轉變スルモノ也國ハ轉變セズト又曰ク政府或ハ私利ヲ懷キ人民自由ノ需ニ抗スルモノ也國民宜ク兵力ヲ用ヒ以テ之ヲ廢スベシト語氣凛々一讀人ヲシテ寒クシム何等ノ激烈ナル何等ノ直切ナル今日ニ至ル迄我輩ノ耳目ニ觸レタル論說中此ノ如キ自由ヲ論ズルノ痛快ナルモノハ未タ嘗テアラザルナリ尋常卑屈ノ徒ノ如キ偶々此快絶文章ニ邂逅スルヲ得ルトモ之ヲ筆スルニ

臨ミ精神忽チ一ノ妖魔ノ爲メニ攪擾セラレ自然恐懼スル所アルヲ覺ヘ眼昏ミ腕痿ヘテ之ヲ譯シ之ヲ刻ミ以テ世ニ公ニスルコトハ能ハザルナリ自由ノ書籍便々腹ニ滿チ自由ノ腦漿瀝々頭ニ溢ル、民權學ノ開山改革黨ノ張本タル箕作子ノ惠ニ賴ラズンハ我輩安ソ此快絶文字ヲ拜誦スルコトヲ得ンヤ

我國百世ノ不韙ニシテ賢明精忠ノ官吏跡ヲ絶チ人民政府ノ苛酷ニ堪ヘズ政府覆ラズンハ國將ニ覆ラントスル際ニ至リ人民兵ヲ起テ其暴吏ヲ逐ヒ其虐政ヲ廢スルガ如キコトアルニ方テ此篇ノ人民ヲ鼓舞スル能力大ニ其轉變ヲ助クルコトアラシム亦未タ知ルベカラズ然ラバ則我輩此篇ヲ稱シテ東洋ノ「コントラソシヤル」日本ノ「レスブリ」「アトナシ」箕作子ヲ呼テ東洋ノ「ルーソー」日本ノ「モンテスキュー」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」

ルナリ嗚呼快ナル哉國政轉變論嗚呼壯ナル哉箕作子
佐藤振吉曰ク予ハ元資性狂暴ニシテ生意氣ナガラ時事ヲ慨スルニ切ナル
米國ノ改革家「ハトリーク」ヘンリー「ニモ一步ヲモ讓ラザル」ノ意氣込也今箕
作先生カ譯スル所ノ國政轉變論ヲ一讀スルニ及デ自由ノ勇氣ハ益々凛々

乎トシテ中央ヲ衝クノ氣象ヲ現ハシ自ラ思想ヲ制スルノ策ナキニ至レリ
今此ノ英氣ヲシテ宇宙間ニ磅礴セシメバ凛々烈々トシテ何物カ碎ケザラ
ン何事カ成ラザラン嗚呼世ノ壯勇ナル者ヲシテ益々培養ノ力ヲ添ユル者
此ノ譯文ニアラズ哉

池山榮明氏の「」三十二年四月廿六日
私が箕作先生の「」世話になつて居りましたのは、明治五六年ごろで、先生が、權
大内史をして居られた時の事で、其時に、大内史が、土方さん、權大内史が、奏任一
等で、箕作先生、川本清一が、五等出仕で、私は、先生の配下で、翻譯局に、等外生をし
て居りまして、度々、引けから、兩國のお宅へ書き物に参りました、
先生は、談話振りなどは、私どものやうな者に對して、「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」「トナシ」

私が御宅へ出て寫したのは、萬國史と覺えて居ますが、それは、賃譯で、先生が翻譯をされ、私が中清書をして、それを、辻士革と云ふ人に回す、辻がそれを校訂しましたところが、箕作先生は、辻の筆を入れたのを、校正とは言はせない、正と云ふ字は、與へられない、と言はれて、ただ、校と云ふ字だけ許されました、それですから、本になつたものに、辻士革校とあります、校正とはありませぬ、辻と云ふ人、辻の筆を入れたのか、なか／＼上手でございました、先生の翻譯されたものを、私が中清書をし、辻が筆を入れて、それを、先生が一應見て、それを、私が淨書すると云ふ手順で、長い間、やつて居ました、萬國史の賃譯は、十行、二十字で、先生の御所得が、一枚、二圓か、で、辻士革が、二十錢か、戴き、私は、二錢づゝ戴きました、臺灣事件の書類などは、随分澤山なものでした、が、先生、譯者に翻譯をなさいました、

箕作先生が、翻譯局に居られた時、シーボルトと云ふ、今の伊太利公使館の書記官をして居る人の兄さん——が、翻譯局の御雇になつて居ました、其時分、外國人は、なか／＼威張つたものでした、が、箕作先生の所へ行つては、シーボルトも、頭は上らぬくらゐでした、先生は、威張ると云ふやうなことはなく、丁寧

な極洒落な方であつたが、其時分の權力は、なか／＼盛なものでした、箕作先生は、あれだけ、外國語は出来ても、外國人の應對には、必ず、間に、通辨を使はれて、ぢかに話をすると云ふことは、されませぬでした、尤も、シーボルトだけは、他の外國人と違つて、通辨なしに、話をなさいました、

明治十三年、麟祥君、太政官大書記官に任じ、法制局勤務となり、同月、東京學士會員に選舉せられ、四月、議官に任じ、同月、民法編纂委員となり、六月、從四位に叙せられ、十五年、六月、勳三等に叙し、旭日中綬章を授けられ、十七年、五月に、會社條例編纂委員十八年三月に、破産法編纂委員を命ぜられ、十月、正四位に叙せられ、十九年、三月、商法編纂委員となり、十一月、從三位に叙せられ、二十年、四月、法律取調委員となり、十一月、勳二等に叙し、旭日重光章を授けらる、

二十一年、五月、法學博士の學位を授けられ、同月、法律取調委員

勉勵につきて、金千圓を賜はり、十一月、司法次官に任ぜられ、二十三年、九月、貴族院議員に任ぜられ、二十四年、三月、勳一等に叙し、瑞寶章を授けられ、法律取調事務勉勵につきて、金千圓を賜はる、

是より先、明治二年、麟祥君、大學南校にありし頃、政府より、佛蘭西刑法の翻譯を命ぜられて成り、尋て、民法商法、訴訟法、治罪法、憲法などをも譯して成り、而して、文部省にて、之を開板せり、是れ、邦人が、佛蘭西法律の如何なるものなるかを、知る初なり、然れども、書中、誤譯も少からざりき、當時、法律學未だ開けず、麟祥君、未だ其學を知らず、註釋書なく、辭書なく、教師なく、難解の文に、非常に苦辛し、我が國人の思想になき事多ければ、例の如く、譯語なきに困却し、漢學者に聞けとも答ふる者なく、新に作れば、さる熟語はなしとて、人は許さず、權利義務の譯語の如

きは、支那譯の萬國公法に、「ライト」「オブリゲーション」を譯してありしより取りしかど、其他、動産、不動産、義務相殺、又は未必條件などいふ語等、凡そ法律の譯語は、皆麟祥君が困苦して新作物せしものにて、殊に、治罪法などいふ語は、苦辛の後に成れるものなりと云ふ、
 明治三年、太政官の制度改革、多く其議に參したり、

明治三年、太政官の制度局に、江藤新平、中辨たりしが、麟祥君、民法を、二葉、若しくは三葉、譯して成れば、直ちに、之を會議に附せり、是れ、民法編纂會の嚆矢なり、當時、麟祥君、「ドロワ、シベル」と云ふ語を、民權と譯せしに、民に權ありとは如何なる義ぞ、など云ふ論起りて、麟祥君、口を極めて辨解せしむ、議論烈し、幸に、會長江藤新平、辨明して、辛うして會議を通じたりと云ふ、
 麟祥君、法律を譯するに當りて、難解に苦しむ、遂に洋行せむ事を政府に請へり、然れども、政府に於て麟祥をして洋行せしめ




ては、他に翻譯に従事せしむる者なければとて、許されず、さらば、西洋より、法律家を聘せむとて、遂に、佛蘭西人「ヂブスケ」の周旋にて、其國の法律學士「ブスケ」を聘せり、「ブスケ」は、吳服橋司法省構内に居り、後に、麟祥君、其隣に移り住し、疑義を「ブスケ」に質して、大に研究せり、其後、制度局の民法會は廢せられて、左院にて、民法會を開きしが、字句論ありしのみにて、事實の論はなかりき、

明治五年、司法省にて、民法の會議あり、此時は、江藤新平、司法卿にて、其論に、西洋と、日本と、風俗習慣異なれど、日本にも、民法なかるべからず、さらば、佛蘭西の民法を取て、日本の民法とすべしとて、麟祥君に命じて、訴訟法、商法、治罪法を譯せしめたり、誤譯も多かりしに、江藤司法卿此譯を基として、急に日本の民法を作るとして、先づ身分證書の部を印刷せしが、そのまゝにて



止みき、

明治六年、九月、政府にて、佛蘭西の法律家「ボアソナード」を聘して來朝し、此頃は、漸く法律の註釋書も來り、麟祥君自身も、「ボアソナード」に關し、所あり斯學の研究を積み、翻譯の校正を畢へ、時に、活版の印刷、創業の時にして、政府にて、印書局を設け、其第一に、校正の刑法、民法、訴訟法、治罪法、商法の五法、上下二卷の洋裝の印行成れり、是より先き、明治五年七月に、司法省に、始めて法律の學生を置き、明年、「ボアソナード」來りてより教授し、其學、漸く盛なり、

明治九年、大木喬任、司法卿に任ぜられ、此時、麟祥君、民法の草案を命ぜられて成りしかど、尙、不完全なりとて、明治十二年に至り、大木司法卿、省中に民法會議を起し、「ボアソナード」の草案を議することゝなり、麟祥君、磯部四郎等と、起草掛となり、續きて、

十三年に、政府に、民法編纂局を置かれ、大木喬任編纂の總裁となり、麟祥君等、起草委員となり、「ボアソナード」草案を起して、會議を開き、明治十九年に至て、民法一千條を議了して、上奏せり、是より先き、治罪法は、「ボアソナード」の草案に據りて、審議を歴、鶴田皓之助、泰藏等の勞にて、明治十五年に布告せられたり、然れども、民法は、未だ布告せられず、此間に、政府の改革にて、民法編纂局廢せられ、後に、司法省に、又、民法草案編纂局を置かれたり、其後、民法一千條は、元老院へ下付せられ、又調査委員を置かれ、麟祥君も、委員となりしが、數月間、復た廢せられ、外務郷井上馨、省中に、法律取調局を置き、此に移り、麟祥君、又其委員となれり、

商法は、御雇獨逸人「ロエスレル」起草せり、前に太政官に參事院ありし頃、商法編纂局あり、明治十七年に、商事會社の法律必用

ありとて、會社條例編纂局を置かれ、「ロエスレル」の草案中より、商社法と破産法とを出して、其取調委員を置かれ、麟祥君、其委員となれり、然るに、斯る斷片は用を成さずとて、又、商法編纂局を置かれ、麟祥君、復た其委員となり、其中にて、商社法成りて、上奏となり、元老院に下付せられ、元老院の議を歴て、政府に出ししが、是亦、そのまゝとなり、而して、商法全部も、討論を畢へて上奏せしかど、又、商法編纂局廢せられて、外務省の法律取調局に移れり、而して、麟祥君が佛蘭西法律の第三校正は、銀座の書肆博聞社にて出版となれり、然して、民法、商法は、屢成りて屢敗れたり、

後、司法卿山田顯義、又、司法省に、法律取調局を起し、民法、訴訟法、商法を取調ぶる事となり、麟祥君、復た其取調委員となり、明治二十二年に、總て脱稿して、頒布せられたり、然るに、又、再調査す

る事となり、調査局を置かれ、麟祥君復た委員となり、明治二十四年三月に至りて、民法、商法、訴訟法、始めて審議決定して、天下に行はれたり、

當時、制度法律より、衣食住に至るまで、一も歐米、二も歐米と、相働ひて、我が國のもの捨て、外を貴び、内を斥くる風あり、然れども、我が國にも、習慣ありて、自ら善良なるものあり、法律と道徳とは、密接なる關係を成す、西洋の道德法律を、そのまま、東洋に行ふこと能はず、殊に、民法の人事編の親子夫婦の關係など、西洋のものを、そのまま、取ることを得ず、總べて、習慣を斟酌せずは、あるべからずとは、麟祥君の持論なりき。



麟祥君は、明治の初年より、法律の編纂に盡瘁し、一身を擧げて、此業に従事し、終始勤勉勵精して、倦まず、佛蘭西の法律を基として、獨逸法律、英吉利法律にも、亘り、會議に、意見を述ぶるに、常

に公平にして、偏することなく、人に迫らざれば、他の議員と衝突することなく、着實にして、能く時勢習慣を斟酌して、論を立て、實際に適用し得べき見を持し、又、法文の體裁を整ふる事に注意すること最も深く、法案を一見して、前後、抵觸する所などを見出すに、敏鋭なりき、實に、我が國の法律に於ては、創業者にして、完成者なり、法律、大成するに及びて、勳一等に叙せられたるは、其功績に因れるものなるべく、薨じて、男爵を授けられたるも、これが爲なるべし、又、獨り法律の學識に長ぜしのみならず、行政上の事務にも通じたり、明治二十一年、山田顯義、司法卿たりし頃、麟祥君を擧げて、司法次官とせしむ、これに因れるなるべし、





明治二十年、九月、私立法律學校にて、大木喬任、「ボアソナード」、麟祥君、鶴田皓、名村泰藏を、名譽校員としたり、日本法律の元祖な

るを以てなり、又、明治二十三年、麟祥君、私立和佛法律學校校長となりて、其歿するまで繼續せり、

○明治二十年、九月十五日、明治法律學校授業初の式に於ける岸本辰雄氏の報告、

授業初を致し、付ては、ボアソナード先生が演説をされます、私は、たゞ、今般、名譽校員となられました諸君のお名前を報道いたします、さて、名譽校員となられました方は、大木喬任君、ボアソナード先生、箕作麟祥君、鶴田皓君、名村泰藏君でございます、中略此の名譽校員となられました方は、日本では、法律の元祖とも言はるべきお方々であります、且、我々共に取つては、法律學上、父たる位置に居らるゝ方々でございます、と申しますは、此のお方は、我々の爲に、或は、直接に、教育をせられましたり、或は、教育の出来る方法を與へられた方でございます、中略因て、今般、名譽校員とならむことを願ひました譯であります、ところが、幸にして、御承諾下さいました、(大喝采實に、本校の爲め、且、日本將來の爲めに、喜ぶこととてござります、下略)

同日、名村泰藏氏の演説、

上略抑も、日本に於て、法律の元祖となられたる人と云ふのも、今日、御列席の箕作麟祥先生が、第一であります、(大喝采)と云ふのは、箕作先生が、骨を折つて、フランスの五法を翻譯されてから、世の人が、始めて、フランスの法律は、どんなものかと云ふことを知りました、續いて、明治五年に、司法省で、法律學を、段々盛んにならなければならぬ、翻譯ばかりでは、十分なことはないから、正則から起つて、フランスの法律が讀めなければならぬ、と云ふので、明治五年の七月、始めて、生徒二十名を置かれました、これが、日本に於きまして、法律學の正則生徒を置かれました初てでございます、其時の司法卿は、江藤新平君で、其事に盡力せられたは、こゝに列席の鶴田皓君でございます、(大喝采)其時、其作君も、續いて盡力を致されました、(大喝采)ついで、私も、皆さんの驥尾に、下働きを致しました、(大喝采)其後、こゝに御列席の大木君が、代つて司法卿となられまして、段々、教育を勧められました、(大喝采)

さて、鶴田君を始め、私どもは、明治五年に、フランスに参りまして、六年に歸りました、其時、ボアソナード先生が、私どもと、一所に、日本にお出でになりました、(大

喝采それより致しまして大木君が盡力をされ、只今までの所では、生徒も、法律學に就く準備の爲めてあつたのが、幸ひ、ポアソナード先生も參られ、また、其前に雇うた、ブスケ氏も居られたから、ポアソナード先生、並に、ブスケ氏を、法律學校教師として、二千名の生徒に、法律學を教へられました、中略、其後、諸君が、段々と、螢雪の苦を積んで、法律學を勉強せられ、十分に上達されました、下略


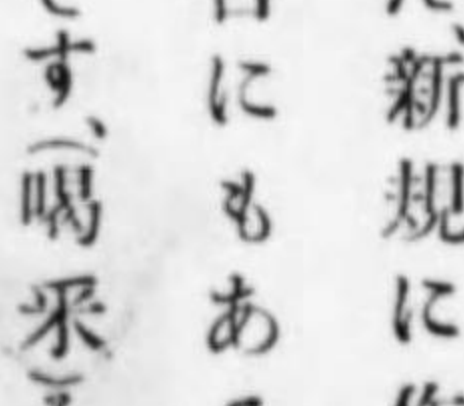


同日、箕作麟祥氏の演説、

只今、岸本君から私が演説をすると云ふ御披露がありました、私のは、別に演説と申すほどのとではなく、たゞ、ホンノ簡単なお話をする積りでございますから、順序も何も立ちませぬ、どうか、悪しからず、御聽取りを願ひます、(謹聽々々) さて、只今、名村先生から、お話の通り、この間、私に、此の明治法律學校の名譽校員になれと云ふお話がございましたが、一旦は、私に取つて、あまり名譽すぎることに、思ひましたから、お斷りしようと思ひました、(それでは、失禮と思ひました) したが、其席で、お請を致しまして、今日、此席に出ました、因て、其事につきまして、一旦は、お斷りしようとは思ひましたが、終に承諾を致しましたと云ふ事柄を述べまして、それから、私の一身に取りまして、法律に係りました箕作麟祥

の一代記を、簡單にお話し申しませう、(喝采、謹聽々々)

私の祖父は、箕作阮甫と云ふ蘭學者でございます、私も、子供の時から、蘭學をやりました、尤も、今でも、そんなにおいさんではござんせぬが、よほど古いものでございます、併し、其頃は、蘭書も少なく、一、二の書物を、むやみに讀んだので、醫書でも、窮理書でも、兵書でも、なんでも、かゝでも、手當り放題に、讀んだのでありました、其後、幕府の末に、英學をすると云ふのが、流行り出しましたから、私も蘭學から、英學に轉じまして、一生懸命、英語をやりましたが、それも、何の事はない、むちやくちやにやりましたので、専門學も、何も無かつたのでございます、其中に、西洋の交際も、段々と繁くなつて、書籍なども、集まつて參りましたが、どうかして、西洋へ行って見たい、と思つて居りましたが、其時の將軍、徳川慶喜君の弟の徳川民部大輔と云ふ方が、將軍の名代で、フランスへ行く、と云ふのでありますから、どうかして、くついでに行きたいと思ひましたが、蘭語と英語は出來たが、フランス語が出來ない、フランス語が出來なければ、くついでに行くことが出來ないから、どうかして行きたいと云ふので、フランス語を學びたくは思ひましたが、先生も何も無い、尤も村上英俊先生などが、佛學の塾を開いて居られまし

たが、先生などに就いては、手間が取れる、それに、二月か三月しか、間がないから、なか／＼、束脩などを持つて行つてはいかぬ、と云ふので、英佛對譯辭書をめつけ出して、暫く首つひきをやりました、それで二月ぐらゐて、先づ、リーダーぐらゐは、讀めるやうになりました、喝采、御勉強、實に、御勉強でありました、それから、フランスへ、佛書も、ちつとは讀めるやうになりましたが、一年餘で日本に歸る、なりました、それから、間もなく、明治の御一新になりましたが、素より、法律書は、のぞいて見たこともなかつたが、明治二年に、明治政府から「フランス」の刑法を翻譯しろと云ふ命令が下りました、其時分は、大學南校と云ふ所に勤めて居りました、そんな翻譯を言付けられても、ちつとも分りません、だつた、尤も、全く分らぬでも無いが、先づ分らぬ方を、りましたが、どうかして、翻譯したいと思ふので、翻譯にかゝつたことは、したところが、註解書もなければ、字引もなく、教師もないと云ふやうな、に、五里霧中でありました、が、間違ひなりに、先づ分るまゝを書きました、其後、續いて、民法、商法、訴訟法、治罪法、憲法などを譯しましたが、誠に、朦朧としたことで、翻譯をしました、諸君も、御承知でござりませうが、それを、文部省で木版に彫りまして、美濃判の大き

な間違ひだらけの本を拵へました、其本は實に、分らないことだらけでありました、また、分つても、翻譯語が無いので困りました、權利だの、義務だのと云ふ語は、今日では、あなた方は、譯のない語だと思つてお出で、ありませうが、私が翻譯書に使つたのが、大奮發なのでござります、が發明したと云ふのでは無いから、專賣特許は得はしませぬ、の萬國公法に、「ライト」と「オブリゲーション」と云ふ字を、權利義務と譯してありましたから、それを抜きましたので、何も盗んだのではありませぬ、また、新規に作りしたのは、動産だの、不動産だのと云ふ字で、今日では、政府の布告にもあるやうになりましたが、これを使ふのは、實に非常なことであつたのです、それから、義務相殺だとか、未必條件だとか云ふような字を作りましたが、、申上げかねます」ところが、今日、が立派に行はれるやうになりました、、さういふ鹽梅に、實に五里霧中で、翻譯をして居る中に、明治政府は、頻に開明に進み、其翌年、明治三年には、太政官の制度局と云ふ所に、其時、江藤新平と云ふ人が、中辨をやつて居りましたが、民法を、二枚か三枚譯すと、すぐ、それを會議にか

けると云ふありさまでありました。これは、變は變だが、先づ、日本で、民法編纂會の始まりました元祖でござります、喝采其時分、ドロー、シビル」と云ふ字を、私が民權と譯しました所が、民に權があると云ふのは、何の事だ、と云ふやうな議論がありまして、私が、一生懸命に辨護しましたが、なか／＼激しい議論がありました。幸に、會長江藤氏が辨明してくれて、やつと濟んだ位でありました。そのくらい分らぬ會議をしました。が、どうも、フランスから、法律學士を聘さなければなるまいと云ふので、それを聘すると云ふことになり、モシユール、ブスケを聘しました。其後に來られたのは、ポアソナード先生でござります（大喝采其後、制度局の民法會は、止まりましたして、左院で、民法會が始まりましたが、字句論があつたばかりで、事柄のことは、何とも論はありませんでした。明治五年に至つて、司法省で、民法の會議がありました。此時は、江藤中辨が、司法卿と、……名が變つた、ではない、役目が變りました。大笑其時に、私は、訴訟法、商法、治罪法を譯しました。其時、江藤司法卿は、間違ひだらけの翻譯書を、手本にして、日本の民法を作ると云つて、先づ身分證書の部を印刷にしました。併し、それは、それきりになりました。

それから、其項は、段々、註解書も來、教師も出來、また、自分でも分るようになりまして、漸く、翻譯の校正を畢りました。其時、日本で、活版の印刷が始まりの時で、政府で、印書局を設けられました。それで、丁度、事業の手始めに、校正を致した五法を、上巻下巻と、二冊にして、西洋風の本にしました。これは、大かた、諸君も御承知になつて居りました。明治九年になりまして、大木君が、司法卿になられました。其時、民法の草案を編纂して見るが宜い、と云ふことで、一人の相手と粗末ながら、草案を作りました。が、それも、其儘になりました。併し、今日から見れば、其儘になりましたのが、幸ひであつて、若し、それが行はれたら、それこそ大變でありませう。それから、明治十二年になりました。司法省で、民法會議が始まりました。其時には、もう、ポアソナード先生が、來て居られました。ポアソナード先生の草案を議することになりました。續いて、十三年に、政府で、民法編纂局と云ふものを置かれました。即ち、大木司法卿が、編纂の總裁になられ、其草案は、ポアソナード先生が起されて、出來る度に、會議を開きました。大木君初め、私共で、審議を致しました。それで、明治十九年、即ち、昨年まで、凡そ、一千條を議し了りました。其前に、刑法、治罪法は、ポア

ソナード先生の作られました草案に據て、審議を経、鶴田君、名村君等の骨折て十五年に、布告になりました、日本の人民は、此刑法、治罪法のお蔭を蒙つて居ります、又、外國でも、随分評判があります、なぜか、私の引請の民法は、不運でございます、尤も、民法は、数千條の條數でありますから、刑法、治罪法に、追越されても、仕方が無いが、~~たゞ~~了つたことだけは、政府から布告される都合になるだらう、と思ひました、~~たゞ~~中に、政府の改革で、民法編纂局も、やめられて仕舞ひました、遺憾、それで、民法を上奏したきり、民法編纂局は、廢されました、其後、司法省に、民法草案編纂局を置かれたさうであります、是れは、私の一代記には、關係はありませぬ、

それから、民法一千條は、元老院に下付されました、私は、本家本元の方でありますから、賛成をいたしましたところが、一條々々に議決を~~受~~は、出来ないと云ふので、調査委員と云ふものを置かれました、私も、調査委員に選ばれました、ところが、數月間で、それもやめられました、只今では、外務省に、法律取調局と云ふ所があります、其處に、法律のクツマキが出来て居りますが、此民法も、そこに參つて居ります、私も、其委員であるから、すばらしい委員の一人でございます、(喝采)

今度は、多分行はれませう、况や、ボアソナード先生の盡力された立派なものだから、今度こそは、行はれませう、民法の事は、それだけに置いて、商法の事を申しませう、商法は、御雇獨逸人の、ロエスレルと云ふ人が起草せられましたので、以前、參事院があつた時に、商法編纂局が~~あつた~~さうであります、尤も、是れは、鶴田君などが御關係ので、私は關係しませぬ、~~たゞ~~中に、商事會社の法律が必要と云ふので、會社條例編纂局と云ふものを置かれました、ロエスレル氏の草案の中から、商社法と、それから、破産法を抜いて、其取調委員を置かれました、私も、其委員になりました、然るに、そんな切れつばしてはいかぬ、と云ふので、今度は、商法編纂局と云ふものを置かれ、私も、商法編纂委員と云ふものになりました、其中で、商社法は出来まして、上奏し、元老院に下付になり、元老院の議を経て、政府に出しましたが、それも、それつきりになりました、それから、商法全部も、討論を~~受~~して、議定上奏しました、が、政府で都合があつたと見えて、商法編纂局も、やめになつて、矢張、外務省法律取調局のタツタキの中に集つて、そこが法律の間屋になりました、私は、なか／＼氣が短い、が、フランスの法律の翻譯には、氣が短くない、現に第三

の校正は、銀座の博聞社と云ふ本屋で、出版いたしました。又、民法や、商法の編纂などは、やりかけては毀され／＼しました。が、もう、どうか、毀されないやうにしたいものであります。いつになつたら、日本の民法が出来上ることか、誠にほんやりして居ります。尤も、政府で、貴様は入らぬと云ふなら、そりや仕方が無いが、命じて居らるゝ中は、氣長にくつついて居ります。積りです。から、これだけは、御安心なすつて下さい。(大喝采)

前に申します通り、私も、法律には、随分、盡力し居ると、自分でも思つて居ます。それでございます。から、明治法律學校から、名譽校員になれと云ふことのお話に對して、お斷りをしないで請けました。(大喝采)

今一つ申すことは、皆さんが御氣に入らぬかも知れぬが、かねて考へて居りますことと、俗語で、隣の糶味増と云ふことがあります。大笑。私も、隣の糶味増とは、どう云ふ意味か、知りませぬが、先づ、自分の家の物は、どんな物でも旨くなくつて、隣の物は、何でも、旨い、と云ふやうなことで、至極公平でない心持でございます。喝采。其事は、國と國との間にもあることと、御一新のかた、政府も、人民も、歐米各國を羨んで、何でもかんでも、歐米、々々、と云ひ、一も歐米、二も

歐米で、進みました。一體、どういふものであります。か、日本人は、自分から、新發明をなすのは、少なくなつて、外國の眞似が多いので、一番、最初は、朝鮮人が師匠で、中古ては、支那人の眞似をやつて、随分、うまくやつた。今は、歐米の眞似をやります。が、なか／＼よくやります。私は、何も、むやみに悪く言ふのではない、向ふてやつとことと、幾年もかゝつて考へたのを、直ぐ取ると云ふのは、勞せずして功あり、と云つたやうな譯で、至極宜しが、其代りには、兎角、隣の糶味増があつて、日本の事は、どんな宜い事でも、悪いやうに思ひ、西洋人と云へば、どんな西洋人でも、智慧もあり、學問もあり、金もあり、品行も良いやうに思ひ、日本人は、誰でも、馬鹿で無學だ、と思つて居る人が、なか／＼多いやうに思はれます。なるほど、歐米には、宜い人も、えらい人もあります。が、何も、歐米だからと云つて、馬鹿もあれば、無學もあれば、惡黨もあります。日本でも、一概に、悪いとは云へないのを、それを、少しも區別しませぬで、何でも歐米なら宜い、日本のはいけない、制度法律から、衣食住まで、歐米のが宜いと云ひ、一つ品物で、葡萄酒や、蝙蝠傘まで、日本のはいけないと云ふ、極甚しいのになると、日本で製した物で、西洋文字の貼紙をする

と、これは、歐米のだから宜い、と云ふ、そればかりではない、西洋人が言つたこと

だと、つまらない事でも、なるほど、尤だ、と云ひ日本だと、どんな宜い事でも、なんだ、つまらない、と云ふ、只今、法律でも、何學科でも、帝國大學の學士や、歐米へ行つて來た、ドクトルなど、すばらしい日本學者が、何か言つても、容易に賞びませぬ、それで、歐羅巴人だと、直ぐに感服して仕舞ひます、それが、糗糍味噌と云ふことだらうと存じます、糗糍味噌は、法律や、制度にも、ありがちであります、一體、考へて見ますと、**自分の國で**、仕來りの事は、悪くも、善く見えさうなものだのに、自分の國のものは、何でも悪く見えると云ふのは、何だか變てあります、學生諸君は、天文學を學ばれる方ならば、まさか、日本の日月星辰はいけない、歐羅巴の日月星辰の方が宜い、とは思はれますまいし、又地質學を學ばれる方ならば、日本の地層はいけない、歐羅巴の地層が宜い、とは思はれますまいが、諸君は、法律學を學べます所で、法律學なども、どうも、糗糍味噌が**出來るやつ**です、全體、慣習と云ふものは、どこにもあるもので、一概に、慣習だから**宜い**、とは言へますまいが、永く續いて居る慣習は、先づ宜いものです、日本にも、古來からの慣習がありますが、中には、随分立派な慣習もあります、


そこで、法律と云ふものと、道德との關係を言つて見ますと、西洋の法理論など

に言つてありますが、法律と道德とは、密接の關係のあるものに違ひない、其道德と云ふものも、どんなものが宜いと、きまつたものは無い、西洋には、西洋に適當な道德があり、東洋には、東洋に適當な道德があり、昔は、昔に適當な道德があれば、今は、又、今に適當な道德があります、でありますから、昔の道德を、今日に行ふと云ふことは、**出來ませぬし**、西洋の道德を、そのまゝ、東洋に行ふことも、**出來ませぬし**、**道德と密接の法律も**、其通りであります、ちよつと申して見ますと、民法の人事篇は、親子夫婦の關係などを定めるものであります、日本は、日本で、親子の間の關係、夫婦の間の關係と云ふものがありますから、むちやくちやに、西洋風が宜い、と云つても、西洋まるぬきには、作れませぬ、諸君も、法律學を學びになつて居るから、能く此事に注意をなすつて、**日本の事だから**と云つて、一概に棄て、はいけませぬし、西洋の事だからと云つて、**一概に採用してはいけませぬ**、と云ふことを、能く御辨知を願ひたい、**大鳴水**


そこで、もう一言、終りに申しますが、日本の今日の有様では、日本人の言ふことをちやかして、西洋人の言ふことを感服する、と云ふやうであります、**それは、餘り良くないやう**でありますから、諸君に御注意して、さういふ中へ卷込ま

れぬやうにしたい、と云ふのであります、私がかう申したとて、何も、守舊だの、頑固のこつ／＼だの云ふのでは、決してございませぬ、たゞ、能く注意をして下さい、と云ふ趣意なのでございます、(大喝采)

同「ボアソナード」氏の演説

上略今、箕作先生と、名村先生の言はれた所は、大層佛蘭西法律をお褒めになつた様に思はれ、付ては、佛蘭西法律の事に付て、これより演説をいたします(謹聴々々)

私は、佛蘭西法律を褒めは致しませぬ、自分の事を褒めるやうであるから、併し、今日、日本の人が、佛蘭西の法律を讀めるやうになつたのは、全く、箕作先生の力によること、と思はなければなりません、(大喝采)

今からしますと、十四年も過ぎて居りますが、於て、名村先生、其他の先生と、佛蘭西の法律の事をお話ししましたが、其時、諸君は、既に、箕作先生の譯された佛蘭西法律書を持つて居られました、(大喝采)


佛蘭西法律が日本に擴張しましたが、此恩は、箕作先生に歸するばかりでなく、名村先生、鶴田先生にも、歸すべきであります、日本の法律の事に付ては、名村先

生鶴田先生などは、最も力を盡されたことでありませぬ、(大喝采)

名村先生、箕作先生が力を盡されましたが、我輩は、職工のやうなものでありますから、指揮をする者がなければなりません、其指揮をされたのは、曾て司法卿たりし、今は、元老院議長たる大木喬任伯閣下であります、(大喝采)此恩は、必ず、大木伯閣下に歸さなければなりません、(大喝采)下畧

「磯部四郎氏の談」三十四年八月三日

箕作先生は、明治四年ぐらゐから、命を受けて、佛國の五法を翻譯をしかけた、今日の法律語となつて居る文字は、多くは、箕作先生の發明に成つて居る文字であるが、それは、支那文に萬國公法が譯されて居る、それから、幾分か取つたのだと云ふことです、

明治五年に、江藤新平が、司法卿でやつて来て、さうして、其時の議論は、西洋と日本とは、風俗も違ひ、慣習も違ふけれども、日本に、民法と云ふものがある方がよいか、無い方がよいかと云へば、それは、あるに如かぬと云ふ論で、それから、佛蘭西民法と書いてあるのを、日本民法と書き直せばよい、さうして、直ちに頒布しよう、と云ふ論が起つて、司法卿江藤新平氏の命令に因つて、箕作先生が、日本民

法草案を拵へ始めた、それが明治九年に、稍脱稿して居ます、それが尙不完全であつたからして、明治十一年の暮から、十二年の春にかけて、大木司法卿が、民法編纂と云ふものを起した、其編纂の事に従事して、起草掛と云ふものに命ぜられたのが、箕作先生と僕、それから、起草掛の外に、尙、起草委員と云ふものが出来た、これは、たゞ、編纂するのだ、それが、牟田口通照だの、西成度、池田彌一、水本成美、鶴田皓、それに、木村正辭、杉山孝敏などで、各々、掌る所は違つたが、先づ、そんな人たぢだつた、


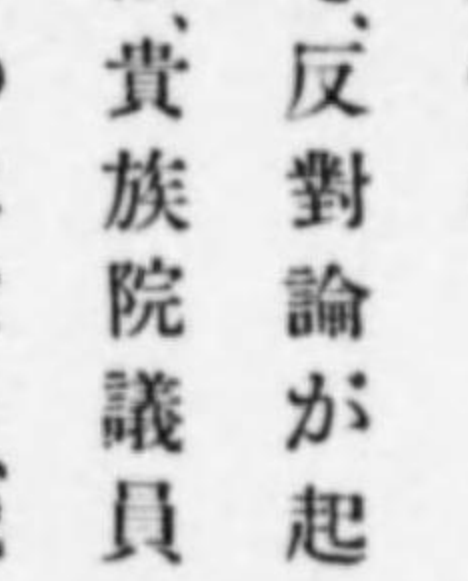

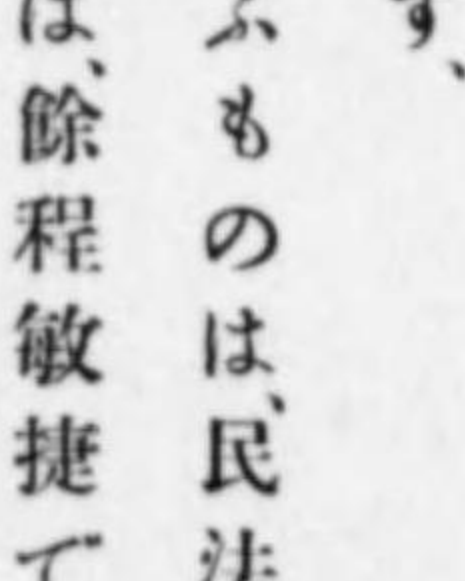
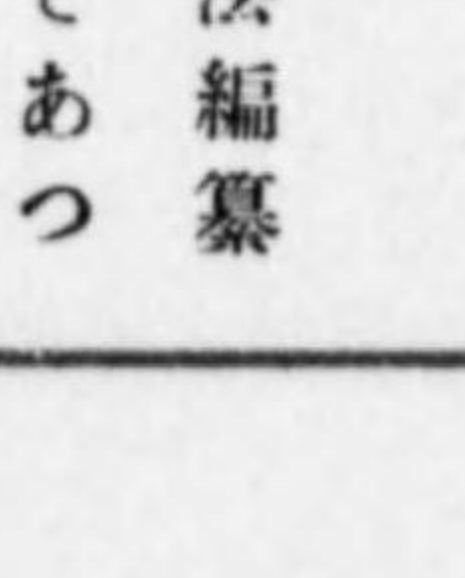
箕作先生と僕は、起草掛と云ふものであつたが、専ら、法理に關係する所は、ポアソナードに起草させて、僕等は其翻譯をやつた、


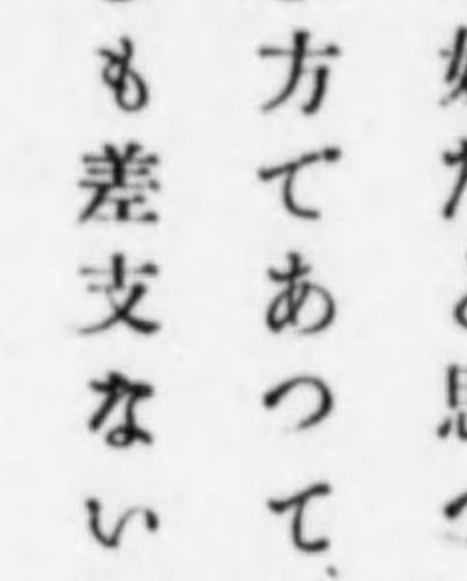
十二年に、司法省部内でやつて居たが、十三年の春、たか、參議は、各省の卿をやめて、各省の卿は、卿專務となり、參議は、太政官にやつて居たことがあつた、其時司法卿は、田中不二麿で、山田顯義さんと、大木さんが、參議專務になつて、法制局主管となつた、そこで、又、更に、民法編纂局と云ふものを起した、起草委員が箕作先生に私、それから、杉山孝敏とか、木村正辭とか云ふ日本學者で、これは、テニヲハを調べる方の役、さうして、元老院に場所を借りて居た、箕作先生は、元

老院議官で、民法編纂委員で、起草委員と云ふ役を引受け、私は、同じ起草委員であつたが、民法編纂局の行政を重もにやつて、さうして、翻譯を掌つて居ました、さうすると、十八年ごろに、――十五年だつたか知らん、年は能く覚えぬが、更に參事院と云ふものを、太政官に置かれて、伊藤參議が、參事院議長さ、其時、民法編纂の事業を、伊藤參議が、參事院に取らうとした、其時、水本成美や、津田眞道が、岩倉公の所へ行つて、在來の通り、大木を以て、編纂總裁にして置いて貰ひたいと言つた、それで、參事院が設立になつたに拘らず、依然として、元老院に民法編纂局を置いて、大木さんが、總裁になつて、箕作先生も、從來の通りやつて居た

其中に、財産編だけ出來て、元老院の議に附せられると云ふことになつた、それが、明治十九年か、一旦、議定になつて、仕舞つたが、尙、更に、再調査をすると云ふことになつて、井上伯が、外務省に、法律取調局を置いたから、編纂の事は、あちらに引渡して仕舞つて、私は、大審院判事專務、箕作先生は、元老院議官專務になつた、其時、山田伯が、司法卿をやつて居た、


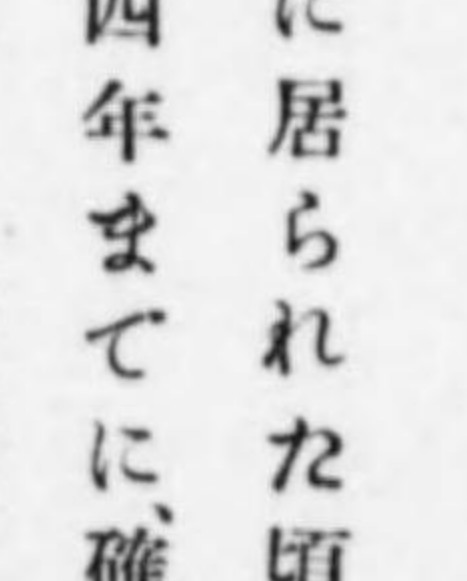
其後、井上伯の考へも、旨く行はれず、大隈伯が、外務卿になつてやつて居た、其時、山田顯義さんが、法律取調局を起して、民法、訴訟法、商法、此の取調局を司法省部

内に起して、其所へ、又、我々が、報告委員と云ふものになつて行つた、箕作先生あ
たりの勅任官は、取調委員となつて行つた、さうして、司法省で議しました、
それが、二十三年の帝國議會開會の前年、二十二年に、總て脱稿して、頒布になつ
て仕舞つた、山田伯の時代に、
ところが、大  て、反對論が起つて、延期説が行はれて、又、調査局と云ふも
のが起つて、  生は、貴族院議員で、行政裁判所の方をやつて居たが、又、調査
局で、調査委員と云ふものになり、我々ども、調査委員になつて、始めて、今日行
はれて居る民法、商法が出来たのだ、訴訟法は、二十三年に行はれたが、これには、
箕作先生は、關係は無いのだ、
先づ、これが、法律編纂事業に付て、箕作先生の功績の  要です、
其事業に付て、私の敬服して居つたのは、箕作先生  云ふものは、民法編纂
局でも、調査局でも、大抵は行はれたことである、又  生は、餘程敏捷であつ
て、法案を一見して、其抵觸をして居る所などを見出すことが、上手だつた、我々
と違つて、多辨な人では無かつたが、能く氣がついて、修正説などを出した、さう
して、出した説は、大抵行はれる有様であつた、

私など、斯うやつて、坐に列んで居ると、同じ委員仲間の大學の腐れ教授などが、
青二才のくせに、自分が、大學教授だとか、何だとか云ふので、生意氣に、箕作先生
の事を、同等の言葉を使つて、箕作君とか、何とか言つて居た、我々は、常に、それを
聞いて、先輩を蔑視する奴だと思つた、我々は、箕作先生と、福澤先生は、學問上の
先輩として、  き方であつて、殊に、法律家として、箕作先生を先輩とし、又、
之を先生と  少しも差支ない御方であると云ふ考へは、始終、念頭を離れ
なかつた、

〔名村泰藏氏の談〕 三十四年十一月二十七日

明治三年、十月ごろ、箕作さんに會つた時には、箕作さんは、足を病んで、坐われな
くなつて居ました、

箕作さんの法律をやつたのは、御維新二三年目  省に居られた頃、五法
を譯された、五法の中の民法、刑法、治罪法、訴訟法、  は、四年までに、確に出
來て、版になつて居つたと思ふ、商法は、江藤新平さんが、明治五年に、左院の副議
長から、司法卿に轉ぜられた時、箕作さんに命じて、翻譯させられたと思つて居
ります、五法は、手傳なしに、箕作さんが、自分一人で、翻譯をしました、

それから、江藤新平さんが罷まつて、大木さんの時代になつて、箕作さんは、やはり民法編纂とか、民法取調御用とか云ふことをやつて居りました、それから明治五年、私どもは、江藤新平さんの外國行の隨行を言付かつて、先發しました、其連中は、權少丞河野敏鎌、明法寮權助鶴田皓、司法省七等出仕沼間守一、明法寮大...、司法大屬益田克徳等と、八人、私は、司法省七等出仕であつた、私は、あ...、ボアソナードを雇つて、印度洋を通つて、二人、六年九月の末に、歸つて來ました、


さうして、ボアソナードは、民法編纂掛になつて居つた、それで、案を立て、又、司法省の教師になつた、磯部四郎などが、其時に、ボアソナードに教はつたのです、又「ボアソナード」は、司法省の中で、講釋をして聽かせた...とがありました、それから、諸法律のみならず、種々の質問に應じて、意見...して居つた、さうして、やつて居る中に、十三年の二月に、政府に、大改革が...、其時、諸省の卿と參議と、二つに別けることになり、太政官に、六部を置かれて、大木さんと山田さんが、法制部主管の參議になられたので、箕作さんが、民法編纂掛をして居られたのが、元老院議官に轉じて、さうして、元老院で、それをやるとか、やらぬとか、云ふこと

の決せぬ中に、太政官の一隅を借りて、編纂局として、置かれた、それが、明治十三年で、それから、どういふ續きてあつたか、能く覺えませぬが、元老院を借りて、編纂をすることになつて、元老院に移られたのです、さうして、やつて居たところが、大木さんは、文部か何かに行つて居られたので、後には、民法編纂と云ふものが、山田さん...つて仕舞つた、民法のみならず、商法も編纂になつた、箕作さんは、それ...の一人となつて、勉強して居られました、


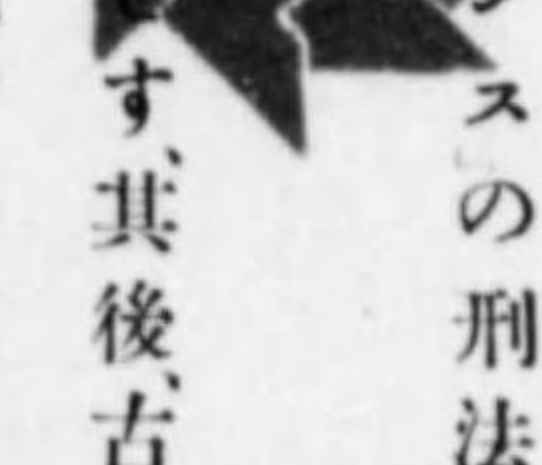
それから、明治二十一年に、元老院議官から、司法次官になつた、さうして、二十四年であつたか、田中不二麿さんが、司法大臣になられた時、諭旨免官になつて、三好退藏さんと代つた、それから、間もなく、行政裁判所の評定官になつて、二十九年に行政裁判所長官になられた、


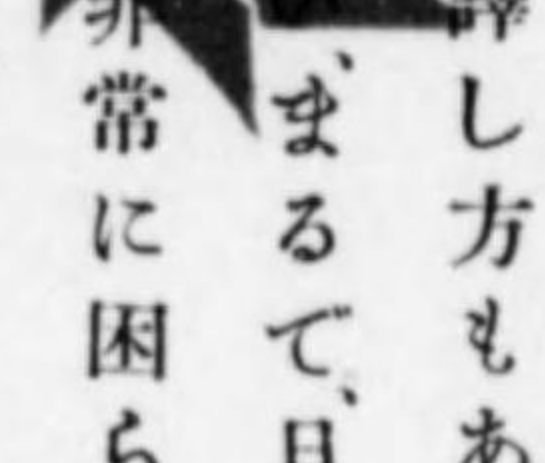

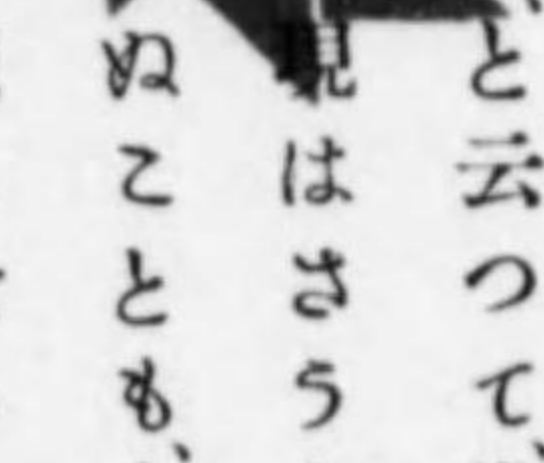
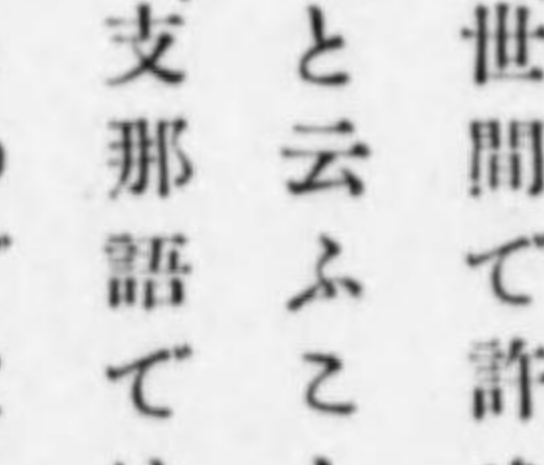

貴族院議員に勅選されたのは、二十三年に、議會...で、死なれるまで、續いて議員をして居られた、第一議會の時、司法次官...居たので、政府委員になつたが、政府委員としての受けも、先づ可なりの方であつた、




貴族院で、委員になつても、なか／＼、調べが密だつた、二十八年に、第九議會の時、船舶検査法案と、船舶職員法案と、船舶職員懲戒法案と、三つ、面倒なものがあつ

て、それを一つ委員に附託されたが、其時、私も委員になつて、調査をし、懲戒法案などへ修正をやつたが、其時、箕作さんが、委員長だつたが、——副委員長であつて、委員長の代理をして居られたが、随分、細かに見てくれた、他人の修正でも、能く氣を付けて、落ちを見出して、完全なものにすることなどは、餘ほど上手だつた、法律を編
 人だつた、か云ふやうなことは、實に妙を得て居る人だつた、適當

「黒田綱彦氏の談」

箕作先生は、始めて、フランスの刑法を譯されました、それより前に、法學に關係する本で、出版になつたのでは、津田眞道先生の泰西司法汎論とか云ふ本があつただけで、國の成典になつた本では、麟祥先生の、フランスの刑法が、日本で、西洋の法律書を翻譯した嚆矢と云つてよい、
 其翻譯をされた時には、先生、譯字に困難をされた、す、其後、古本屋などで、和本の四冊物の刑法を見たのがあつたが、今では、もう見當らなくなりました、が、それを、實は、十一二三年頃、私は、調べて見たことがありますが、先生の誤譯も、少しばかりありましたが、何にしる、餘ほど困難されたい、又、譯字の傍に、原

名が書いてありましたが、十一二年頃には、もう原名が無くて通るやうになりました、それは、僅の間であつたが、非常に進歩したもので、先生が翻譯された時には、誰かに聞かうと思つても、聞かうと云ふ人がない、法學と云ふことの書物なら、まだ、何と譯し方もあるが、理論の方でなくて、成典の方だから、譯すのに、非常に、、まるで、日本人の思想にないことであるから、字の當てやうがない、非常に困られたさうです、今日、私どもが見てさへ、捧腹絶倒に堪へぬやうな字が、だん／＼行はれて居て、支那字を二字持つて行けば、それで通り、習慣で、別にをかしくもない、例へば、民刑と云ふやうな字は、熟字でも、何でも、無いが、行はれて居ると、左まで目に立たぬ、併し、先生が、始めて譯字を作られた時分は、新らしい文字を使ふと、かういふ熟字、と云つて、世間で許さなかつたものです、ところで、支那の字で、西洋の、見はさうと云ふことは、到底、旨く出来ない、尤も、日本語で言現はすこと、ぬことも、支那語では、言現はすことが出来るが、とても、西洋の通りの意味は、言現はせるものでない、さういふ譯であるから、先生が、フランスの刑法を翻譯される時には、随分、困られたさうです、

先生は、漢學も専門的に稽古されたのではない、と云ふやうに聞いて居り、又、さういふ事を、自身にも、口には言はれなかつたが、相當に、漢學の力はあつたやうに思はれます、共學舎で、フランス文の歴史を講義して居られるのを聴くに、此文字は、支那の字にすれば、かういふやうな意味の字に當るだらう、と云ふやうな事を、屢々承りました、それは、漢學の素養があつたからでありませう、併し、漢學者として、を作ると云ふやうな事はありませぬだつた、
 フランスの刑法を翻譯される時には、餘ほど困られて、色々の漢學者に聞いて見ても、どうも、漢學者にも、新しい思想と云ふものがないので、先生の話が、一向に通ぜず、かういふ意味の字が欲しいのだが、と言つて聞かれても、それに對して、先生を満足せしむる答を爲す人がありませぬだつた、
 こゝに、辻士革と云ふ人がありました、此人は、した漢學先生で、妙な人であつたが、麟祥先生から、かういふ意味の字は、ると、それなら、かういふ字では、どうでございませう、と言つて、字の工夫をする、それで、麟祥先生が、翻譯をされると、辻士革が目を通すことになりました、
 刑法の翻譯が出来、それから、民法が出来、訴訟法、治罪法、商法まで出来た、謂はゆ

る五法が出来た、治罪法と云ふ名を附けられる時などは、餘ほど困られた趣であります、後に至つて、五法は、更に改譯をされました、其頃は、先生の自らの學力も進んで來、世の中も餘ほど進んで來た、今残つて居る西洋綴の佛蘭西法律書と云ふのは、先生が改譯された方でありませぬ、
 又、先生が、刑法を翻譯される時の御話であります、其時分には、今日と違つて、と云ふ者が、一人もなかつた時であるから、分らぬことがあつても、それを尋ねようと云ふ人がない、困苦して翻譯をされたが、段々、翻譯を命ぜられる以上は、私は、日本でこれをやることは出来ませぬから、洋行させて下さい、と言はれたさうです、ところが、政府の方では、今、箕作に洋行されて仕舞つたら、誰あつて、あとの翻譯の出来ようと云ふ人がないから、洋行をさせることは出来ぬ、と云ふことで、それならば、洋行の代り、から、法律家を雇つて來たらよからう、と云ふことになり、で、本國に言つて遣り、其周旋で來たのが、ブスケと云ふ人で、此人は、フランスで、アボカであつたさうです、アボカと云ふのは、日本で云ふと、辯護士と云ふやうなもので、フランスでは、司法省に、アボカ、ゼネラルと云ふものがある、それは、日本で云ふ検事です、そ

の「アボカ」の「ブスケ」と云ふ人が、司法省の雇と云ふこととて來ました、今の永樂病院のある所、司法大臣の官舎になつて居る、焼け過ぎ煉瓦の所に、元の大名の奥御殿があつて、そこに「ブスケ」が居て、其前の所に、箕作先生が居つて、互に、臺所が見え合つて居り、土の方の戸を明けければ、廊下傳ひて、どつちからでも、直ぐに行かれるやうに居ました、それで、箕作先生の方へ、「ブスケ」が來たり、又、「ブスケ」の方へ、先生の方へ、「ブスケ」が來たりして、質問をされたりした、それで、先生の法律上の學力も、餘ほど附いたこと、思ひます、

さういふ譯で、「ブスケ」は、司法省の雇になつて、司法省の構内に居り、それから、程なく、森中辨務使、——中辨務使と云ふは、二等特命全權公使に當る役で、それを、森有禮さんがして居つた、其周旋で、彼の有名な「ボアソナード」が來たのです、其頃、法律學が、世間に歡迎されなかつたので、此「ボアソナード」が來たのです、此學者を殖さなければならぬ、と云ふ政府の意見で、六年に、「ボアソナード」が來てから、司法省で、出仕生徒と云ふものを募つて、官費で、法律學を學ばせた、高木豊三、磯部四郎、井上正一、熊野敏三などは、出仕生徒と云ふものの中であつた、

麟祥先生の方は、晝夜となく勉強して、研究をされるので、瞬くうちに、法律上の

學問も進み、又、一方でも、學者の養成を獎勵されるところから、世間で、法律と云ふものが、餘ほど進んで來ました、先生は、「ブスケ」ばかりでなく、「ボアソナード」が來てから、「ボアソナード」にも、色々聞かれました、

「津田眞道氏の談」三十四年七月二十四日

維新になる時、先生は、京都へ召され、それから、神戸で、學校を開いて居た、明治二年ごろ、先生は、神戸へ來た、其時は、外國官をやつて居た、先生は、外國官の方は面白くない、大學の方へ行きたいと云ふから、加藤弘之に話して、大學の方に行くことになつた、其時分、大學の方は、加藤が重にやつて居た、それから、先生は、大學の方に回つて、五法の翻譯をやつて居た、

それから、内閣の方に出た、其時分は、内閣とは言はなかつた、太政官と云つたかな、それから、司法省で、法律を編纂するとか云ふ、司法の大丞と云ふ名義だつたか、判事と云ふ名義だつたが、覺えて居た、何でも、司法省の方へ出て、翻譯をして居た、

それから、江藤新平が、司法卿をして居たが、麟祥先生の翻譯した五法を種本にして、日本の法律を拵へようとした、今考へて見ると、をかしい話だが、其時分、急

に五法を拵へると云つて、民法は誰、何は誰、と云つて、手分けをしてやらせた麟祥先生だつて、翻譯をしただけで、さう委しいことは分りはしない、外の者は、麟祥先生の翻譯したのを、始めて見る連中だから、なほ、分りはせぬ、江藤は、太閤の城普請のやうに、一夜で、日本の五法を作り上げやうとしたが、無理な話で、出来やう等が無^い、^いやれと言つたが、私は出来ぬと言つた、それから、江^藤、^は、^い、^じつて、とう／＼、佐賀の暴動をやつた、そんな譯で、日本の五法を、急に作り上げやうと云ふ話は、そのまゝになつた、併し、麟祥先生は、どこへ行つても、法律の方にかゝつて居た、それから、民法編纂掛と云ふものが出来た、元老院の中にあつた、矢張り、麟祥先生が、委員になつた、其時分磯部四郎などが、麟祥先生の下に附いてやつて居た、先づ、ポアソナードが先生さ、私も委員になつた、^木、^さ、^ん、^だ、^つ、^た、大木が總裁をやめて、山田が總裁になつたが、箕作^は、^も、^た、^だ、^か、^ら、^續、^い、^て、^や、^つ、^て、居た、ポアソナードの起草したるものを、磯部四郎や、高木豊三などが、翻譯をした翻譯をする中では、磯部が一番好い顔だつた、五法の編纂でも、箕作先生が一番興つて力あるのだ、それだから、先生は五法が

出来上つてから、勳一等になつたのみならず、金を戴いたらう、五法の草案を拵へる時分には、何でも、大抵、ポアソナードの説通りになつた、私どもは、それに反対したから後に、省かれて仕舞つた、奇體なことになつたものさ、大木さんなどは、歐羅巴の事を、さう好きでは無かつたのだが、^う、^く、^歐、^羅、^巴、^の、^通、^り、^に、^な、^る、^の、^だ、^か、^ら、^今、^か、^ら、^歐、^羅、^巴、^風、^に、^し、^て、^宜、^い、^と、^思、^つ、^た、^の、^だ、^が、^箕、^作、^や、^磯、^部、^は、^大、^木、^さ、^ん、^か、^ら、^見、^る、^と、^も、^つ、^と、^委、^し、^く、^知、^つ、^て、^居、^る、^が、^ポ、^ア、^ソ、^ナ、^ー、^ド、^の、^弟、^子、^み、^た、^や、^う、^な、^も、^の、^だ、^か、^ら、^ポ、^ア、^ソ、^ナ、^ー、^ド、^の、^考、^へ、^を、^宜、^い、^と、^思、^つ、^た、^の、^は、^無、^理、^か、^ら、^ぬ、^話、^さ、玉乃世履などは、本當の事は分らぬのだが、ただ、西洋に惚れて仕舞つて、ポアソナードを、神様のやうに思つて居た、大木さんのみならず、政府の人は、其時分には、皆、^て、^居、^た、^や、^う、^だ、^そ、^り、^や、^あ、^そ、^の、^筈、^さ、^法、^律、^の、^事、^は、^日、^本、^人、^が、^ま、^る、^て、^知、^ら、^ぬ、^の、^話、^さ、^併、^し、^他、^の、^事、^は、^ど、^う、^て、^も、^宜、^い、^と、^し、^た、^と、^こ、^ろ、^で、^民、^法、^な、^ど、^は、^日、^本、^人、^の、^ま、^る、^て、^知、^ら、^ぬ、^事、^を、^法、^律、^と、^し、^て、^出、^す、^の、^は、^不、^都、^合、^だ、^と、^云、^つ、^て、^私、^は、^反、^對、^し、^た、^が、^其、^爲、^め、^に、^よ、^さ、^ぬ、^話、^さ、

れて仕舞つた、麟祥先生などは、どこまでも、原案維持の方だつた、それは、自然の勢ひだつたから、仕方が無いのさ、
 奇體な譯で、前に、攘夷家などと云つた人が、どうかすると、非常に、自由を好むやうになつたものだから、それは、學問が無いから、西洋流が宜いと思ふと、急に何でも變へて仕舞つたものに見える、江藤さんからして、さうなつて仕舞つた、何でも、一直線に上げようと思ふ方針だつた、滅法界の説のやうに思はれるが、其點になると、今の伊藤さんでも、大同小異だな、
 前には、百箇條でも、幾分か、明律の意味合を採つて、白石だとか、徂徠だとか、明律を調べ、事に當つて調べたものが、條例になつたのだ、それと同じに、御維新になつて、西洋の法律を持つて來ようとしたのは、江藤が先づ初めだらう、江藤が倒れて、あとは大木、それから、山田が其方針を採つた、麟祥先生は、まあ、仕出し屋の方で、西洋流の方が宜い、と云ふ考へてあつた、
 法律が、今日のやうになつたのは、適當であつたかどうか、それは分らぬが、麟祥先生の翻譯の功は、十分にある、あの時、あれだけに、翻譯したものは、他には無いからなあ、

初め、蘭書を讀んで、英書を讀んで、佛蘭西書は知らなんだが、佛蘭西書は、字引で讀んだのだ、昭武公に附いて、佛蘭西に行つても、通辨は出來なかつたやうだ、併し、本は讀めたやうだ、磯部あたりは、初から、本當に、佛蘭西語を學問して讀んだのだが、箕作の字引學問なのだ、それで、あれだけにやつたのだから、えらい、まあ、今まで、法政の關係しては、箕作が一番えらいだらう、今の大學の方や、何かには、上手な人も、
 大隈重信氏の談 三十五年六月十日

箕作君は、日本の從來の法律、若しくは、行政の上について、思想を一變して、さうして、歐羅巴の法律行政と云ふ思想を、役人の間に導いたと云ふ上に付いては、箕作君は、其當時、司法省内に重んぜられ、箕作君の功が、今日の内閣であつた、始まつた、——あゝ、其時には、司法省ではなく、太政官の部であつた、さうして、法典編纂と云ふことが、外國の法典を讀むことも出來、又た、それを日本の文字に書くことの出來る箕作君を中心として起つた、併し、とても、箕作君の力のみで出來ぬと云ふので、佛人などを雇つて來ることになり、遂に、岩倉、木戸、大久保などが相談し、佛國の有力なる法律家を、日本に雇ふと云ふことにな

つて、其結果として、彼の「ボアッナード」などを聘したのである。其當時、歐羅巴の法律等を、日本の文字に解釋することは、尋常の洋學者と云ふ人では、出来なかつたのである。當時、箕作君は、常に其間に立つて、能く働かれたさうして、法典の調査、日本の法典の編纂に就いては、箕作君が、初めを爲したのである。尤も、其企てを起したのは、江藤新平などの如き有爲の政治家であつて、舊來の陋習を去つて、世界の文明と同化しよう、と云ふので、着々、歩を進めては來たが、縦ひ、言葉が通じて、學識がどれほどあらうとも、信用の置ける人物がなければ、其事を託する譯には、いかぬ。然るに、箕作君は、實に公平無私の人で、學者として尊敬すべき人であるのみならず、一體の人格が、頗る善良で、餘程品位の高い人であつた。それ故に、箕作君は、其當時の政治家から、尊敬を受けたのである。

總て、日本の司法制度の調査、法律の編纂、其間に、表面に現はれぬ、ちよい／＼したことで、西洋の文物を、日本に吹込む上に付いては、箕作君が、貢獻されたことが、餘程多いことと信ずる。


〔長岡護美氏の談〕 三十六年八月二十日

私は、箕作とは、元老院以來の交際であるから、其以前のことは知らぬ、又家事のこととも知らぬ、

私は、箕作を學識上から敬して居つた。箕作は、普通の、——たゞの學者でなく、法律の研究をした。法律ばかりでなく、何の事にも、能く行届いて居つた。元老院あたりで言ふ、公平着實であつて、能く時勢を斟酌して、論を立て、實際に適用の出來た。した。

あの人は、フランスの法律を調べたのが初めて、ドイツの法律も、イギリスの法律も、一と通りは、調べて居た。日本では、フランス法律が重もて、ドイツ法律が、少しばかり這入つて居るが、箕作の學識も、丁度それと同じやうに行つて居た。法律上の學識に長じて居たばかりでなく、行政上の事務にも通じて居た。山田顯義が、司法大臣の時、箕作を採つて、司法省の次官に任じた。さうして、司法省事務の政府委員をやらせた。元老院の議事の演説の手際も、さうして、言ふことが、空論でなく、實際に適用の出來ること、無理な論をしない、行ふ事の出來ないやうな論をしない、極端に走つたり、人に抵抗したりする様などなく、能く實際に行はれ易いやう、法律の實施の出來るやうに、骨を折つた人で、元老院の議官として

は元老院の職掌上、與つて力ありと云つてよい、それは、元老院の議事筆記を御覽になつても分るが、法律上の事は、箕作が、説も多く述べてあるし、又、法律上に進捗を與へたことは、全く功があらうと思ふ、先づ、大體評して見ると、さういふやうな人で、今日の法律の知識を與へ、今日までに法律の開拓をし、外國の法律と云ふものを、日本に當嵌めるやうにしたのは、箕作の力である、と云つてよい、司法の次官に當つてからの事は、私は、能く知らぬが、能くやつて居たらしい、これも、時勢の變化で、段々、色々の法律も改革になる曉には、箕作の如き人が、大臣を助けて行かなければ、仕事が出来なかつたらうと思ふ、山田は、軍事の方では、上手であつたらうが、法律の方では、素人であつた、それを助けて行つたのは、箕作の力があるだらうと思ふ、

元と、どこで學んで、どういふ人であると云ふことは、能く知らぬが、法律上の事は、——法律と云つても、憲法も、民法も、商法も、あるが、法律上の事なら、何の科の事でも、能く分つて居つたやうだ、就中、フランスの法律を、能く調べて居り、「ドイツ」のは、あとで學問したやうであるが、あらましは、知つて居り、「イギリス」のも、知つて居つたらしい、能く比較して、「イギリス」では斯う、「フランス」で

は斯う、又、「ドイツ」では斯う、と云ふやうなことを言つた、

あの人の長所は、何かと云ふと、議官、議員で、元老院や、貴族院で法律の上の事を議するのが、最も適任だつたと思ふ、法律を調べると云ふ方の人であつて、裁判をするとか云ふやうな事よりも、やはり、元方に居つて、法律の改正上に付いても、元を立て、が長所で、司法の次官もやつたが、司法省の經濟上の事とか、地方の情實が、た、とか云ふやうな行政上の才よりも、議政的の方に長じて居る人であつたと、私は、見て居た、

終に臨んで、男爵を授けられたが、誠に至當なこととて、それだけの直打ちは、十分にあつたことと思ふ、

存生中、私と色々の話をしたことがあるが、西洋を一遍見て來た人だと、何を話しても、早く分るが、固陋の考へを持つて居て、世界のを知らぬ人には、一番困る、幾ら學問があつても、あたまが古くて、世間知らずでは、今日の時勢に適用が出来ぬのでいけぬ、と云ふことを話されたことがあつたが、尤もな言だと思ふ、箕作は、誰でも敵はなかつた、元老院あたりで、議論したが、公平な議論であつて、人に迫らぬ方であつたから、誰とも衝突をしたとはなかつた、海江田(信義)な

どは、箕作とは、餘ほど議論も、あたかも、違つて居るが、それでも、箕作のことを悪くは言はなかつた。

「渡正元氏の談」

法律取調委員、明治二十年十一月四日、委員左の如く命ぜらる、

委員長

司法大臣 伯爵 山田顯義

委員 最中

元老院議員 三浦 五名

議決権ヲ有スル委員

元老院議員 鶴田 皓、箕作麟祥、清岡 公張、渡正元、村田 保、大審院長 尾崎 忠治

控訴院長 西成 度、司法次官 三好 退藏、大審院 檢事長 松岡 康毅、大審院

評定官 南部 甕男、

後ニ死亡及缺員ニ付追加委員

元老院議員 植村 正直、尾崎 三良、判事 北島 治

法律取調報告委員 下地 調査ノ事ニ從事ス

磯部 四郎、熊野 敏三、栗塚 省吾、今村 和郎、本尾 敬三郎、本多 康直、今村 信行、長谷

川 喬、寺島 直宮、城 浩藏、井上 正一、光田 三郎、小松 濟治、出浦 力雄、菊池 武夫、奥山

政敬、岡村 輝彦、黒田 綱彦、岸本 辰雄、波多野 敬直、河津 祐之、龜山 貞義、曲木 如長、
工藤 勝則、三坂 繁人、木下 周一、長森 敬斐、渡邊 暢、進 十六、高野 真遜、
明治二十年十一月五日より、明治二十四年三月三十日まで、全三年四箇月
間にて、審議を定せる、法律、

二十一條

十八條

四百十二條

五百八十條

五百七十二條

八百八十五條

八百四十八條

千〇六十四條

八百五條

民法人事編
同 相續編
同 財産編
同 取得編
同 擔保編
同 證據編
商法
訴訟法
其他

「梅謙次郎氏の談」 三十六年八月十三日

法典調査會は、前後二度ありまして、箕作君は、二度ともに、委員でありましたが、前の調査會の時の事は、私は、まるで知りませぬ、たゞ、大に盡されたと云ふ事だけは、話に聞いて居ります。

後の調査會に於いては、箕作君は、最も勉強した一人で、御互に、定連と稱して居つた位で、餘程の痲氣か、故障がなければ、缺席せぬ仲間でありました、さうして、毎度、有益なる意見を出して、大に利益を興へられたことがあるです、後には、假議長をして居られた、議長は、總裁、若しくは、副總裁がするのであるが、總裁も、副總裁も、大臣であるものだから、忙しくて、出席が出来ぬことが多くて、其場合には、箕作君が存生中は、決まつて假議長をやることになつて居りました。

箕作君の意見は、いつも公平でありました、偏つた意見は、なかつた、文の體裁を揃へることなどに、いつも、能く氣が付け、なつて居りました、かぬことを、屢氣を付けてくれられました、
 々々起草委員が、氣の附

委員の間に、初めは、英法派とか、佛法派とか、獨法派とか、云ふものがありました、後には、なくなりましたが、初めの間には、各、自分の調べた方に、幾分か偏つた人

もありましたが、箕作君は、初めから、極公平であつて、自分は、前の法典調査委員であるけれども、少しも、前の法典に拘泥すると云ふやうな模様はありません、あつた、

私と箕作君との關係は、明治二十三年が始めて、時代が違つて居りました、丁度、箕作君の、
 が、私の先生に當るのでありました、

私の、始めて、
 知つたのは、明治二十三年で、和佛法律學校と云ふものが、前に、東京法學校と云ふものと、佛學校と云ふものと、別々になつて居たのを、明治二十二年に合併して出来ると同時に、箕作君が校長になられた、引續いて、歿せられるまで、校長になつて居られて、其間に、交迭は無かつた、校長の下に、學監と事務長とありまして、私が學監になつて居りました、

和佛法律學校の來歴は、能く知りませぬが、從來、
 の學校に、校長があつて、それが、對等で合併する、
 ありまして、其二つ以上は、一方の校長を、新しい學校の校長にすることは出来ぬ、それと、箕作君が名望家であつたので、それで、一同から頼んで、新しい學校の校長になつて貰つたのであらうと思ひます。

明治二十年、三月、麟祥君の室三澤氏、本所藤代町の宅にて歿せり、年三十五なりき、諱はもと、長野縣士族三澤精確の第三女なり、病は、子宮外の妊娠なりしとぞ、三澤氏、年十四にして、麟祥君に嫁し、三男を生子、貞淑にして、善く夫に事へ、善く子女を鞠育し、塾生に對して懇切にして、奴婢の老朽したるをも撫養し、二十餘年事へし者もあり、一家極めて平和にして、善く親族朋友を遇し、貧者の女を養ひて嫁せしめなどし、善く人の爲に力を盡し、かば、景慕して、家に入出入する者多かりき、三澤氏歿して、麟祥君甚しく落膽せり、尋て、駒ヶ野富士見町、四丁目、七番地に轉居し、此年九月、繼室大前氏より、年三十三なり、名は「とを」、静岡縣士族大前寛治の第三女なり、

「名村泰藏氏の談」 三十四年十一月二十七日

佛蘭西に居つた時です、箕作さんが女の寫眞を見せて、北村君、(名村氏の舊氏)

私は、これを妻にすることに決めたよ、など、言つて居られた、それから、佛蘭西から歸つて、湯島の天神下に居られた時、行つたら、細君を紹介して、これが、かねて佛蘭西で話した僕の女房だ、能く見てくれたまへ、など、言つた、それが、百本杭の所に居られた時、死んだ細君なのだ、それが、私が天神下に行つた時、まだ十六か十七か、

「吳文聰氏の談」 五年十月三十一日

箕作君は、非常に稼いで、翻譯をしたり、政府へ出て働いたりして、相當の収入もあつた、併し、細君のおもとさんと云ふ人は、餘ほど派手者の方で、人の世話を心切にする人で、非常に家が繁昌し、知つて居る者は、言ふに及ばず、知らない者までも出入すると云ふくらゐで、困つて居る者の手助けも、随分多かつた、おもとて、家に置いてやり、又は、人の娘を引取つて、相當の嫁入り料も、随分多かつた、おもと居へ行つたりしたから、収入も、可なり多かつたが、おもとさんは、非常に深切な人で、私なども、實の姉を失つた様に思ひます、なくなる三日許前に、見舞ひに行きました、が、元氣で、何に、今に直きになほります、案じて下さるな、など云はれたのを、今でも思ひ出します、